朝日町地域防災計画 一地震・津波対策編一

令和6年7月修正

朝日町防災会議

目 次

第1部	総則	1
第1章	計画の目的・方針	1
第1節	本町の地震・津波対策の考え方	. 1
第2節	計画の位置づけ及び構成	. 5
第 2 章	計画関係者の責務等	9
第1節	町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割	. 9
第2節	町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第3章	朝日町の特質及び既往の地震・津波災害	19
第1節	朝日町の特質	19
第2節	朝日町における既往の地震災害	23
第4章	被害想定等	28
第1節	プレート境界型地震にかかる被害想定	28
第2節	内陸直下型地震にかかる被害想定	42
第3節	調査研究の推進	48
第2部	災害予防・減災対策	50
第2部 第1章	災害予防・減災対策 自助・共助を育む対策の推進	
		52
第1章	自助・共助を育む対策の推進	52
第1章 第1節 第2節 第3節	自助・共助を育む対策の推進 住民や地域の防災対策の促進(予防1) 防災人材の育成・活用(予防2) 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3)	52 52 59 61
第1章 第1節 第2節 第3節 第4節	自助・共助を育む対策の推進. 住民や地域の防災対策の促進(ドル゙1). 防災人材の育成・活用(ドル゚2). 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(ドル゙3). ボランティア活動の促進(ドル゙4).	52 52 59 61 63
第1章 第1節 第2節 第3節 第4節 第5節	自助・共助を育む対策の推進. 住民や地域の防災対策の促進(予防1). 防災人材の育成・活用(予防2). 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3) ボランティア活動の促進(予防4). 企業・事業所の防災対策の促進(予防5).	52 52 59 61 63 66
第1章 第1節節第3 第45 第6 第6	自助・共助を育む対策の推進. 住民や地域の防災対策の促進(予防1). 防災人材の育成・活用(予防2). 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3). ボランティア活動の促進(予防4). 企業・事業所の防災対策の促進(予防5). 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進(予防6).	52 52 59 61 63 66 69
第1章 第1章 第23345 第356 第66 第2	自助・共助を育む対策の推進. 住民や地域の防災対策の促進(予防1) 防災人材の育成・活用(予防2). 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3) ボランティア活動の促進(予防4) 企業・事業所の防災対策の促進(予防5) 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進(予防6) 安全な避難空間の確保.	52 52 59 61 63 66 69 72
第1章 第1233456 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	自助・共助を育む対策の推進. 住民や地域の防災対策の促進(予防1). 防災人材の育成・活用(予防2). 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3). ボランティア活動の促進(予防4). 企業・事業所の防災対策の促進(予防5). 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進(予防6). 安全な避難空間の確保. 避難対策等の推進(予防7).	52 52 59 61 63 66 69 72
第1章 第1 2 3 4 5 6 章 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	自助・共助を育む対策の推進. 住民や地域の防災対策の促進(予防1) 防災人材の育成・活用(予防2) 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3) ボランティア活動の促進(予防4) 企業・事業所の防災対策の促進(予防5) 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進(予防6) 安全な避難空間の確保. 避難対策等の推進(予防7) 避難行動要支援者対策の推進(予防8)	52 52 59 61 63 66 69 72 72
第1章 第1233456 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	自助・共助を育む対策の推進. 住民や地域の防災対策の促進(予防1). 防災人材の育成・活用(予防2). 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3). ボランティア活動の促進(予防4). 企業・事業所の防災対策の促進(予防5). 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進(予防6). 安全な避難空間の確保. 避難対策等の推進(予防7).	52 52 59 61 63 66 69 72 72
第	自助・共助を育む対策の推進. 住民や地域の防災対策の促進(予防1) 防災人材の育成・活用(予防2) 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3) ボランティア活動の促進(予防4) 企業・事業所の防災対策の促進(予防5) 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進(予防6) 安全な避難空間の確保. 避難対策等の推進(予防7) 避難行動要支援者対策の推進(予防8)	52 52 59 61 63 66 69 72 76 81 81

第3節	危険物施設等の防災対策の推進(予防12)85
第4節	地盤災害防止対策の推進(予防13) 87
第4章	緊急輸送の確保90
第1節	輸送体制の整備(トート 14) 90
第5章	防災体制の整備・強化92
第1節	災害対策機能の整備及び確保(予防15)92
第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保(予防16)95
第3節	医療・救護体制及び機能の確保(予防17)98
第4節	応援・受援体制の整備(トード18)100
第5節	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備(予防19)102
第6節	ライフラインにかかる防災対策の推進(予購20)105
第7節	防災訓練の実施(ドト゚ 21) 110
第8節	災害廃棄物処理体制の整備(予防22)112
第 6 章	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応113
第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)に対する対応(隣2)116
第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策 (予防 24) 118
第3節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策 (予勝 25) 121
tota - June 1	
	発災後対策 123
第1章	災害対策本部機能の確保125
第1章 第1節	災害対策本部機能の確保
第1章 第1節 第2節	災害対策本部機能の確保.125活動態勢の整備 (発災1)125通信機能の確保 (発災2)131
第1章 第1節 第2節 第3節	災害対策本部機能の確保.125活動態勢の整備(発災1).125通信機能の確保(発災2).131自衛隊への災害派遣要請等(発災3).137
第1章 第1節 第2節 第3節 第4節	災害対策本部機能の確保 125 活動態勢の整備(発災1) 125 通信機能の確保(発災2) 131 自衛隊への災害派遣要請等(発災3) 137 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用(発災4) 142
第1章 第1節 第2節 第3節 第4節 第5節	災害対策本部機能の確保.125活動態勢の整備 (発災1)125通信機能の確保 (発災2)131自衛隊への災害派遣要請等 (発災3)137災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4)142応援・受援体制の整備 (発災5)146
第1章 第1節 第2節 第3節 第4節	災害対策本部機能の確保125活動態勢の整備 (発災1)125通信機能の確保 (発災2)131自衛隊への災害派遣要請等 (発災3)137災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4)142応援・受援体制の整備 (発災5)146国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 (発災6)148
第1章 第1節第2節第3 第4節第6 第5節	災害対策本部機能の確保.125活動態勢の整備 (発災1)125通信機能の確保 (発災2)131自衛隊への災害派遣要請等 (発災3)137災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4)142応援・受援体制の整備 (発災5)146
第1章 第1 2 3 4 5 5 6 7 章 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 2 章 第 2 章 第 2 章 第 2 章 第 2 章 9 9 1	災害対策本部機能の確保 125 活動態勢の整備 (発災1) 125 通信機能の確保 (発災2) 131 自衛隊への災害派遣要請等 (発災3) 137 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4) 142 応援・受援体制の整備 (発災5) 146 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 (発災6) 148 災害救助法の適用 (発災7) 149 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 154
第1章 第1章 第23 第35 第56 第67 第67	災害対策本部機能の確保125活動態勢の整備 (発災1)125通信機能の確保 (発災2)131自衛隊への災害派遣要請等 (発災3)137災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4)142応援・受援体制の整備 (発災5)146国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 (発災6)148災害救助法の適用 (発災7)149
第1章 第1 2 3 4 5 6 7 章 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	災害対策本部機能の確保125活動態勢の整備 (発災1)125通信機能の確保 (発災2)131自衛隊への災害派遣要請等 (発災3)137災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4)142応援・受援体制の整備 (発災5)146国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 (発災6)148災害救助法の適用 (発災7)149緊急的交通・輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧154緊急の交通・輸送機能の確保 (発災8)154
第1	災害対策本部機能の確保125活動態勢の整備 (発災1)125通信機能の確保 (発災2)131自衛隊への災害派遣要請等 (発災3)137災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4)142応援・受援体制の整備 (発災5)146国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 (発災6)148災害救助法の適用 (発災7)149緊急的交通・輸送機能の確保 (発災8)154水防活動 (発災9)160
第1	災害対策本部機能の確保125活動態勢の整備 (発災1)125通信機能の確保 (発災2)131自衛隊への災害派遣要請等 (発災3)137災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4)142応援・受援体制の整備 (発災5)146国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 (発災6)148災害救助法の適用 (発災7)149緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧154緊急の交通・輸送機能の確保 (発災8)154水防活動 (発災9)160ライフライン施設の復旧・保全 (発災10)162
第1	災害対策本部機能の確保125活動態勢の整備 (発災1)125通信機能の確保 (発災2)131自衛隊への災害派遣要請等 (発災3)137災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災4)142応援・受援体制の整備 (発災5)146国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 (発災6)148災害救助法の適用 (発災7)149緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧154水防活動 (発災9)160ライフライン施設の復旧・保全 (発災10)162公共施設等の復旧・保全 (発災11)168
第1	災害対策本部機能の確保125活動態勢の整備(発災1)125通信機能の確保(発災2)131自衛隊への災害派遣要請等(発災3)137災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用(発災4)142応援・受援体制の整備(発災5)146国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等(発災6)148災害救助法の適用(発災7)149緊急の交通・輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧154水防活動(発災9)160ライフライン施設の復旧・保全(発災10)162公共施設等の復旧・保全(発災11)168ヘリコプターの活用(発災12)170

第4章	避難及び被災者支援等の活動	176
第1貿	う 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 (発災 15)	176
第2質	市 避難行動要支援者・要配慮者対策 (発災 16)	181
第3質	う 学校・園における児童生徒等の安全確保(発災17)	183
第4質	た ボランティア活動の支援 (発災18)	184
第 5 貿	防疫・保健衛生活動(発災19)	187
第 6 貿	節 災害警備活動 (発災 20)	189
第7頁	う 行方不明者の捜索・遺体の取扱い (発災 21)	190
第 5 章	救援物資等の供給	193
第1質	5 緊急輸送手段の確保(発災22)	193
第2頁	市 救援物資等の供給(発災23)	194
第3質	节 給水活動 (発災 24)	199
第6章	特定災害対策	201
第1質	。 危険物施設等の保全(発災25)	201
第7章	復旧に向けた対策	205
第1領	节 廃棄物対策活動 (発災 26)	205
第2頁	6 住宅の保全・確保(発災27)	207
第3頁	b 文教等対策 (発災 28)	209
第4頁	節 災害義援金等の受入・配分(発災20)	211
第4部	復旧·復興対策	214
第1章	復旧・復興対策	216
第1領	、 激甚災害の指定 (復興1)	216
第2質	市 被災者の生活再建に向けた支援(復興2)	219
第3質	う 復興体制の構築と復興方針の策定(復興3)	226

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針 第1節 本町の地震·津波対策の考え方

第1項 本町のおかれている状況

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から 11 年が経過した。今 もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力 を続けている。

この東日本大震災以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが本町が直面 している現実である。

歴史資料で地震の発生が明らかになっている 684 年以降の過去約 1400 年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約 100~200 年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに三重県に大きな被害をもたらしてきた地震は、おおむね 100~150 年周期で発生していることが記録に残されている。近年では、昭和東南海地震(1944 年)、昭和南海地震(1946 年)がこれに当たるが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから 70 年余りが経過しており、南海トラフにおける大規模地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言える。

国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを 震源とするM8~9クラスの地震が発生する確率は70%程度とされている。

これらのことをふまえ、国の中央防災会議においては、想定外をなくすという考え方のもと、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところである。

南海トラフを震源とする $M8\sim9$ クラスの地震が発生した場合の本町の被害想定は第4章のとおりで、死者は最大で約30人、全壊・焼失建物棟数は最大で約550棟にのぼるなど、甚大な被害が予想されている。

東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった津波対策をはじめ、阪神・淡路大震災や熊本地震で学びながら、本町として今やるべき防災対策を進める中、事前の地震・ 津波対策に万全を期しておけば被害を大幅に低減でき、死者数を限りなくゼロに近づけて いくことが可能となる。

また、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することが可能となる。

第2項 本町の地震・津波対策の考え方

1 地震・津波対策の基本的な考え方と目標

町・県・防災関係機関・事業者・地域・住民の総合力で地震・津波対策に取り組む。

「自助」、「共助」、「公助」の有機的な連携なしに住民の生命は救えない。これが東 日本大震災で学んだ貴重な教訓であり、本計画の根幹をなす考え方である。

そのためには、各々が防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる"防災の日常化"という概念の定着を図る必要がある。

第1章 計画の目的・方針

町、防災関係機関が防災対策の中心となって災害予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策に取り組んでいく方針に変わりはないが、"防災の日常化"という概念のもと、これらをもう一歩前に進めるとともに、事業者、地域、住民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助・共助・公助」が一体となった防災対策態勢の構築を本計画で目指していく。そして本計画に基づく防災対策によって、

「地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づける。」

これを本町の地震・津波対策の目標として取り組む。

2 地震・津波対策の対象とする地震について

死者数を限りなくゼロに近づける。そのための地震・津波対策を検討するため、本計画においては次の3つの地震モデルを想定し、災害予防・減災対策を講じることとしている。

(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震

過去約 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で三重県に甚大な被害を もたらしてきた歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、現実としてこ の地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震が三重県により想定されている。

(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震が三重県により想定されている。

(3) 県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震

北勢地域に最も深刻な被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老-桑名-四日市断層帯」を選択し、それぞれに地震モデルが三重県により想定されている。

3 災害予防・減災対策への地震モデルの活用について

(1)の過去最大クラスの南海トラフ地震については、発生が予測される"揺れ"と"津波"に対して、ハード、ソフト両面からの対策を講じる。

地域によって被害の様相が異なる本町の特性をふまえ、地震や津波に対して、河川施設等の機能が確保されることにより、生命や財産を守ることができる可能性の高い地域については、一義的にはハード対策で被害の発生を未然に防ぐことを前提としつつ、東日本大震災において、ハードへの過度な信頼感が人的被害の拡大を招いたという教訓をふまえ、これに早期避難等のソフト対策を加えることで万全を期していく。

一方、ハード面の整備だけで守り抜くことが困難な地域については、ハード対策により 可能な限り被害の軽減を図りつつも、ソフト対策を中心とした対策を講じていくことで命 を守る。

(2)の理論上最大クラスの南海トラフ地震は、基本的には"津波"から命を守る、避難対策のためのモデルである。過去最大クラスを超えるレベルの地震となるので、住民等が"いつまでに""どこまで"避難すれば命が助かるかを示し、そのための対策を講じることを一義的な目的とする。

さらに、防災対策上、特に重要な施設については、このレベルの地震でも機能を喪失することがないよう、万全の対策を講じることをめざす。

(3)の内陸直下型地震については、特に内陸部における"揺れ"対策に活用する。建物の耐震化や家具固定、火災発生の未然防止策等を徹底するとともに、土砂災害等の地盤災害の未然防止や土砂災害危険地域の避難対策を講じることで、死者数ゼロをめざす。

また、活断層の位置情報は、学校や病院等重要施設の建設や移転場所を検討する際の参考とすることで、被害の拡大防止につなげていく。

4 地震・津波発災時・発災後の対応について

これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した際の対応が本計画における新たな課題となる。

このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災で得た新たな知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、新たに次の二つの対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととする。

(1) 避難行動要支援者に最大限配慮した津波避難対策

津波から住民の生命を救い、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、避難行動要支援者の避難対策が重要な課題となり、あらゆる手段を尽くした避難行動要支援者の避難対策が必要とされる。

(2) 県内市町間、県外市町等との連携による広域的な応援・受援体制整備

南海トラフ地震は、近県を含めた広域的な被害の発生が想定される。

沿岸部を中心に多数の被災者が発生し、広い範囲での救助・救出活動や、避難場所から避難所への速やかな被災者の移送、大勢の避難者を長期間にわたって受入るための体制の整備が求められる。これらを被災市町のみで対応することは不可能なことから、県内内陸部市町、他府県市町、ボランティア等と連携した、広域的な応援・受援体制の整備が必要とされる。

5 復旧・復興対策について

発災後、早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建を目指す「復旧対策」に加え、現在、東日本における被災地が直面している "発災後5年が経過しても思うように地域の復興が進まない"という課題に鑑み、発災後の地域の「復興対策」までを念頭に置いた防災対策の検討に着手する。

東日本大震災で得た、"平常時から様々な利害関係者の参画と合意に基づく復興計画づくりを進めておくことが重要"という知見に基づき、先ずは復興計画づくりに向けた基本的な姿勢と方針を本計画で示す。

第3項 計画の修正方針

1 計画修正のポイント

計画の修正のポイントと概要は次のとおりである。

- ① 南海トラフ地震臨時情報の発表基準の見直しに伴い、過去最大クラスを超えるレベルの地震を想定した「Myまっぷラン+(プラス)」の活用等による住民の避難計画づくりの促進、「物資調達・輸送調整等支援システム」等の活用など、甚大な被害をもたらす災害に備えるための対策を盛り込む。
- ② 令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により得た知見から、感染症

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

流行時に災害が発生した際の避難所運営における感染症対策の推進などを加える。

- ③ 災害への対策は役場の取組(公助)には限界がある中、自分の命は自分で守り(自助)、地域における助け合い(共助)も重要となる。このため、計画書としてのわかりやすさに配慮し、膨大な掲載情報の中から、特に重要なことについて、ポイント的に把握できるよう次のような工夫を行う。
 - 「重要な項目」に注釈マーク(!) を掲載
 - ! の掲載方法は、基本的には「■町が実施する対策!」、「■その他防災関係機関が実施する対策!」、「■住民が実施する対策!」などの主体別対策に対しその文末に掲載している。ただし当該対策全てに!! をかける必要がないものは、各主体別対策の中の小項目に対しその文末に掲載している。
 - トピックス (参考図や資料、参考となる現地写真や過去の写真) の挿入

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の第42条の規定に基づき、朝日町防災会議が作成する「朝日町地域防災計画」の「地震・津波対策編」であり、第4章に掲げる「被害想定等」を前提としている。

この計画は町、県、防災関係機関、住民等の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第2項 計画の構成

第 1 部 総 則	○ 計画の目的や方針、町、県、防災関係機関、住民等の防災 上の責務や役割や想定される地震・津波災害の被害等につい て書かれている。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震・津波災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれている。
第 3 部 発災後対策	○ 町災対本部の部隊活動を中心に、町や県、防災関係機関、 住民等が地震発生後に取り組むべき対策について書かれてい る。
第4部 復旧·復興対策	○ 被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等 について書かれている。

<地域防災計画(地震・津波対策編)の構成>

			第1部 総則
第1章	計画の目的・方針	第1節	本町の地震・津波対策の考え方
		第2節	計画の位置づけ及び構成
第2章	計画関係者の責	第1節	町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割
	務等	第2節	町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大
			綱
第3章	朝日町の特質及	第1節	朝日町の特質
	び既往の地震・津	第2節	朝日町における既往の地震災害
	波災害		
第4章	被害想定等	第1節	プレート境界型地震にかかる被害想定
		第2節	内陸直下型地震にかかる被害想定
		第3節	調査研究の推進
	·		

	第2部 災害予防・減災対策			
第1章	自助・共助を育む	第1節	住民や地域の防災対策の促進	
	対策の推進	第2節	防災人材の育成・活用	
		第3節	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	
		第4節	ボランティア活動の促進	
		第5節	企業・事業所の防災対策の促進	
		第6節	児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進	
第2章	安全な避難空間	第1節	避難対策等の推進	
	の確保	第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策の推進	
		第3節	要配慮者利用施設における避難確保対策の推進	
第3章	地震・津波に強い	第1節	建築物等の防災対策の推進	
	まちづくりの推進	第2節	公共施設等の防災対策の推進	
		第3節	危険物施設等の防災対策の推進	
		第4節	地盤災害防止対策の推進	
第4章	緊急輸送の確保	第1節	輸送体制の整備	
第5章	防災体制の整備・	第1節	災害対策機能の整備及び確保	
	強化	第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	
		第3節	医療・救護体制及び機能の確保	
		第4節	応援・受援体制の整備	
		第5節	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	
		第6節	ライフラインにかかる防災対策の推進	
		第7節	防災訓練の実施	
		第8節	災害廃棄物処理体制の整備	
第6章	南海トラフ地震臨	第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)に対する対応	
	時情報に対する	第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警報)に対する災害	
	防災対応		応急対策	
		第3節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害	
			応急対策	

	第3部 発災後対策			
第1章	災害対策本部機	第1節	活動態勢の整備	
	能の確保	第2節	通信機能の確保	
		第3節	自衛隊への災害派遣要請等	
		第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	
		第5節	応援・受援体制の整備	
		第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要	

	第 3 部 発災後対策			
		<u>л</u>	請等	
		第7節	災害救助法の適用	
第2章	緊急輸送機能の	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保	
	確保及び社会基	第2節	水防活動	
	盤施設等の応急	第3節	ライフライン施設の復旧・保全	
	復旧	第4節	公共施設等の復旧・保全	
		第5節	ヘリコプターの活用	
第3章	救助・救急及び医	第1節	救助・救急及び消防活動	
	療∙救護活動	第2節	医療·救護活動	
第4章	避難及び被災者	第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	
	支援等の活動	第2節	避難行動要支援者対策	
		第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保	
		第4節	ボランティア活動の支援	
		第5節	防疫 · 保健衛生活動	
		第6節	災害警備活動	
		第7節	遺体の取り扱い	
第5章	救援物資等の供	第1節	緊急輸送手段の確保	
	給	第2節	救援物資等の供給	
		第3節	給水活動	
第6章	特定災害対策	第1節	危険物施設等の保全	
第7章	復旧に向けた対	第1節	廃棄物対策活動 	
	策	第2節	住宅の保全・確保	
		第3節	文教等対策	
		第4節	災害義援金等の受入・配分	

第4部復旧・復興対策			
第1章	復旧•復興対策	第1節	激甚災害の指定
		第2節	被災者の生活再建に向けた支援
		第3節	復興体制の構築と復興方針の策定

第3項 計画の修正

この計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められる ときは速やかに修正する。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が 指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第4項 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 県災対本部 ………三重県災害対策本部をいう。
- 2 町 災 対 本 部 ………朝日町災害対策本部をいう。
- 3 地 方 部 ………三重県災害対策本部の地方災害対策部(四日市地域防災総合 事務所)をいう。
- 4 防災関係機関 ………国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方 公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 5 基 本 法 ……災害対策基本法をいう。

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

- 6 救 助 法 ………災害救助法をいう。
- 7 要 配 慮 者 ………高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、 災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう。
- 8 避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 9 復 興 法 ……大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 10 南海トラフ地震 ………第1部 第1章 第1節 本町の地震・津波対策の考え方 第2項 本町の地震・津波対策の考え方 2 地震・津波対策 の対象とする地震について に掲げる(1) 過去最大クラスの 南海トラフ地震と(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震の 2つの地震の総称
- 11 その他の用語については、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の例による。
 - ※ 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は、地震名称 を「南海トラフ地震」と改めた上で内容の一部が改正され、平成25年12月27日付 けにて施行された。

第2章 計画関係者の責務等

第 1 節 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割

第1項 町・県・防災関係機関の実施責任及び役割

1 町

- ① 町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに 地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関 及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

- ① 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護する ため、町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津 波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して 防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、 指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら 防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 住民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 住民

- ① 住民は、常に地震・津波に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助 の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 住民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- ① 事業者は、常に地震・津波に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、 発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努め る。
- ② 事業者は、地域において住民等、自主防災組織、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 町の処理すべき事務又は業務の大綱

カー項 町のた	性が、と事務人は未務の人間
機関名	内容
	(1) 町防災会議及び町災対本部に関する事務
	(2) 防災対策の組織の整備
	(3) 防災施設の整備
	(4) 防災行政無線の整備と運用
	(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
	(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
	(7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
	(8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
	(9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
	(10)住民に対する避難指示
	(11)被災者の救助に関する措置
町	(12)ボランティアの受入に関する措置
	(13)災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
	(14)被災町営施設の応急対策
	(15)災害時の文教対策
	(16)災害時の交通及び輸送の確保
	(17)その他災害応急対策及び災害復旧の実施
	(18)災害廃棄物の処理に関する措置
	(19)町内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
	(20)地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
	(21)避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地
	震防災上整備が必要な事業の実施
	(22)その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧
四日市市北消防	(2) 災害の防除及び被害の軽減
署朝日川越分署	(3) 救助・救急活動
	(4) 災害情報の収集・連絡等

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

第2項 宗の処	は 4 から 事務 久は 未務の 八神
機関名	内 容
	(1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務
	(2) 防災対策の組織の整備
	(3) 防災施設の整備
	(4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
県	(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
	(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
	(7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
	(8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
	(9) 被災者の救助に関する措置
	(10)ボランティアの受入に関する措置
	(11)災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
	(12)被災県営施設の応急対策
	(13)災害時の文教対策
	(14)南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の混乱防止
	(15)災害時の交通及び輸送の確保
	(16)自衛隊の災害派遣要請

機関名	内容
	(17)災害復旧の実施
	(18)災害廃棄物の処理に関する措置
	(19)市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の
	支援及び総合調整
	(20)避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地
	震防災上整備が必要な事業の実施
	(21)その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
	(1) 災害警備体制
	(2) 災害情報の収集・連絡等
	(3) 救出救助活動
	(4) 避難誘導
	(5) 緊急交通路の確保
 四日市北警察署	(6) 身元確認等
	(7) 二次災害の防止
	(8) 危険箇所等における避難誘導等の措置
	(9) 社会秩序の維持
	(10)被災者等への情報伝達活動
	(11)相談活動
	(12)ボランティア活動の支援

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内容
東海財務局津財務事務所	 (1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金(災害つなぎ資金)の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海農政局三重県拠点	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業(農林水産省農村振興局所管に限る)等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農林業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10)食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。
中部運輸局 三重陸運支局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達斡旋、特定航路への就航勧奨 (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導

機関名	内容
	(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等と
	の連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
	(5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者、もしくは港湾運送
	事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
	(6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
	(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (2)
	(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達斡
	旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及
	び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把
	握及び緊急時の出動体制の整備
	(10)情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を
	派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把
	握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対
	策に対する支援
	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
	(2) 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限
	る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解
津地方気象台	説
	(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
	(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
	(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施
	設)の整備のための調整及び電波の監理 (2)災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の
	無線通信の監理
 東海総合通信局	(3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
米梅心日是旧 均	(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
	(5) 非常通信協議会の運営に関すること
	(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携
	帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
	(1) 災害予防
	① 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線
	等の確保及び防災拠点の充実
	②機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
	③ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
	④ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の 整備(耐震性の確保等)に関する計画・指導及び事業実施
	□ 整備(耐震性の権保等)に関する計画・指导及の事業表施 ⑤ 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指
 中部地方整備局	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
三重河川国道事	⑦ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開(くしの歯作戦)・航
務所	路啓開(くまで作戦)・排水計画(チュウブハイドロポンプ作戦)に
	関する計画等の情報共有
	(2) 初動対応
	情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を
	派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の
	発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する
	支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整ない。
	整を図りつつ、道路啓開を実施
	(3) 応急・復旧
	① 防災関係機関との連携による応急対策の実施

機関名	内容
	② 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
	③ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水
	防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定
	緊急水防活動の実施
	④ 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制
	等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて
	行い、情報の周知を図る
	⑤ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
	⑥ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
	⑦ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応
	急対策の実施
	⑧ 所管施設の緊急点検の実施⑨ 情報の収集及び連絡
	⑨ 情報の収集及の連縮 ⑩ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な
	① 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害
	対策車両等を被災地支援のために出動
	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理
	空間情報の活用促進支援を実施
	(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提
国土地理院	供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施
中部地方測量部	(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システ
	ムの活用促進支援を実施
	(4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必
	要に応じて復旧測量等を実施
	(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
一手兴氏口	(2) 事業場における労働災害発生状況の把握
三重労働局	(3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実
	施

2 指定公共機関

2 拍正公共機関	ı
機関名	内 容
西日本電信電話 株式会社三重支 店	(1) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の 応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び 被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確 保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTT ドコモ東海支社 三重支店	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保

機関名	内容
	及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
KDDI株式会	(2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
社中部総支社	(3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復
	旧救護等のための臨時通信回線の設定
	(4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置 (1) 南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
	(1) 南海ドクク地震臨時間報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
ソフトバンクモ	(3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復
バイル株式会社	旧救護等のための臨時通信回線の設定
	(4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、
	 連絡
 楽天モバイル	~ ^ ^ (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
株式会社 	(3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復
	旧救護等のための臨時通信回線の設定
	(4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次
	の措置を講じる。
	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ① 通貨の円滑な供給の確保
	① 通真の自復な機構の確保 ② 現金供給のための輸送、通信手段の確保
	③ 通貨および金融の調節
日本銀行	(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
名古屋支店	① 決済システムの安定的な運行に係る措置
	② 資金の貸付け
	(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
	(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
	(5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の発令に伴う医療救護の派遣準備
	(2) 災害時における医療、助産及びその他の救助
日本赤十字社	(3) 救援物資の配分
三重県支部	(4) 災害時の血液製剤の供給
	(5) 義援金の受付及び配分
	(6) その他災害救護に必要な業務
	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防
	広、灰舌関係の情報、警報、任息報、ニュース及の古知事項、灰舌的 御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連
	番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害
	の復旧に資する。
│日本放送協会 │津放送局	(2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう
净以还同	努める。
	(3) 南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための住
	民への周知
	(4) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (5) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路	(1) 東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、新名神高速道路及び東海環状
中日本高坯追跖 株式会社	「「泉石版日勤年旦、伊男得庠日勤年旦、利石仲同丞旦昭及び泉海塚仏 自動車道の建設、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
アンムエ	「ロガールンない、「唯一」、「ど門へは「ツ門(日本里)「「火口後川ツ大旭」

機関名	内容
	(1) 南海トラフ地震臨時情報の発表時における警戒本部の設置並びに地
独立行政法人	震防災、応急対策の推進
水資源機構	(2) 水資源開発施設等(調整池等)の機能の維持並びにこれらの施設の 災害復旧の実施
	(1) 南海トラフ地震臨時情報の発表時の情報伝達
	(2) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対す
本海拔克砂 类	る輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸
東海旅客鉄道 株式会社	送等。
林	(3) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、
	混雑の状況を勘案した関係社員を適宜配置及び必要により警察の応援
	を得ての盗難等各種犯罪の防止に努めることとする。
	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の正確、迅速な伝達 (2) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸
	(2) 次音により
	(3) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並び
	に不通区間の自動車による代行輸送
	(4) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
日本貨物鉄道	(5) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の
株式会社	防止及び調査
	(6) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
	(7)機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理
	(8) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理
	(9) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施
	設、通信施設の保守管理
中部電カパワー	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
グリッド株式会	(2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察本部、関係会社、各電力会社等との連携
社三重支店/株	(3) 地方自行体、音祭本部、関係云社、谷电力云社寺との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
式会社JERA	(5) 電力供給施設の早期復旧の実施
西日本支社 	(6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
東邦ガス株式会	(1) ガス施設の災害予防措置及び防災応急対策に係る措置の実施
社/東邦ガスネ	(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置
ットワーク株式	(3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保
会社	(1) 災害時における郵便業務の確保
	① 郵便物の送達の確保
	② 郵便局の窓口業務の維持
	(2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
	① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、
	被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付するものとする。
日本郵便 株式会社	② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省
(水 八 云 <u>八</u>	令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金
	免除を実施するものとする。
	④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入する
	ために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に
	基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分
	する。

機関名	内 容
独立行政法人国立病院機構	(1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の 応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置 (2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において 被災傷病者の収容治療 (3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務 所を通して医療救護班の活動支援

3 指定地方公共機関

3 指定地方公共	·機関
機関名	内 容
公益社団法人	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整
三重県医師会	(2) 医療及び助産等救護活動
公益社団法人	(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整
三重県歯科医師	(2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見
会	からの身元確認作業等を実施
三重テレビ放送	
株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム放	(1) 日本版及伽云年版及尚に平りる。
送株式会社	
	災害発生に際して、県内 CATV 事業会社 8 社が所有する電気通信設備・
	放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早
	急な災害復旧処置の遂行を統括する。
	(1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順
	位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保ならびに早急な災害復旧
株式会社ケーブ	措置を行う。
ルコモンネット	(2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関
三重	連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害
	の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者
	等にも配慮を行う。
	(3) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
	を行う。 (4) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
	(4) 住民に対する情報、対象通報、ニューへ及びわ知らせの迅速な報道 を行う。
	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく
	応急輸送車の派遣及び配車配分
三重交通	(2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
株式会社	(3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の
	臨時応急輸送
一般社団法人	
三重県トラック	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ、物流専門家
協会	派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車
	(1) 災害により線路が不通となった場合のバス等による代行輸送又は連
近畿日本鉄道	絡他社線による振替輸送
株式会社	(2) 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に
	直接関係ある施設の保守管理
一般社団法人	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の
一般社団法人 三重県LPガス	計画と実施
一里ボードカへ 協会	(2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対す
1劢 女	る早期供給
一般社団法人三	(1) 応急仮設住宅の建設への協力
一般社団法人三	(2) 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急
里 示 廷 	に道路を啓開する工事への協力

4 自衛隊

機関名	内 容
陸上自衛隊第33 普通科連隊	(1) 要請に基づく災害派遣(2) 関係機関との防災訓練に協力参加

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
三重北農業協同 組合及び朝明商 工会	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要資機材及び 融資斡旋に対する協力
公共的団体(日 赤奉仕団、朝日 町食生活改善推 進協議会、アイ リスあさひ等)	(1) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力
公益社団法人 四日市医師会	(1) 災害医療救護計画の策定 (2) 医療救護班の派遣
一般社団法人 四日市歯科医師 会	(1) 災害医療救護マニュアルの策定 (2) 歯科医療救護班の派遣
一般社団法人 四日市薬剤師会	(1) 災害医療救護マニュアルの策定 (2) 薬剤師の派遣

6 自主防災組織

機関名	内 容
自主防災組織	(1) 自治区における災害予防に関すること。 (2) 避難時における自治区活動に関すること。 (3) 災害時における自治区の初期防災活動に関すること。

第3章 朝日町の特質及び既往の地震・津波災害 第1節 朝日町の特質

第1項 地形、地質及び地盤

1 地質

本町は海抜 $2 \sim 3$ メートルないし $5 \sim 6$ メートルの平野部と 10 数メートル以上の丘陵地から成っている。

平野部は、縄生の北側の墓場付近と朝日町役場の南西に、古生層の礫を含む花崗岩の砂礫からなる低位段丘があるが、これらを除けば大部分は沖積層から成っている。この層は上部砂礫層、上部粘土層、下部砂礫層、下部粘土層の4つの層に分かれる。

これらの各層は、海岸に近づくにつれて厚さを増しているようで、沖積層の厚いところでは全体で $40\sim60$ メートルにも及ぶと考えられ、一般的には、沖積層が厚いほど震度を増幅しやすいといわれている。

丘陵地の地質は約200万年前に堆積した奄芸層群とよばれるもので、砂岩、泥岩、礫岩などの互層からなっている。その他は、丘陵地の南斜面と員弁川沿いの北側に赤土に覆われた扇状礫層と、古い河川によってできた河岸段丘とからなる。

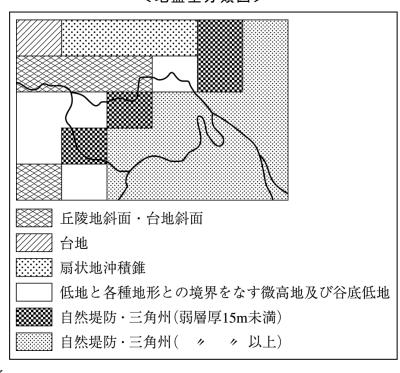
丘陵地の東端、桑名市街地西方丘陵の東端から朝日町のJR関西線沿いに、四日市市の 丘陵の東端にそって断層があるものと考えられている。

2 地盤

丘陵地、台地は、重荷重構造物でも表層を除去すれば、直接基礎形式で支持させることができるほど良い地盤であるが、平野部では、旧東海道から東の区域はゆるい沖積層が比較的厚く堆積しているので、軽荷重の構造物でない限り杭打基礎等を施すことが必要である。

員弁川と朝明川の沿岸の沖積 地帯には、浅層地下水が存在し、 旧東海道から東の沖積平野中央 部でも浅層に地下水が包蔵され ており、ボーリングによる地質 調査でも表層付近に多量の含水 が認められるものやシルトなど よりなる箇所が多く見受けられる。

<地盤型分類図>



こうした軟弱地盤においては、地震動による被害に留意する必要がある。

第2項 防災をめぐる社会的条件

1 少子高齢化への備え

本町の人口を「年少人口(0~14歳)」「生産年齢人口(15~64歳)」「老年人口(65歳以上)」の年齢3区分別に見ると、平成27年まではいずれの区分においても大規模な丘陵地開発による人口流入などの影響により増加していたが、令和2年には年少人口が減少に転じ、生産年齢人口と老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化の進展が懸念される。

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者も多く、 東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると、全体の約 65%を 60 歳以上の高齢者が占め ており、老年人口割合の増加は、全人口に占める避難行動要支援者の割合の増加にもつな がると言える。

これら避難行動要支援者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、住民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図ることが、少子高齢化社会における防災対策として重要である。

<人口の推移>

	総数	15 歳	未満	15 歳~	~64 歳	65 歳	以上
		人口	比率	人口	比率	人口	比率
平成2年	6, 744	1, 175	17.4	4,789	71.0	780	11.6
平成7年	6, 900	1,060	15.4	4,846	70.2	991	14.4
平成12年	6, 716	1,003	15.0	4,546	67.7	1, 162	17. 3
平成17年	7, 114	1, 138	16.0	4,536	63.8	1,431	20.1
平成22年	9,626	2,025	21.1	5,801	60.5	1,757	18.3
平成27年	10, 560	2, 225	21.7	6,017	58.7	2,015	19.6
令和2年	11,021	2,069	18.9	6, 797	62.0	2, 104	19. 2

※三区分別人口の合計並び比率は、年齢不詳が含まれず総数と一致しない場合がある。 資料:国勢調査(各年10月1日現在)

2 グローバル化の進展

国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約55,000人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。

在日・訪日外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる。

また、特有の文化や生活習慣を持つ外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活で必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

3 人口の偏在化

県の人口を地域別に見ると、人口の7割以上が北勢及び中勢地域に集中しており、県内の人口の偏在化が顕著となっている。

特に本町を含む北勢地域では、伊勢湾に面する平野部に人口が集中しており、津波の到達までは比較的時間の余裕があるものの、多くの住民が、一度浸水が始まると行政区域内の大部分が津波による浸水区域となる地域、地盤の液状化に見舞われることが予想される地域など長時間の浸水が想定される場所に生活している。

本町は伊勢湾に面しないものの、近隣市町からの一時的避難者受入などの対応も必要となる。

4 女性や障がい者等多様なニーズへの対応

東日本大震災では、女性の着替えや洗濯、授乳、トイレ、入浴など、避難所生活における女性への配慮の欠如が大きな課題とされた。

また、聴覚や視覚、肢体等が不自由な障がい者の中には、津波警報等が確認できなかったり、自力で避難することが困難になるおそれがある方々もおり、避難所生活等においてもトイレや入浴等で障がい者用設備の整備やバリアフリー化などがなされていない場合には、支援者の存在が不可欠となる。

このように災害が発生した際の多様なニーズを反映するため、防災に関する政策や現場での意思決定、運営等に対し、女性や障がい者等の積極的な参画を促進することが求められている。

5 情報通信技術の発達

情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。

総務省による令和 4 年 3 月末時点の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る 160.9%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみな

第1部 総則

第3章 朝日町の特質及び既往の地震・津波災害

らず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の世帯保有率は、令和4年版情報白書によると、令和2年現在、スマートフォン88.6%、タブレット端末39.4%で大幅に増加している。

また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである「公共情報コモンズ」を整備し、導入を進めていることから、防災情報についても、このような新しい技術を取り入れた、迅速で確実な情報伝達体制の構築が求められている。

6 観光客及び帰宅困難者対策

三重県を訪れる観光レクリエーション入込客は、式年遷宮の効果から平成25年には4,080万人に達したが、平成26年・平成27年は微減したものの、平成28年以降は増加にあり、令和元年には4,304万人へと増加し、過去最高の入込客となっている。しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響により2,853万人、令和3年には2,682万人へと減少したが、令和4年にはコロナ禍による影響が緩和したことで3,266万人まで回復した。今後は、インバウンド等の動向から見て、回復・伸びが見込まれており、我が国でも有数の観光県といえる三重県では、観光の繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。

特に津波を伴う地震が発生した場合、地理に不案内な観光客に多数の犠牲者が発生する可能性があり、また、地震や津波の被害により、多くの箇所で道路や鉄道が途絶し、多くの観光客が帰宅困難者として相当な期間を三重県内に滞在することになることも考えられ、本町においても、主要観光地へ移動中の観光客が、帰宅困難者として一時避難することも想定される中、関係者が一体となった観光地の防災・減災対策を検討する体制の構築が求められている。

第2節 朝日町における既往の地震災害

第1項 本町周辺の地震発生状況

1 本町周辺の地震発生状況

本町周辺の活断層を震源とするような地震は、木曽川河口付近で数回、菰野町で明治 36 年 (1903 年) 7月6日に発生している。

また、天正 13 年 11 月 19 日 (1586 年 1 月 18 日) に発生した天正地震は三重県内の一部で震度 6 相当の揺れに見舞われたと推定され、木曽川輪中地帯から臨海部で地盤が大きく沈下したことが記録に残されており、その震源断層が養老断層・桑名断層・伊勢湾断層等であった可能性が指摘されている。

明治 24 年 (1891 年) 10 月 28 日に発生した濃尾地震 (M8.0) では、木曽川河口部地帯で 30 cm、桑名市で 5 ~ 8 cmの地盤沈下をみた。昭和 19 年 (1944 年) 12 月 7 日に発生した東南海地震 (M8.0)では、旧弥富町や旧長島町で 100 cmの地盤沈下もあったとされている。

2 太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震

三重県が位置する中部・近畿地方には、南東方向からフィリピン海プレートが年間4~5 cm の速さで近づいている。フィリピン海プレートは、太平洋側沖合にある南海トラフから、中部・近畿地方の下に沈み込んでいる。このため、太平洋側沖合のプレート境界付近では、沈み込むフィリピン海プレートと陸側のプレートがその境界でずれ動くことにより発生するプレート間地震と、沈み込むフィリピン海プレートの内部で発生する地震の二つのタイプの地震が発生する。

(1) フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震

三重県に過去影響を及ぼしたフィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震は、南海トラフ沿いで発生する巨大地震である。この地震は、広い範囲での地震の強い揺れによる被害とともに、三重県沿岸を含む関東地方から九州・沖縄地方に至る太平洋沿岸などに津波による被害をもたらす。このような地震は、過去に繰り返して発生しており、数多くの歴史記録が残されている。

最近の知見によると、南海トラフ沿いで発生する巨大地震は、東海地域と南海地域の連動・非連動も含めた地震規模や震源域の広がり、震度分布の特徴、津波高分布の特徴など様々な観点から多様かつ複雑であり、1707年宝永地震以降の最近の3地震(昭和、安政、宝永)を見ても、震源域や震度分布、津波高など、それぞれの地震の特徴は異なっていることが指摘されている。

3 南海トラフ沿いの巨大地震

[昭和19年(1944年)東南海地震]

第二次世界大戦中の昭和19年(1944年)12月7日に発生した。

三重県のほぼ全域が震度5相当以上の揺れに見舞われ、沿岸部の一部では震度6相当となった。津波は、紀伊半島西部から伊豆半島の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島東部沿岸で6~9メートルに達した。

三重県内の被害は、死者・行方不明者 373 名、負傷者 607 名、住宅全壊 3,376 棟、住宅 半壊 4,353 棟、住宅流失 2,238 棟などと記録されている。

第1部 総則

第3章 朝日町の特質及び既往の地震・津波災害

[昭和21年(1946年)南海地震]

昭和21年(1946年)12月21日に発生した。

三重県内は、震度4~5相当の揺れに見舞われた。

津波は、九州から房総半島南部の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島の太平洋沿岸で4~6メートルに達した。

三重県内の被害は、死者 11 名、負傷者 35 名、住宅全壊 65 棟、住宅流失 23 棟などと記録されている。

[嘉永7年(1854年)安政東海地震、安政南海地震]

嘉永7年11月4日(1854年12月23日)に安政東海地震が、約32時間後の同年12月24日(同5日)に安政南海地震が発生した。

23日の地震では、四国東部から房総半島までの太平洋沿岸を津波が襲い、三重県の一部では津波の高さが10メートルに達した。

志摩半島では、震度6強又は6弱相当の揺れになったと推定されている。

[宝永4年(1707年)宝永地震]

宝永4年10月4日(1707年10月28日)に発生した。

平成23年(2011年)3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生までは、国内で発生した 史上最大規模の地震であった。

津波は、四国から伊豆半島の広い範囲で高さ5メートル以上に達し、三重県尾鷲市の周辺では、8~10メートルに達するところもあったと推定されている。

また、震度6強~6弱相当の揺れになったと推定されている範囲は、三重県内の一部を含む九州東部から甲信地域に及んでいる。

4 沈み込むフィリピン海プレート内部の地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、沈み込むフィリピン海プレート内部で発生した陸域のやや深い地震としては、三重県・奈良県の県境付近で発生した明治 32 年(1899年)の地震(M7.0、震源の深さ $40\sim50$ km(推定)、紀伊大和地震と呼ぶこともある。)が、このタイプの地震であると考えられている。この地震では、三重県内で死者 7 名などの被害が生じた。また、奈良県のやや深いところで発生した昭和 27 年(1952 年)の吉野地震(M6.7、震源の深さ 61km)も陸域のやや深い地震であり、三重県内でも小被害が生じた。

近年の地震としては、平成 16 年 (2004 年) 9月5日に紀伊半島南東沖で発生した地震 (M7.4、震源の深さ 44km) がフィリピン海プレート内で発生した地震であると考えられている。この地震により、松阪市や香良洲町(当時、現在の津市香良洲町)で震度5弱の揺れを観測した。「三重県南部」に津波警報が、「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表され、鳥羽で最大 36cm、尾鷲で最大 55cm の津波をそれぞれ観測した。

5 陸域の浅いところで発生する地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、陸域の浅いところで発生した地震(活断層を 震源とする内陸直下型地震)としては、安政元年6月15日(1854年7月9日)の伊賀上 野付近の地震(M 7 1/4、伊賀上野地震と呼ぶこともある。)が知られている。この地震により、伊賀上野付近で死者 600 余名、周辺地域を含めると約 1,300 名の死者を出すなど、被害は伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で著しいものとなった。この地震は木津川断層帯で発生したと考えられている。また、明治 24 年 (1891 年) 10 月 28 日に発生した濃尾地震(M8.0)のように周辺地域で発生する地震によっても、三重県内で被害が生じたことがあり、天正 13 年 11 月 29 日 (1586 年 1 月 18 日) に発生した天正地震のように、三重県内の一部で震度 6 相当の揺れに見舞われたと推定されている事例もある。

なお、「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」(地震調査委員会、2013)に述べられているように、西南日本内陸の地殻内の地震活動に注目すると、M7程度以上の地震は、1860~1900年の約40年間では2回、昭和東南海地震及び昭和南海地震の直前約40年間(1900~1943年)では3回であったものが、1854年の安政東海地震及び安政南海地震の直後6年間に4回、1944~1946年の昭和東南海地震及び昭和南海地震の後6年間に2回であったなど、これまでの研究成果から、南海トラフの大地震の前後に西南日本内陸の地震活動が活発化したことが知られている。

6 遠地津波による被害

上記2及び5のほか、太平洋の遠い海域で発生し日本へ来襲する遠地津波によって、三重県内に影響を与えた主な事例としては、昭和35年(1960年)のチリ地震津波、平成22年(2010年)のチリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波などがある。

[昭和35年(1960年)チリ地震津波]

昭和35年(1960年)5月22日にチリ沖で地震が発生し、翌23日に日本の各地に津波が押し寄せた。三重県沿岸での津波の高さは、おおむね1~4m。

三重県内の被害は、家屋全壊2棟、家屋半壊85棟、家屋流失1棟、床上浸水3,267棟、床下浸水2,885棟、船舶被害(沈没・流失・破損など)69隻など。

[平成22年(2010年)チリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波]

平成22年(2010年)2月27日15時34分(日本時間)頃にチリ中部沿岸で地震が発生し、翌28日から3月1日にかけて、日本の各地に津波が押し寄せた。28日9時33分に三重県沿岸(「伊勢・三河湾」、「三重県南部」)に津波警報が発表され、21時13分に津波注意報への切り替えがなされた後、「伊勢・三河湾」は23時36分に解除、「三重県南部」は21時13分に津波注意報への切り替えがなされた後、3月1日8時40分に解除された。鳥羽で56 cm(19時59分)、尾鷲で63 cm(17時05分)、熊野市遊木で49 cm(17時00分)の津波をそれぞれ観測した。

三重県内の被害は、船舶被害1隻、被害総額256,767千円(公共土木施設被害378千円、 農林水産商工関係被害256,389千円)。

第3章 朝日町の特質及び既往の地震・津波災害

(別表) 三重県に過去影響を及ぼした主な地震・津波の概要

亚麻/虾虾\	1h 1+ / 27 15 \	В. Л	県内の主な被害
西暦(和暦)	地域(名称)	M	(カッコは全国での被害)
684.11.29 (天武13)	土佐その他南海・ 東海・西海地方	8 1/4	(南海トラフ沿いの巨大地震。諸国で家屋の倒壊、津波あり、死傷者多数。)
887.8.26 (仁和3)	五畿・七道	8.0~8.5	(南海トラフ沿いの巨大地震。京都で家屋 倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波によ る溺死者多数。)
1096.12.17 (永長1)	畿内•東海道	8.0~8.5	東海沖の巨大地震と考えられる。伊勢で津 波被害あり。
1099.2.22 (康和1)	南海道・畿内	8.0~8.3	(南海沖の巨大地震と考えられる。興福寺、 摂津天王寺などで被害。)
1361.8.3 (正平16)	畿内·土佐·阿波	8 1/4~8.5	(南海トラフ沿いの巨大地震。各地で、強い 揺れ、津波により、死者多数。)
1498.9.20 (明応7)	東海道全般	8.2~8.4	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部で津波被害。伊勢大湊で溺死者5,000人など。
1605.2.3 (慶長9)	(慶長地震)	7.9	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部に津波来襲。
1707.10.28 (宝永4)	(宝永地震)	8.6	南海トラフ沿いの巨大地震。尾鷲付近で、 死者1,070人以上、家屋流失1,510棟。その 他県内で、死者57人、負傷者73人、家屋 全壊2,333棟、同流失601棟。
1854.7.9 (安政1)	伊賀・伊勢・大和 及び隣国(伊賀上 野地震とも呼ばれ る。)	7 1/4	伊賀上野付近で死者約600人、家屋全壊 2,000棟余、周辺でも被害あり。
1854.12.23 (安政1)	(安政東海地震)	8.4	(東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家前回・焼失約30,000棟、死者2,000~3,000人。)
1891.10.28 (明治24)	(濃尾地震)	8.0	北部を中心に被害。死者1人、負傷者17 人、家屋全壊625棟。
1899.3.7 (明治32)	紀伊半島南東部 (紀伊大和地震と も呼ばれる。)	7.0	南部を中心に被害。木ノ本・尾鷲で死者7人、負傷者62人、家屋全壊35棟。
1944.12.7 (昭和19)	(東南海地震)	7.9	強い揺れ及び津波により被害。死者・行方 不明者406人、負傷者607人、住家全壊 1,826棟、同流失2,238棟。
1946.12.21 (昭和21)	(南海地震)	8.0	強い揺れ及び津波により被害。死者11人、 負傷者35人、住家全壊65棟、同流失23 棟。
1952.7.18 (昭和27)	(吉野地震)	6.7	(死者9人、負傷者136人、住家全壊20 棟。)
1960.5.23 (昭和35)	(チリ地震津波)	9.5(注)	津波により被害。住家全壊2棟、同流失1棟。
2004.9.5 (平成16)	紀伊半島南島沖	7.4	負傷者8人。
2007.4.15 (平成19)	三重県中部	5.4	負傷者12人
2011.3.11 (平成23)	東日本	9.0(注)	負傷者1人
2018.6.18 (平成30)	大阪府北部	6.1	負傷者2人

[「]日本の地震活動-被害地震から見た地域別の特徴-〈第2版〉」(地震調査委員会、2009)よ

り引用、加筆。

(注) 「チリ地震津波」のマグニチュードは、モーメントマグニチュード(Mw)で、他の地震のマグニチュードと異なる。

第4章 被害想定等

第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定

第1項 想定する地震モデル

平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果では、主にハザードとリスクという 2 つの面から予測されている。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することを言う。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、 避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様 相を予測することを言う。

この地震被害想定調査のうち、プレート境界型地震については、「第1部 第1章 第 1節 本町の地震・津波対策の考え方 第2項 本町の地震・津波対策の考え方 2 地 震・津波対策の対象とする地震について」 に掲げる(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震 と(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルについて調査が実施されている。

なお、地震被害想定調査結果の被害想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。

(ハザード予測結果)

- ① 強震動予測結果(震度分布)
- ② 強震動予測結果(液状化危険度)
- ③ 津波予測結果

(リスク予測結果)

- ① 人的被害(死者)
- ② 建物被害
- ③ 交通施設障害(道路施設)
- ④ 生活支障等(避難者)
- ⑤ 災害廃棄物等

また、東日本大震災において、被災自治体の津波防災計画で考慮されていない規模の津波が押し寄せ、多くの避難した住民の生命が失われた教訓を踏まえ、三重県では満潮時に東日本大震災と同等規模の南海トラフ地震が発生した場合、【防潮堤等の施設がないとした場合】と【防潮堤等の施設を考慮した場合】について、三重県沿岸地域における最大浸水深(津波で浸水したときの地面から水面までの深さの最大値)の分布を表示した平成23年度版の津波浸水予測図も公表されている。

この予測図の【防潮堤等の施設がないとした場合】においては、防災対策の拠点となる役場庁舎も津波浸水予測区域内となる。

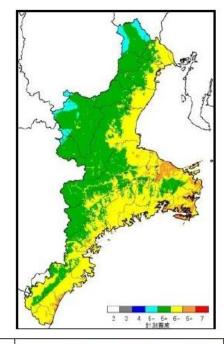
第2項 ハザード予測結果

1 強振動予測結果(震度分布)

想定地震における震度予測図

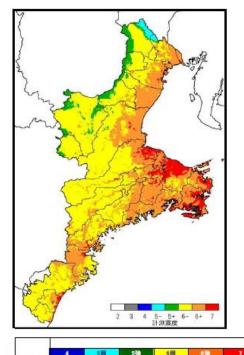
県全体図

<過去最大クラスの南海トラフ地震>



面積 0 191.5 2,843.9 2,449.2 287.2	
	5.6
(kd) 0 191.5 2,843.9 2,449.2 287.2	0.0

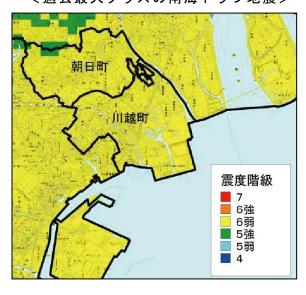
<理論上最大クラスの南海トラフ地震>



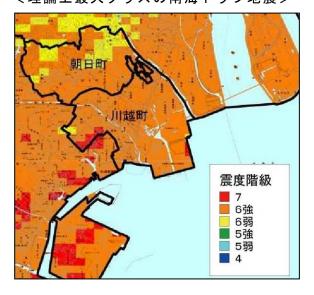
,	- 4	5朝	5強	6票	69	
面積 (kuf)	0	44.4	261.4	3,164.0	1,919.3	388.2
面積割合 (96)	 1	0.8%	4.5%	54.8%	33.2%	6.7%

朝日町拡大図

<過去最大クラスの南海トラフ地震>



<理論上最大クラスの南海トラフ地震>



<各市町村最大震度>

	最	大震度
市町名	南海トラフ	南海トラフ
	(過去最大)	(理論上最大)
桑名市	633	7
いなべ市	6弱	6強
木曽岬町	6 5 5	7
東員町	6 링링	6強
四日市市	6強	7
菰野町	6명명	6強
朝日町	6 링링	6強
川越町	6 3 3	7
鈴鹿市	6強	7
亀山市	6 55	6強
津市	6強	7
松阪市	6強	7
多気町	6強	7
明和町	6強	7
大台町	6強	7
伊賀市	6弱	6強
名張市	6 5 5	6強
伊勢市	6強	7
鳥羽市	6強	7
志摩市	7	7
玉城町	6強	7
南伊勢町	7	7
大紀町	6強	7
度会町	6強 6強	7
尾鷲市		7
紀北町	6強	7
熊野市	7	7
御浜町	7	7
紀宝町	6強	7

<朝日町最大震度>

南海トラフ	南海トラフ
過去最大	理論上最大
6 弱	6 強

過去最大クラスの南海トラフ地震(以下、本節では「過去最大クラスの地震」という。) では、三重県南部の大半と県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部において、震度6弱が想定 されている。また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度6強が想定されている。

なお、朝日町においては、概ね全域で震度6弱が想定されている。

理論上最大クラスの南海トラフ地震(以下、本節では「理論上最大クラスの地震」という。)では、県内のほぼ全域で震度6弱以上が想定されている。また、三重県南部の大半と、県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部では、震度6強が想定されている。さらに、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度7が想定されている。

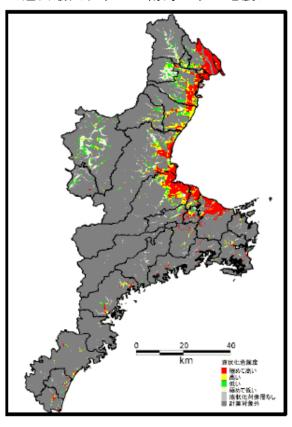
なお、朝日町においては、概ね全域で震度6強が想定されている。

2 強振動予測結果 (液状化危険度)

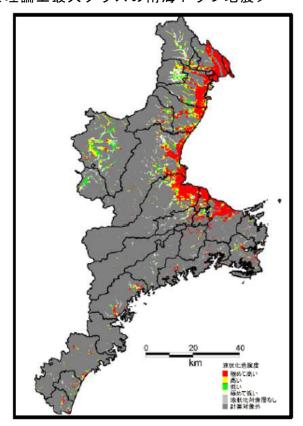
想定地震における液状化危険度

県全体図

<過去最大クラスの南海トラフ地震>

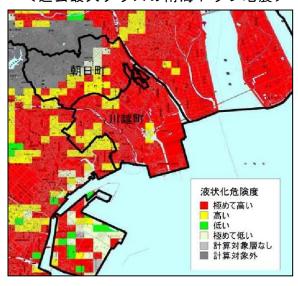


<理論上最大クラスの南海トラフ地震>

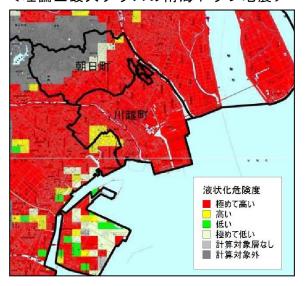


朝日町拡大図

<過去最大クラスの南海トラフ地震>



<理論上最大クラスの南海トラフ地震>



液状化危険度については、南海トラフ地震では、どちらのクラスの地震においても、危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中しており、その分布傾向はほとんど変わらない。

なお、朝日町においては、計算対象外の区域を除いて概ね全域で危険度が極めて高い、 あるいは高い範囲となっている。 第1部 総則 第4章 被害想定等

3 津波予測結果

今回、作成した津波浸水予測図は次の二つである。

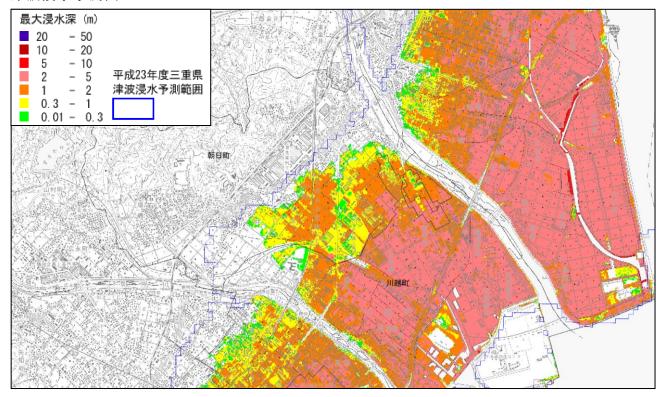
(1) 津波浸水予測図

南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合に、どの範囲まで浸水するかを、その深さに応じて色分けした、「どこまで逃げなければいけないか」を判断するための浸水予測図である。三重県が平成24年3月に公表した津波浸水予測図の浸水ラインも細い青線で示している。

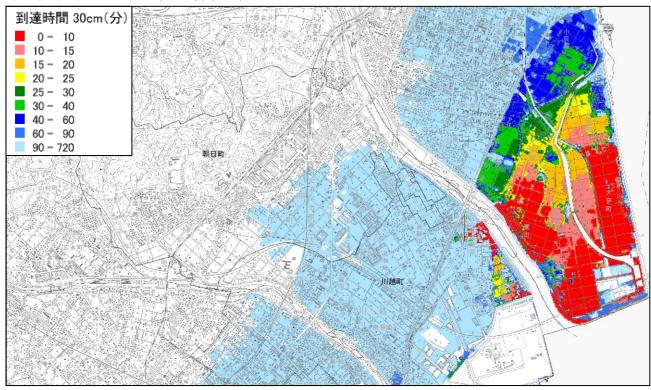
(2) 津波浸水深 30 cm到達予測時間分布図

南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合に、避難行動を取れなくなる一つの目安とされている「浸水深 30 cm」に、どの場所がどのくらいの時間で達するかを、その時間に応じて色分けした浸水予測図である。

津波浸水予測図



津波浸水深 30 cm到達予測時間分布図



第3項 リスク予測結果

1 人的被害(死者)

人的被害(死者)では、多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する 人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予 測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約34,000人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約32,000人、建物倒壊等による死者は約1,400人となっている。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約53,000人が死亡すると予測され、このうち、 津波による死者は約42,000人、建物倒壊等による死者は約9,700人となっている。

どちらのクラスの地震においても、共通しているのは、津波の被害が大きい伊勢志摩地域と東紀州地域において、甚大な被害が予測されている。

■過去最大クラスの地震における死者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約1,400	約80	約200		約700	約300
うち家具転倒等	約70	約10	約20		約30	約10
津波	約32,000	約1,300	約3,000	_	約14,000	約14,000
うち逃げ遅れ	約31,000	約1,300	約2,900		約13,000	約14,000
うち自力脱出困難	約700	約40	約70		約500	約100
急傾斜地等	約60	_	約10	_	約30	約20
火災	_	_	_	_	_	_
計	約34,000	約1,400	約3,200	_	約15,000	約14,000

■理論上最大クラスの地震における死者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約9,700	約2,000	約2,800	約90	約3,600	約1,200
うち家具転倒等	約500	約100	約 200	約10	約200	約50
津波	約42,000	約3,700	約6,600	_	約16,000	約16,000
うち逃げ遅れ	約37,000	約2,900	約 5,200		約14,000	約15,000
うち自力脱出困難	約5,400	約800	約 1,400		約2,600	約700
急傾斜地等	約100	約10	約20	_	約40	約20
火災	約900	約300	約400	_	約 300	約 30
計	約53,000	約6,000	約9,800	約 100	約20,000	約17,000

過去最大クラスの地震では、町全体で0人が死亡すると予測されている。

理論上最大クラスの地震では、町全体で約30人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約10人、建物倒壊等による死者は約20人となっている。

朝日町における被害想定は、次のとおりである。

【死傷者】

・理論上最大クラスの南海トラフ地震

◇早期避難率低の場合

表 理論上最大クラスの南海トラフ地震における町の死者数の最大値

〔早期避難率低〕

(人)

	死者数							f数の合言 となるケ	
建物倒壊等	(うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)	津波	急 領 斜 地 等	火災	ブロック塀・自 動 販 売 機 の 転 倒、屋外落下物	合計	地震ケース	津波 ケース	季節 ・時間 帯
約 20	_	約 10	_	_	_	約 30	陸側 ケース	津波 ケース ⑨	冬· 深夜

◇早期避難率高+呼びかけの場合

表 理論上最大クラスの南海トラフ地震における町の死者数の最大値

[早期避難率高+呼びかけ]

(人)

	死者数							f数の合詞 となるケ	
建物倒壊等	(うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)	津波	急 領 斜 地 等	火災	ブロック塀・自 動 販 売 機 の 転 倒、屋外落下物	合計	地震ケース	津波 ケース	季節 ・時間 帯
約 20	_	約 10	_	_	_	約 30	陸側ケース	津波 ケース ⑦	冬· 深夜

◇全員直後避難の場合

表 理論上最大クラスの南海トラフ地震における町の死者数の最大値

(人)

	死者数								計が ース
建物倒壊等	(うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)	津波	急 領 斜 地 等	火災	ブロック塀・自 動 販 売 機 の 転 倒、屋外落下物	合計	地震ケース	津波 ケース	季節 ・時間 帯
約 20	_	約 10	_	_	_	約 30	陸側 ケース	津波 ケース ⑦	冬· 深夜

・過去最大クラスの南海トラフ地震

過去最大クラスの南海トラフ地震での死者数は0人。

2 建物被害

建物被害(全壊・焼失)については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して予測結果を示す。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約248,000棟の建物被害が予測され、そのうち、 揺れに伴い約170,000棟が全壊し、津波により約37,000棟が流出、さらに火災により約34,000棟が焼失すると予測している。

■過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数

(棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約23,000	約2,000	約3,900	約60	約12,000	約4,800
液状化	約5,900	約2,500	約1,600	約10	約1,500	約300
津波	約38,000	約8,500	約4,800	_	約16,000	約9,100
急傾斜地等	約700	約20	約80	約10	約400	約200
火災	約2,100	約20	約70	約10	約 1,800	約 40
計	約70,000	約13,000	約11,000	約90	約32,000	約14,000

■理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数

(棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約170,000	約39,000	約48,000	約2,400	約63,000	約19,000
液状化	約6,200	約2,600	約1,700	約20	約1,600	約300
津波	約37,000	約9,700	約7,500	_	約12,000	約7,900
急傾斜地等	約1,100	約100	約200	約50	約500	約300
火災	約34,000	約11,000	約16,000	約30	約5,600	約500
計	約248,000	約63,000	約73,000	約2,500	約82,000	約28,000

過去最大クラスの地震では、町全体で約90棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに 伴い約30棟が全壊し、津波により約10棟が流出すると予測されている。

理論上最大クラスの地震では、町全体で約550棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約400棟が全壊し、津波により約30棟が流出、さらに火災により約70棟が焼失すると予測されている。

朝日町における被害想定は、次のとおりである。

【建物被害・火災被害】

・過去最大クラスの南海トラフ地震

表 過去最大クラスの南海トラフ地震における全壊・焼失棟数(冬夕発災)

(棟)

全壊・焼失棟数							
揺れ 液状化 津波 急傾斜地等 火災 合計							
約 30	約 50	約 10	_		約 90		

表 理論上最大クラスの南海トラフ地震における町の全壊・焼失棟数の最大値

(棟)

		全壊・り		焼失棟数の ことなるケ				
揺れ	液状化	津波	急傾斜地 等	火災	合計	地震 ケース	津波 ケース	季節・ 時間帯
約 400	約 50	約 30	_	約 70	約 550	陸側 ケース	津波 ケース ⑥	冬・夕

- ※人口は平成 22 年国勢調査等に基づく。
 - 注1)端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。
 - 注 2) それぞれ津波 3 ケース (①⑥⑦⑨⑩) の組合せのうちの最大値を抽出した数値を記載。

3 交通施設障害(道路施設)

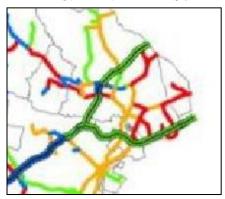
緊急輸送道路への影響は、過去最大クラスの地震では、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部、中勢地域や伊賀地域の内陸部の集落間を結ぶ道路、志摩半島や熊野灘沿岸などにおいて、大きくなると予測されている。

理論上最大クラスの地震では、沿岸部のごく一部で影響度が上がる箇所がみられるが、 全体的な傾向としては、ほぼ変わらないと予測されており、朝日町においても同様の傾向 である。

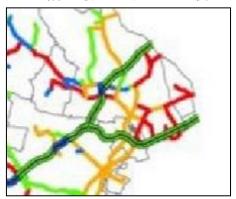
なお、高速道路には大きな施設被害は発生しないと予測されている。

緊急道輸送路の復旧日数目安

<過去最大クラスの地震>

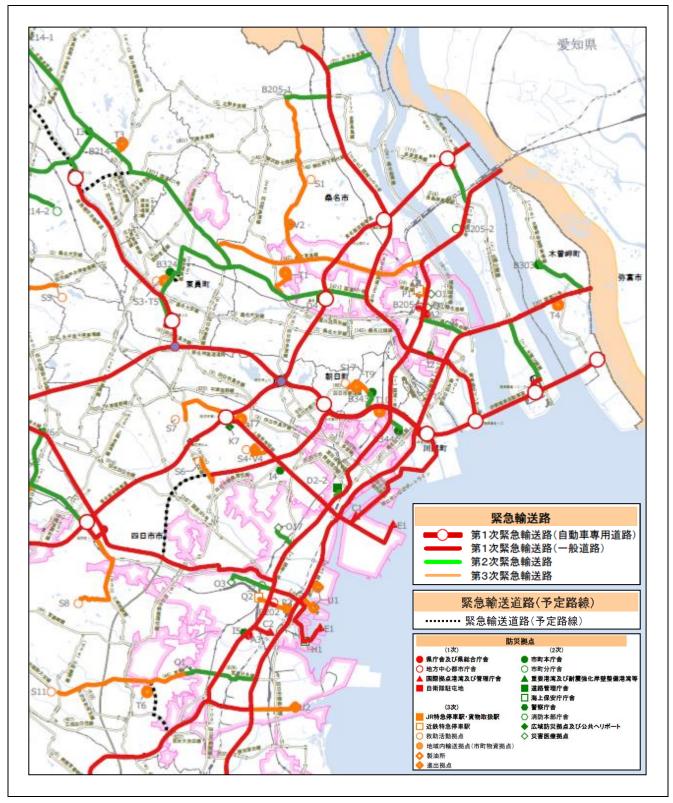


〈理論上最大クラスの地震〉



[影響度ランクと復旧日数目安※] ※緊急輸送が可能なレベルの復旧

<朝日町緊急輸送道路ネットワーク図>



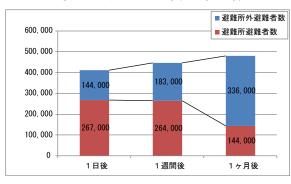
4 生活支障等(避難者)

避難者数の予測は、「2建物被害」と同様に、「冬・夕 18 時」ケースを想定している。 これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用している。

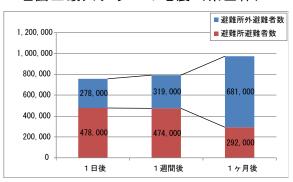
地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、 勤務先の施設、屋外避難、自宅避難など避難所外で生活する避難者に区分している。

避難者は、発災後の時間の経過とともに増加すると予測されている。

過去最大クラスの地震(県全体)



理論上最大クラスの地震(県全体)



■過去最大クラスの地震における避難者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
1日後	約410,000	約135,000	約120,000	約400	約122,000	約34,000
避難所	約267,000	約88,000	約78,000	約300	約7,900	約22,000
避難所外	約144,000	約47,000	約42,000	約200	約43,000	約12,000
1週間後	約447,000	約174,000	約121,000	約12,000	約107,000	約33,000
避難所	約264,000	約100,000	約69,000	約5,800	約68,000	約21,000
避難所外	約183,000	約74,000	約52,000	約5,800	約39,000	約12,000
1 か月後	約480,000	約113,000	約143,000	約400	約181,000	約43,000
避難所	約144,000	約34,000	約43,000	約100	約54,000	約13,000
避難所外	約336,000	約79,000	約100,000	約300	約127,000	約30,000

■理論上最大クラスの地震における避難者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
1日後	約757,000	約264,000	約251,000	約8,200	約185,000	約49,000
避難所	約478,000	約167,000	約158,000	約4,900	約117,000	約31,000
避難所外	約278,000	約97,000	約92,000	約3,300	約68,000	約18,000
1週間後	約793,000	約299,000	約238,000	約30,000	約177,000	約49,000
避難所	約474,000	約172,000	約141,000	約15,000	約115,000	約32,000
避難所外	約319,000	約127,000	約97,000	約15,000	約63,000	約17,000
1 か月後	約973,000	約375,000	約299,000	約8,200	約227,000	約63,000
避難所	約292,000	約112,000	約90,000	約2,500	約68,000	約19,000
避難所外	約681,000	約262,000	約210,000	約5,800	約159,000	約44,000

第1部 総則

第4章 被害想定等

なお、朝日町における予測値は、次のとおりである。

表 過去最大クラスの地震における避難者数 (朝日町分)

(人)

	1日後		1週間後			1ヵ月後			
	避難者数		避難者数			避難者数			
計	避難所	避難所外	計	避難所	避難所外	計	避難所	避難所外	
約 800	約 500	約 300	約 2,600	約 1,400	約 1,200	約7,500	約 2,300	約 5,300	

表 理論上災害クラスの地震における避難者数 (朝日町)

(人)

	1日後		1週間後			1 ヵ月後			
	避難者数		避難者数			避難者数			
計	避難所	避難所外	計	避難所	避難所外	計	避難所	避難所外	
約 2,100	約 1,300	約 800	約3,500	約 1,900	約 1,600	約8,300	約 2,500	約 5,800	

5 災害廃棄物等

災害廃棄物(倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計)の発生量は、過去最大クラスの地震では、約11,000千トンから約18,000千トンと予測している。

理論上最大クラスの地震では、約25,000千トンから約34,000千トンと予測されている。

■災害廃棄物等発生量

(千トン)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
過去最大 クラス	約11,000 ~18,000	約3,000~ 5,000	約2,800~ 5,100	約10	約3,900~ 6,200	約1,300~ 1,900
理論上最大クラス	約25,000 ~34,000	約7,800~ 10,000	約7,300~ 10,000	約300	約7,500~ 10,000	約2,300~ 3,100
平常時県内ごみ搬入量	629	276	172	49	101	33

なお、朝日町における予測値は、次のとおりである。

表 過去最大クラス (朝日町)

(トン)

災害廃棄物	津波堆積物	計
約 10	約 30~約 60	約 40~約 70

表 理論上最大クラス (朝日町)

(トン)

災害廃棄物	津波堆積物	計
約 60	約 40~約 80	約 100~約 140

第4項 平成23年度版津波浸水予測図の活用

1 平成23年度版津波浸水予測図

東日本大震災においては、被災自治体の津波防災計画で考慮されていない規模の津波が 押し寄せ、多くの避難した住民の生命が失われた。

当時、国の中央防災会議専門調査会においても、今後の津波防災対策の基本的な考え方 について、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波は、「発生頻 度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である」とし ている。

そこで、三重県は満潮時に東日本大震災(M9.0)と同等規模の東海・東南海・南海地震 が連動して発生した場合の津波を想定した津波浸水予測地域を提示した。

この予測図により、朝日町においても次のように浸水想定予測区域を平成 26 年度(平成 27年3月)に作成している。なお、防潮堤等の堤防が無い(堤防が機能しなかった場合) の予測は、朝日町の津波浸水想定では最悪の想定になる。したがって、津波からの避難を する目安として「津波からどれくらい遠くまで逃げたらよいのか」に活用いただくことを 想定する。



三重県平成23年度版津波浸水予測図

第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定

第1項 想定する地震モデル

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化する ことが知られている。

近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要である。

そこで、今回の地震被害想定調査では、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層(①養老-桑名-四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯(東部)、③頓宮断層を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測を行っている。

なお、地震被害想定調査結果の想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。

(ハザード予測結果)

- ① 強震動予測結果 (震度分布)
- ② 強震動予測結果 (液状化危険度)

(リスク予測結果)

- ① 人的被害(死者)
- ② 建物被害

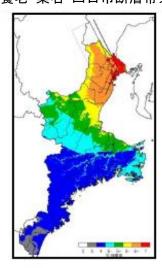
第2項 ハザード予測結果

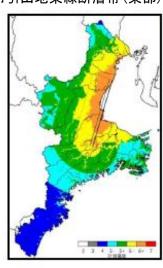
1 強振動予測結果 (震度分布)

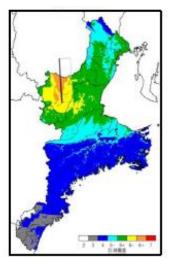
想定地震における震度予測図 (県全体図)

<養老-桑名-四日市断層帯><布引山地東緑断層帯(東部)>

<頓宮断層帯>







	養老一角名一四日有耐信新							
	3	4	589	508	166	198	100	
遊標 (kel)	204.52	2,119.87	1,143,56	975.84	534.11	869,66	129.35	Ī
密標制合 (%)	3,6%	35.7%	19.8%	16.9%	9,2%	11.0%	2.2%	þ

	布引山坡東線新層等 (東部)							
	3	- 60	589	196	638	155	7	
1048 ((all)	0.00	men	1,154.30	1,921,49	1,236.26	558.40	3.59	
前括制合 (%)	=	144%	20.0%	345%	21.4%	9.8%	0.196	



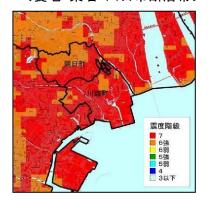
<各市町村7最大震度>

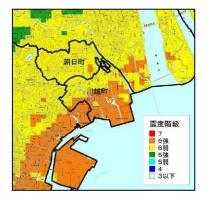
	_	最大震度	
市町名	養老一桑名一 四日市断層帯	布引山地東級 断層帯(東部)	頓宮断層
表々士	四日印町屋田	町屋田(果町)	E36
桑名市 いなべ市	4	030	5強 6期
木曽岬町	,	6弱	
	<u> </u>		5強 5強
東員町	,	6 10	
四日市市		7.60	6頭
菰野町	6 <u>7</u>	6頭	5強
朝日町	7	634	5強
川越町		6強	6弱
鈴鹿市	7		5強
急山市	6強	6 <u>34</u>	6弱
津市	63歳		6頭
松阪市	6頭		5強
多気町	5強	634	5強
明和町	6頭	<u>69</u>	5強
大台町	5強	6強	5弱
伊賀市	6 155	6頭	6強
名張市	5翰	6頭	6頭
伊勢市	6酮	6弱	5強
鳥羽市	6 155	6頭	5翰
志摩市	5強	6頭	5弱
玉城町	5強	6頭	5強
南伊勢町	5強	6弱	5覇
大紀町	5強	6 <u>3k</u>	5頭
度会町	5強	69k	5強
尾鷲市	4	5酮	4
紀北町	5頭	6頭	5頭
熊野市	4	5弱	4
御浜町	4	5酮	4
紀宝町	4	4	4

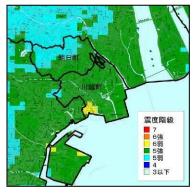
想定地震における震度予測図(朝日町拡大図)

<養老-桑名-四日市断層帯> <布引山地東緑断層帯(東部)>

<頓宮断層帯>







<朝日町最大震度>

養老一桑名一四日市 断層帯	布引山地東緑断層帯 (東部)	頓宮断層帯
7	6 強	5 強

内陸直下型地震については、養老-桑名-四日市断層帯を震源とする地震(以下、本項では「養老-桑名-四日市断層帯地震」という。)では、北勢地域の大半で、震度6強以上が想定されている。断層近傍では、震度7の想定となっている。

なお、朝日町においては、震度7の範囲が約5割となっている。

布引山地東縁断層帯(東部)を震源とする地震(以下、本項では「布引山地東縁断層帯

第1部 総則

第4章 被害想定等

地震」という。)では、北勢地域から中勢地域にかけての伊勢湾沿岸部を中心とした地域で、震度6強以上が想定されている。伊勢湾沿岸部の断層近傍の一部では、震度7の想定となっている。

なお、朝日町においては、6強の範囲が一部あるものの、概ね全域が震度6弱となっている。

頓宮断層を震源とする地震(以下、本項では「頓宮断層地震」という。)では、伊賀地域を中心とした地域で、震度6弱以上が想定されている。断層近傍では、震度6強の想定となっている。

なお、朝日町においては、震度5強の範囲が約5割となっている。

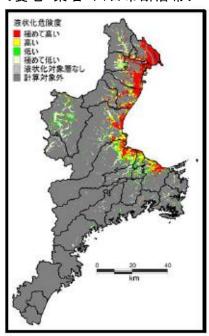
2 強振動予測結果 (液状化危険度)

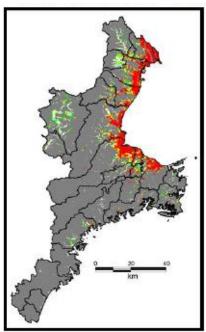
想定地震における液状化危険度

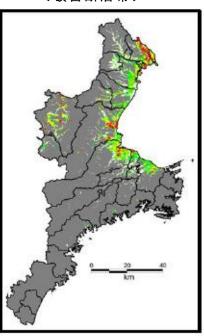
想定地震における液状化危険度(県全体図)

<養老-桑名-四日市断層帯><布引山地東緑断層帯(東部)>

<頓宮断層帯>



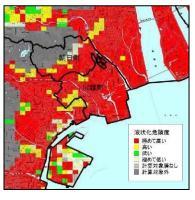


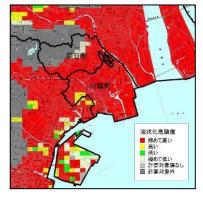


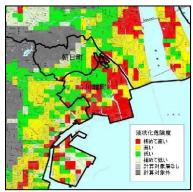
想定地震における液状化危険度(朝日町拡大図)

<養老-桑名-四日市断層帯><布引山地東緑断層帯(東部)>

<頓宮断層帯>







内陸直下型地震については、いずれの地震でも伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に、液状化危 険度が極めて高い範囲が広がっている。

特に、頓宮断層地震では、伊賀地域内の断層近傍だけでなく、比較的距離が離れている 伊勢湾沿岸部でも液状化危険度が極めて高い範囲が広がる予測となっている。

なお、朝日町においては、養老-桑名-四日市断層帯及び布引山地東緑断層帯(東部)において計算対象外の区域を除いて、危険度が極めて高い地域が広がっている。

第3項 リスク予測結果

1 人的被害(死者)

内陸直下型地震については、養老-桑名-四日市断層帯地震では、県全体で約 6,000 人が死亡すると予測され、そのうちの約 5,900 人を北勢地域での死者が占めるなど、同地域に被害が集中している。

なお、朝日町においては、死者数が100人と予測されている。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約4,100人が死亡すると予測され、その内訳は、中勢地域が約6割、北勢地域が約4割となっている。

頓宮断層地震では、県全体で約200人が死亡すると予測され、伊賀地域に被害が集中している。

■養老-桑名-四日市断層帯地震における死者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約5,100	約5,000	約100	_	_	_
うち家具転倒等	約300	約300	約10	_	_	_
津波						
急傾斜地等	約30	約10	約10	_	約10	_
火災	約800	約800	_	_	_	_
計	約6,000	約5,900	約100	_	約10	_

■布引山地東縁断層帯地震における死者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約3,500	約1,400	約2,100		約50	_
うち家具転倒等	約200	約90	約100	_	_	_
津波						
急傾斜地等	約50	約10	約10		約20	_
火災	約500	約100	約400	_	_	_
計	約4,100	約1,500	約2,500	_	約70	_

■頓宮断層帯地震における死者数

(人) (東紀州) 県計 (北勢) (中勢) (伊賀) (伊勢志摩) 建物倒壊等 約200 約200 うち家具転倒等 約10 約10 津波 急傾斜地等 約20 約10 火災 計 約200 約10 約10 約200

本町における被害想定は、次のとおりである。

· 養老-桑名-四日市断層帯

表 養老-桑名-四日市断層帯の地震における死者数(冬深夜発災ケース)

(人)

建物倒壊	(うち屋内収容物 移動・転倒、屋内落 下物)	急傾斜地等	火災	ブロック塀・自動販 売機の転倒、屋外落 下物	合計
約 80	約 10	_	約 10	_	約 100

- 布引山地東縁断層帯 布引山地東縁断層帯による死者数は0人
- 頓宮断層帯 頓宮断層帯による死者数は0人

2 建物被害

内陸直下型地震については、養老-桑名-四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約96,000棟が全壊し、火災により約19,000 棟が焼失すると予測している。

なお、朝日町においては、全壊・焼失が約1,700棟と予測されている。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約93,000棟の建物被害が予測され、そのうち、 揺れに伴い約65,000棟が全壊し、火災により約22,000棟が焼失すると予測している。

なお、朝日町においては、全壊・焼失が約200棟と予測されている。

頓宮断層地震では、県全体で約8,900棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い 約4,700棟が全壊すると予測している。

いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特 に北勢地域において被害が大きくなっている。

■養老-桑名-四日市断層帯地震における全壊・焼失棟数

(棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約96,000	約93,000	約2,600	約70	約40	_
液状化	約5,500	約2,700	約1,600	約10	約1,200	約10
津波						
急傾斜地等	約400	約100	約90	約30	約100	_
火災	約19,000	約18,000	約300		約 10	_
計	約120,000	約114,000	約4,500	約100	約1,400	約10

■布引山地東縁断層帯地震における全壊・焼失棟数

(棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約65,000	約27,000	約37,000	約40	約1,200	_
液状化	約5,900	約2,600	約1,700	約10	約1,400	約100
津波						
急傾斜地等	約500	約80	約200	約30	約200	約40
火災	約22,000	約6,000	約16,000		約 20	_
計	約93,000	約35,000	約55,000	約90	約2,800	約200

■頓宮断層帯地震における全壊・焼失棟数

(棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約4,700	約70	約100	約4,500		_
液状化	約3,900	約1,900	約1,300	約20	約600	約10
津波						
急傾斜地等	約200	約50	約90	約50	約50	_
火災	約70	約20	約20	約30		_
計	約8,900	約2,100	約1,500	約4,600	約700	約10

なお、朝日町においては、全壊・焼失が約30棟と予測されている。

本町における被害想定は、次のとおりである。

表 養老-桑名-四日市断層帯の地震における全壊・焼失棟数(冬夕発災)

(棟)

	全壊・焼失棟数							
揺れ	揺れ 液状化 津波 急傾斜地等 火災 合計							
約 1,400								

表 布引山地東縁断層帯 (東部) の地震における全壊・焼失棟数(冬夕発災) (棟)

		全壊・焼失棟数		
揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
約 90	約 50	_	約 30	約 200

表 頓宮断層の地震における全壊・焼失棟数(冬夕発災)

(棟)

		全壊・焼失棟数		
揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
_	約 30			約 30

第3節 調査研究の推進

防災・減災対策の推進には、災害が発生したときの被害態様、被害想定の予測、災害に対しての危険度の把握を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となる。

町は、国や県が実施する被害想定調査結果を防災・減災対策に活かすため、国や県の被害 想定の動向を注視するとともに、県等と連携を図りながら調査研究に努める。

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 住民や地域の防災対策の促進(予防1)

関係機関 防災環境課 産業建設課 消防団

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 家族3日分以上、できれば1週間程度の食料や飲料水の備蓄、家屋の耐震化や家具固定、万一の際の避難場所や家族間の連絡方法の確認などを住民に周知している。



【この計画がめざす状態】

・ ほとんどの住民が、地震発生時の"揺れ"から生命を守る事前防災や家族が 地震発生後、最低3日間以上を生き延 びるための自助の備えと、津波からの 避難対策に取り組んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
m-r	自治区等地域コミュニティ	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 津波避難計画づくりの促進
町	住民	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 地震の揺れから人命を守る対策の実施

【共助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
自主防災組織	地域住民	(1) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力(2) 津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践(3) 地区防災計画の策定
防災活動に取り 組む NPO 等	住民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業へ の協力
住民を顧客とし て事業を展開し ている防災関係 機関	住民	(1) 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓 発事業の実施 (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業へ の協力

【自助】

実施主体	対象
	(1) 家族防災会議の開催
	(2) "揺れから命を守るため"の防災対策の推進
住民	(3) "発災後 72 時間生き延びるため"の防災対策の推進
住民	(4)"被災後の生活再建のため"の防災対策の推進
	(5)"津波から命を守るため"の防災対策の推進
	(6) 地区防災計画作成への協力

第3項 対策

■町が実施する対策!

- 1 自治区等地域コミュニティを対象とした対策
 - (1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、町の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

- ① 地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ③ 地域の実情に応じた各避難所の避難所運営マニュアル作成支援
- ④ 地区防災計画作成の促進及び支援

(2) 津波避難計画づくりの促進(津波対策)

津波の浸水が想定される地域において、「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(Myまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっぷラン+(プラス)」等を活用した地域独自の津波避難計画づくりの促進を図る。

2 住民を対象とした対策

(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、町の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや地震発生時の行動マニュアルの配布
- ② 町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施
- ④ 町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成

(2) 津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (津波対策)

- ① 県の津波浸水予測図等を活用した津波避難に関するハザードマップの配布、周知
- ② 「Myまっぷラン」の作成に向けた普及・啓発
- ③ 町の災害特性に応じた津波避難訓練の実施
- ④ 地震保険・共済への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及·啓発

(3) 地震の揺れから人命を守る対策の実施

強い地震の揺れが予測されている当町では、まずは建物の倒壊から人命を守ることが 最優先になる。

町は、自助の取り組みを支援するため昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工・建築された木造住宅の耐震診断・耐震設計・耐震補強事業を推進する。

また、耐震補強の他に、避難経路を塞いだり、つまずいてケガをしたり、避難の妨げになるため、自分たちの身を守るための、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進し、

第1章 自助・共助を育む対策の推進

特に、要配慮者宅の家具固定事業も引き続き取り組む。

■自主防災組織や防災活動に取り組む NPO 等が実施する対策 !

1 自主防災組織の対策

(1) 町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

町が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所の避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等、地域独自の防災訓練への積極的な協力に努める。

(2) 津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践(津波対策)

「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(Myまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」「Myまっぷラン+(プラス)」等を活用した、地域における津波避難計画の策定を推進するとともに、計画を活用した津波避難訓練の実践に取り組むよう努める。

(3) 地区防災計画の策定

町の防災活動と地域住民等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ることを目指し、地区防災計画の策定に努める。

※地区防災計画は、基本法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき、町の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)が自発的な防災活動に関する内容を定める計画で、地区居住者等が町防災会議に対し町の地域防災計画に定めることを提案することができる。また、町の防災会議は、地域の意向を踏まえつつ地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として町の地域防災計画に規定することができる。

【参考】

「地区防災計画」に定める項目例 (地区防災計画ガイドライン(内閣府)を参考に作成)

- ① 計画の目的などの基本方針
- ② 地区特性の把握(災害履歴、被害想定、要配慮者等)と防災マップの作成
- ③ 活動体制の構築(平常時、災害等の役割、班編成等)
- ④ 災害発生時の初動対応等
- ⑤ 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の把握と、避難所の開設・運営
- ⑥ 食料、飲料水、資機材の備蓄
- ⑦ 地域住民、消防団、地域団体等との連携、相互の支援(平常時と災害発生時)
- ⑧ 防災研修、防災訓練の実施の考え方

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

住民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報 発信するとともに、住民に対して必要な協力を呼びかけ、平時から住民の防災意識向上 を図り、地域コミュニケーションを踏まえた地区内の防災活動を推進する。

(2) 町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、町が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力に努める。

■住民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策 **!**

1 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、住民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に住民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防 災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■住民が実施する対策!

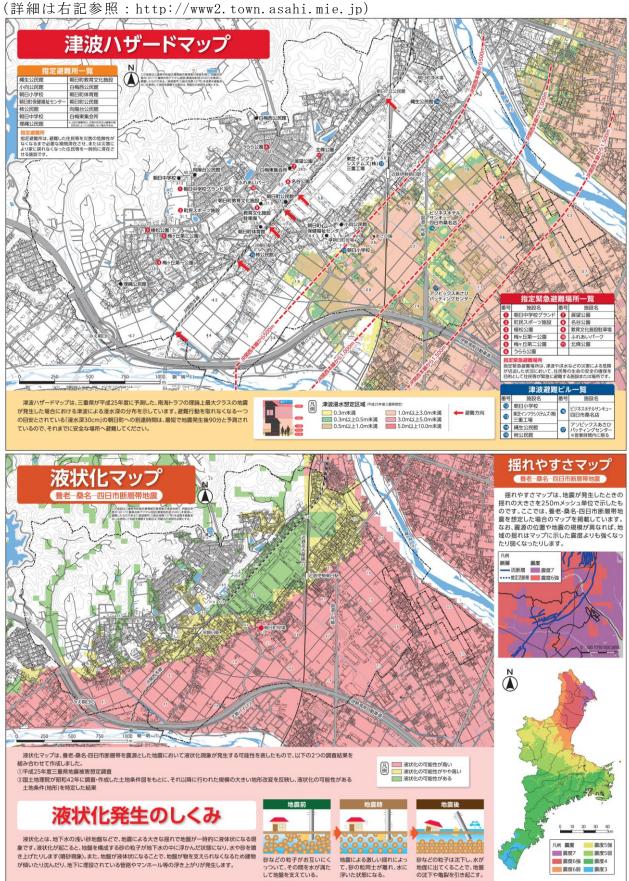
1 家族防災会議の開催

家族で地震や津波の発生に備え、家族防災会議を定期的に開催し、事前に必要な防災対策や発災した際の役割分担、取るべき行動などについて話し合い、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において、食料、飲料水、簡易トイレの備蓄や、非常持ち出し品等(救 急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備に努める。

【参考:防災ハザードマップ】

町では、災害が発生したときの安全かつ迅速な避難や事前の備えに活用してもらうた め、今後発生のおそれがある災害に対する危険度等を掲載した「防災ハザードマップ」 を作成し公表している。



【参考:飲料水・食料・医薬品の備蓄リスト】

家庭において、3日分以上、できれば1週間程度の食料、飲料水、非常持ち出し品などを常備して、災害が起きても、支援があるまでの間、発災後72時間自らの命を自らで守るための備えが必要。特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については確保が難しい場合が想定される。

<備蓄品等チェックリスト(参考例)>

	3日分以上、できれば1週間程度の食料・飲料水、簡易食器(水は1人1日3
	0 が目安)
	ラップ、アルミホイル など
各家庭で	毛布・寝袋 など
一 一 備蓄	携帯トイレ、トイレットペーパー、ティッシュ、生理用品など
開電	燃料(卓上コンロ、予備のガスボンベ など)
	使い捨てカイロ、マスク など
	予備のメガネ、補聴器 など
	食物アレルギーの方は配慮した食料
	印鑑、通帳、現金(万札だけでなく、千円札や小銭も多めに)等
	食料品(非常食、飲料水、缶詰等)
	乳幼児用品(粉ミルク、おむつ等)
非常	高齢者の必需品(補聴器、入れ歯、目薬等)
持ち出し品	医療品(常備薬、傷薬、包帯、お薬手帳、ばんそうこう等)
14 OH OH	衛生用品(携帯トイレ、紙おむつ、ビニール袋等)
	避難用品(LED電灯、レインコート、ヘルメット、手袋、携帯ラジオ等)
	備品(乾電池、携帯電話充電器、ろうそく、ライター、缶切り、ロープ、レジャ
	ーシート等)
自分に	身元や連絡先を記入したカード
関する情報	診察券、病名、処方箋、健康保険番号、運転免許証番号等を書いたメモ

2 "揺れから命を守るため"の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震・津波対策の基本となる揺れから確実 に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している住民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家 屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

3 "発災後72時間生き延びるため"の防災対策の推進

各家庭において、3日分以上、できれば1週間程度の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに取り組む。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が 想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

4 "被災後の生活再建のため"の防災対策の推進

地震・津波により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前述の"揺れ"への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じる。

5 "津波から命を守るため"の防災対策の推進(津波対策)

自宅や学校、職場等を始め、日常的な行動範囲が津波浸水域に属する場合は、各々の場所の津波到達時間等を勘案した津波避難計画を策定し、避難場所、避難所に確実に避難するための備えに努める。

また、近隣に津波からの自力避難が困難な避難行動要支援者がいる場合は、地域の津波 避難計画等に基づき、避難行動要支援者への避難支援に努める。

6 地区防災計画作成への協力

地区での取組をあらかじめ定める地区防災計画の作成に協力する。

【参考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

〇避 難 場 所:災害等から緊急かつ一時的に避難するための場所

○指定緊急避難場所:基本法第 49 条の4第1項の規定に基づき、洪水等の災害種別ごと

に町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所

〇避 難 所:災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の

避難生活を行う建物(避難所が避難場所を兼ねている場合もある)

○指定一般避難所:基本法第49条の7第1項の規定に基づき、町が指定する規模や構造

等政令で定める一定の基準を満たした避難所(指定避難所が指定緊

急避難場所を兼ねている場合もある)

○指定福 祉 避 難 所: 指定一般避難所のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者

等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何ら

かの特別な配慮がされた避難所として町が指定した施設

また、本計画においては、原則として、住民とは町民、地域とは町内の自治区等で区分される特定の地域、地域住民とは地域に居住等をしている町民のことを指す。

第2節 防災人材の育成・活用(予防2)

関係機関 防災環境課 保険福祉課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 三重県が行っている自主防災組織リーダー研修等、人材育成の場があり、 積極的な参加を促している。また、町としても地区単位の防災講座等を行 うなどの活動をしている。



【この計画がめざす状態】

・ 自主防災組織のリーダーや役員の方だけではなく、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町	住民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活 用
		(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育·啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
自主防災組織	自主防災組織 構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「みえ災害ボ ランティア支 援センター」 関係団体等	組織の構成員 やボランティ ア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育·啓発

【自助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
住民	(1) 町・県の防災人材育成事業への参画

第3項 対策

- ■町が実施する対策!
- 1 住民を対象とした対策
 - (1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。 また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災 組織リーダーと連携して、みえ防災・減災センターにおいて育成されるみえ防災コーディネーターや「みえ防災人材バンク」の枠組みにより育成した防災人材の活用を図る。

- ※ みえ防災・減災センターは、三重県と三重大学が相互に連携・協力し、防災人材の育成と活用、 調査研究、情報の収集と発信、交流促進等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資する ことを目的とし、平成 26 年 4 月に設置された。
- ※ みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を 行うとともに、県や市町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチング などに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいう。

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

※ みえ防災人材バンクとは、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター等の防災人材の情報を集約し、市町・企業・地域等からの要請に応じて適切な人材を紹介し、防災人材の活用を促進するための制度をいう。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては、女性への配慮が不可欠なことから、専門性のある職業に従事している女性を対象とした県等が実施する防災講座の受講を促進するとともに、自主防災組織等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。

また、育成した人材の継続的なフォローアップを行うとともに、若い世代の防災人材 の育成に取り組む。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上 や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を 促進する。

■自主防災組織や防災活動に取り組む団体等が実施する対策【!

- 1 自主防災組織の対策
- (1) 構成員に対する教育・啓発

町や県が実施する人材育成事業等を活用するなどして、組織の構成員の教育や啓発に 努める。

2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
- ② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施
- (2) 構成員に対する教育・啓発

町や県の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■住民が実施する対策 !

1 町・県の防災人材育成事業等への参画

住民は町や県が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画するとともに、地域の防災 活動等に積極的に参画するように努める。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防)

関係機関 防災環境課 消防団

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 自主防災組織や消防団の活動状況に ばらつきがあり、また、各組織間の連 携が十分でない。



【この計画がめざす状態】

・ 自主防災組織や消防団に対して適切 な情報提供と共有がなされ、各々の活 動が活性化して相互の連携が進み、活 発に自主防災組織の訓練が実施されて いる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進
町	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の促進
	住民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
自主防災組織	地域の消防団、他地域の自主防災組織 等の防災関係団体	(1) 自主防災組織活動の活性化
消防団	地域の自主防災組 織、他地域の消防団 等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

1	
実施主体	対 策(活 動)項 目
住民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画
企業	(1) 事業所等の自衛消防組織の設置

第3項 対策

■町が実施する対策!

- 1 自主防災組織を対象とした対策
 - (1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、 組織の活性化に向けた支援を行う。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
- ③ 防災資機材の整備にかかる支援
- ④ 自主防災組織リーダー等の人材育成
- ⑤ 組織への女性や若者の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団 との連携による組織の活性化推進

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

(2) 自主防災組織の活動促進

自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

また、地域の消防団や他地域の自主防災組織等との連携強化を図るための人材の育成を図る。

2 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 住民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に 対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

■自主防災組織や防災活動に取り組む団体等が実施する対策!

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、必要な資機材等の整備などにより、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努める。

さらに、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会、防災活動事例集の活用 等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、地域住民の消防団への参加・協力や、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

また、消防活動や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。 さらに、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、新たな情報や事例の収集、他自 治体の消防団との交流を図る。

■住民や企業が実施する対策 !!

1 住民の対策

(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

住民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団に参画又はこれら組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

2 企業の対策

(1) 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所は、自衛消防組織等の設置について推進し、さらに指導体制を充実するものとする。

第4節 ボランティア活動の促進(予防4)

関係機関 防災環境課 保険福祉課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 全国的に多発化傾向にある災害から、住民のボランティア活動への関心は以前より高まり身近なものとなっている。しかし、ボランティアの受入体制や活動支援を行う災害ボランティアセンターの周知が不十分である。



【この計画がめざす状態】

・ 防災活動に取り組む NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対 策(活 動)項 目
町	災害ボランティア 担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの活動環境や活動条件の整備(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築(3) 災害ボランティア人材の育成等
	防災活動に取り組 む NPO・ボランテ ィア等	(1) 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等への活動 支援
	住民・企業等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対象	対 策(活 動)項 目
町社会福祉 協議会	組織の構成員	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に向けて、必要な近隣の市町及び関係団体等と協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等」を追加する。
「みえ災害 ボランティ ア支援セン ター」関係団 体等	組織の構成員やボ ランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
住民	(1) 災害ボランティア等への参画

第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進

第3項 対策

- ■町が実施する対策!
- 1 町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策
 - (1) **災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備** 実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、

マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に向けて、必要な近隣の市町及び関係

(2) 現地協働フラットフォームの設置・運営等に同けて、必要な近隣の市町及ひ関係 団体等との協力体制の構築

情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営ができるように、平常時から交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制の構築に努める。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、 専門性を持ったボランティアの確保に努める。

- 2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等を対象とした対策
 - (1) 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時における団体・ボランティア等の活動を支援する。

- 3 住民・企業等を対象とした対策
 - (1) 災害ボランティアへ参画促進

災害ボランティア活動の広報·啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への 参画に努める。

- ■町社会福祉協議会が実施する対策!
- 1 災害ボランティア担当機関を対象とした対策
 - (1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に向けて、必要な近隣の市町及び関係 団体と協力関係・連携体制の構築

情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制の構築に努める。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、 専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

- 2 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等を対象とした対策
 - (1) 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時における NPO・ボランティア等の活動を支援する。

- 3 住民・企業を対象とした対策
 - (1) 災害ボランティアへの参画推進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

- ■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策 !!
- 1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を 担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンター運営に関わる人材の育成研修の実施
- ② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供
- 2 町の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

町が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受入にあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■住民や企業が実施する対策!

- 1 企業の対策
 - (1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の 促進に努める。

- 2 住民の対策
 - (1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進(予防5)

関係機関 防災環境課 産業建設課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 企業・事業所の事業継続計画(BCP)等の作成が進んでいる。しかし、 行政と一体となった防災対策に取り 組んでいる事業所は限られている。



【この計画がめざす状態】

・ 企業・事業所の事業継続計画(BCP)の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成促進(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進(3) 自主防災組織の活動支援
	自主防災組織、自 治区等	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事 業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
企業・事業所	町(自主防災組織、自治区等)	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災 ネットワーク	関係企業•事業所	(1) 町内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自 治区等	企業·事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
企業・事業所	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成(2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進(3) 自主防災組織の充実強化
	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

- ■町が実施する対策!
- 1 企業・事業所を対象とした対策
- (1) 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失 を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、朝明商工会と連 携し、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成・点検を促進する。 特に津波や土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業所にかかる避難対策を含め たBCP等の作成・点検の促進に努める。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、救援物資の調達等に関する協定の締結の拡充に努める。

また、本町は東芝インフラシステムズ(株)三重工場や日本トランスシティ㈱と災害 時等における施設利用等の支援協力に関する協定も結んでいる。

(3) 自主防災組織の活動支援

企業・事業所の自主防災組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援 を行う。

2 自主防災組織、自治区等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携 を促し、地域の防災力の向上を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

くライフライン事業者が実施する対策>

1 災害発生時のライフライン復旧対策の促進

災害時において発生する電気・ガス・水道・道路・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■企業・事業所が実施する対策

1 防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などを踏まえた防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成・点検に努める。

特に津波や土砂災害等の危険性の高い場所に立地する事業者については、避難対策を含めたBCP等の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の津波浸水対策等の安全性の確保及び二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進

3 自主防災組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自主防災組織の充実強化に努める。

4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ① 自然災害から、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・ 啓発の実施に努める。
- ② 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進!

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- ① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ② 業種や事業規模に応じ、災害時に町や各種団体と協働で災害対応を行うため、救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1 町内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やBCP 等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

■自主防災組織、自治区等が実施する対策

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進(予防6)

関係機関 防災環境課 子育て健康課 教育課 文化課 あさひ園

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 年1回、朝日小学校とあさひ園合同でシェイクアウト訓練及び津波避難訓練を実施している。また、行政と連携した児童生徒等への防災教育、地域や家庭との連携をさらに充実する必要がある。



【この計画がめざす状態】

・ すべての学校や園などにおいて必要 な耐震対策や津波避難対策がなされ、 児童生徒等、教職員の安全が確保され るとともに、行政と連携した防災教育 の徹底により、児童生徒等の安全確保 と家庭や地域への防災啓発が図られて いる。

第2項 対策項目

【公助】

【五切】		
実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
		(1) 児童生徒等の安全確保
	小中学校	(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策 定及び防災訓練の実施
		(3) 学校施設の安全点検
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
町	児童生徒等の保護 者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した地域防災 対策の推進
	あさひ園	(1) 幼保施設の防災対策の推進
	児童福祉施設等	(1) 児童福祉施設等の防災対策の推進
放課後児童クラブ の管理者	放課後児童クラブ	(1) 放課後児童クラブの防災対策の推進

【自助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

- ■町が実施する対策!
- 1 小中学校の防災対策の推進
 - (1) 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

図る。

津波浸水想定地域にある小学校は、津波警報発表時等の避難計画を整備し、避難訓練の徹底を図る。

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

小中学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相 互の連携等を明確に定める。

また、東日本大震災の教訓をふまえ、小中学校の立地状況に応じた避難計画等の防災 計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

(3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を行い、必要な補修を行う。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して行う。

(5) 教職員の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。 また、全ての基本研修で防災研修を実施する。

(6) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

(7) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

町と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と町が担う役割分担などを 整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、町と学校が事前に話 し合いを行うなどして、事前に点検しておく。

2 あさひ園の防災対策の推進

小中学校に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、園児(乳幼児)等に配慮 した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

3 児童福祉施設等の防災対策の推進

児童福祉施設については、学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、 民間事業者に対する指導を図る。

4 地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に 検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

■放課後児童クラブの管理者が実施する対策 !!

1 放課後児童クラブの防災対策の推進

学校、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

- ■保護者・児童生徒等が実施する対策!
- 1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進(予防7)

関係機関

防災環境課 子育て健康課 保険福祉課 広報・町民課 産業建設課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 住民一人ひとりの避難経路、場所等 の検討が十分ではない。また、避難行 動要支援者や要配慮者、女性に配慮し た避難所運営マニュアルを策定した が、定期的な見直しが行われていな い。



【この計画がめざす状態】

・ 避難経路の検討が進み、住民一人ひとりが避難場所までの安全な道のりを把握している。また、地域の避難対策や避難所運営において、女性や障がい者など、避難者の多様性に配慮した対策が図られるとともに、社会福祉施等との連携による避難行動要支援者・要配慮者に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と地域住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難等の基準 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (7) 観光客、帰宅困難者等対策 (8) ペット対策 (9) 避難所外避難者対策 (10)感染症対策

【共助】

177911		
実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
自主防災組織等	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
不特定多数の者が 利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
	(1) 地域の避難対策への協力
住民	(2) 個人の津波避難計画の策定
住氏	(3) ペットの同行避難対策
	(4) 避難所外避難者対策

第3項 対策

■町が実施する対策!

1 地域住民等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と地域住民等への周知

津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあることなど、内閣府令で定める基準に適合するものを、津波や土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域住民等に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、必要に応じて警察署及び他の防災関係機関と協議するなどして、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努める。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識、日本産業規格に基づく図記号を使用した分かりやすい避難場所等の表示による標識を設置するなど、地域住民、観光客等に対する周知を図る。

津波浸水予測図で浸水の可能性があると認められる地域で、高台等の避難場所のない地域については、津波避難ビル等の指定等、多様な手段を用いた指定緊急避難場所の確保に努める。

また、津波に対する指定緊急避難場所を周知し、地域及び住民個々の津波避難計画の策定を促す。

(2) 指定避難所、避難路の整備·周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保されるなど、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所まで、自宅や不特定多数の者が利用する施設(要配慮者利用施設など)から指定緊急避難場所及び指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域住民等に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。

また、指定避難所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認する。

(3) 避難等の基準

津波発生の可能性が高まった場合に、浸水が予測されている地域を避難対象地域として、避難指示などを発令の基準をあらかじめ定めておく。また、地震災害は急を要するため、同報無線、広報車、防災アプリ等の各種手段により周知するなどの伝達体制も整備し、万全を図る。

① 住民に求める安全確保の行動

津波から避難する際には、津波浸水想定区域外へ速やかに避難することを基本とする。万が一、逃げ遅れた場合は、近くの高台、堅牢な建物、津波避難ビル等に緊急避難し、命を守る行動を実施する。

発令時の状況	住民に求める行動
・強い揺れ(震度4程度)を感じた	・海岸や河川から退避し、津波に関する情報に
とき	注視しする
・遠地で発生した地震に伴う津波	
で、到達までに相当の時間があ	
る時	
・「伊勢・三河湾」に津波注意報	・海岸や河川から退避し、津波浸水想定区域外
が発表された時	などの安全な場所の確保
	・住民等は、海岸付近に近づかないようにする
	・町および報道機関等からの津波情報を収集す
	るなど、緊急避難ができるよう体制を図る
・遠地の地震の影響により「伊	・原則、津波浸水予測地域外の避難所、一時避
勢・三河湾」に津波警報等が発	難場所、公園、広場または高台等の安全な場
表される可能性がある場合。	所(地域)等へ迅速に避難する
・「伊勢・三河湾」に大津波警報、	・早急に津波浸水予測地域外の避難所、一時避
津波警報が発表された時。	難場所、公園、広場または高台等の安全な場
	所(地域)等へ迅速に避難する。

(4) 避難誘導対策

避難に関する意思決定に対する県からの助言など、国・県との連携・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数の住民等が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導看板の整備や避難訓練の実施に努める。

(5) 避難所運営対策

避難所運営マニュアル及び避難行動要支援者避難行動援助プランに沿った、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努める。また、避難所運営マニュアルに基づき、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。避難所運営に当たり関係者との定期的な情報交換の場を設けるよう努め、避難所の運営管理に必要な知識の普及を図る。

また、食料、飲料水、生活必需品等避難者支援を行うために必要な物資、資機材を計画的に備蓄するよう努めるとともに、住民等に対し、備蓄に関する啓発を行う。

(6) 避難行動要支援者·要配慮者対策

① 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者について、本地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」に登録された対象者のうち、避難支援等が適切になされるよう個別避難計画の作成に同意した対象者は、避難支援等関係者と連携して作成するよう努める。

② 要配慮者対策

配慮が必要な者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等)に対する災害時の避難行動や避難生活の支援などの対策の強化に努めるものとする。

(7) 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、地域の実情に応じた観光客、帰宅 困難者等対策を講じるよう努める。

(8) ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット同行者用の避難所の設置など、避難所運営マニュアルに沿い、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制につい

て検討する。

(9) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所外避難 者対策を推進する。

(10) 感染症対策

避難所運営マニュアルに沿った避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することも検討する。

■自主防災組織等が実施する対策<mark>!</mark>

1 地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域の津 波避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの見直し及びこれらに基づく防災訓練等の実 施に努める。

■その他の防災機関が実施する対策

1 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の 避難対策に努めるとともに、町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

2 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■住民が実施する対策!

1 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

2 個人の津波避難計画の策定(津波対策)

津波浸水想定地域にある住民は、県の「Myまっぷラン (個人の津波避難計画)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した個人の津波避難計画の策定に努める。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

第2節 避難行動要支援者対策の推進(予防8)

関係機関

防災環境課 保険福祉課 子育て健康課 消防団

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 避難行動要支援者支援のための避難 対策について、避難援助等関係者へ説 明会を開催し、個別避難計画作成に取 り組んでいる。



【この計画がめざす状態】

・ 高齢者や障がい者などに配慮した避難 対策が図られるとともに、避難援助等関 係者との連携により避難行動要支援者 対策に最大限配慮した地域づくりが進 んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
		(1) 避難行動要支援者名簿
町	地域住民等	(2) 避難行動要支援者名簿の管理・更新
		(3) 個別避難計画作成の推進

【共助】

実施主体		対 象	対 策(活 動)項 目
自主防災組 地域	織等	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者利 設	用施	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
住民	(1) 地域の避難対策への協力

第3項 対策

- ■町が実施する対策!
- 1 地域住民等を対象とした対策
 - (1) 避難行動要支援者名簿

町長は、基本法第 49 条の 10 第 1 項に基づき、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための基礎とする名簿(以下、この節において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。

① 避難援助等関係者及び名簿の提供

町長は、基本法第 49 条の 11 第 2 項に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難援助等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、法令に特別の定めがある場合、又は基本法第 49 条の 11 第 3 項に該当する場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではな

11

なお、避難援助等関係者とは、次の機関及び個人とする。

- ア消防機関
- イ 警察機関
- ウ民生委員
- 工町社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ その他の避難支援等の実施に携わる関係者及び団体で町長が特に必要と認めたもの

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者、かつ、災害時に避難行動を要する者のうち、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- ア要介護認定3~5を受けている者
- イ身体障がい者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者であって、 心臓・じん臓機能障がいのみで該当する以外の者
- り 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ェ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者
- オ年齢が75歳以上のひとり暮らし高齢者
- カ 上記以外の者で町長及びこの計画に定める避難援助等関係者がともに援助が必要で あると認める者

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町においては、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握する町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報など町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要と認められる場合は、基本法第 49 条の 10 第 4 項に基づき、知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報提供を求めることができる。ただし、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にするものとする。

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- ェ住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に定めるもののほか、避難援助等の実施に関し町長が必要と認める事項
 - (注) ェの「住所」とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。また、「居所」とは人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所を指す。

なお、町長は基本法第 49 条の 10 第 3 項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に 必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関 する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利 用することができる。

④ 名簿情報提供に関する同意確認

町は、避難行動要支援者名簿に基づき、災害時に加え、平常時から防災に関する援助活動を行うため、避難援助等関係者への名簿情報提供について、同意書により同意の確認を行う。

⑤ 避難行動要支援者同意者名簿への登録と避難援助等関係者への名簿情報の提供 町は、同意書により同意を得られた避難行動要支援者について、避難行動要支援者 同意者名簿として登録するとともに、当該名簿情報を地域の避難援助等関係者に提供 することとし、災害時の援助のほか、平常時の訓練や防災に関する地域の活動等にも 使用する。

⑥ 名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は、常に変化し得ることから、町は名簿が最新の状態になるよう避難行動要支援者の把握及び更新に努める。

避難行動要支援者の避難援助等に必要となる事項に変化が生じたとき、また、転居 や入院、社会福祉施設等への入所により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、 町と避難援助等関係者間で情報を共有し、避難援助体制の適正化を図る。

⑦ 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び講じる措置

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難援助等関係者に提供されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難援助等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難援助等の実施に必要な限度で避難援助等関係者に提供するが、避難行動要支援者の同意がない場合は、その限りではない。

避難行動要支援者から避難援助等関係者への名簿の提供について同意を得るためには、町担当課が避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的に働き掛ける必要があり、その際には、避難援助等関係者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し、避難行動要支援者の理解を得た上で、同意を得ることとする。ただし、重度の認知症や障がい等により、個人情報の取り扱いに関して同意したことによって生じる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることで名簿情報を外部提供することができる。

町は、避難行動要支援者から同意を得て、避難援助等関係者に名簿情報を提供する際は、次の措置を講じる、又は避難支援等関係者に求めることで情報漏洩の防止を図らなければならない。

- ア当該避難行動要支援者を担当する地域の避難援助等関係者に限り提供する。
- イ 基本法に基づき、避難援助等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に 説明する。
- り施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ェ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部 で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- カ上記以外に情報漏洩を防止するために必要な指導をする。

⑧ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知 又は警告の配慮

避難のための情報伝達については、避難行動要支援者に配慮した様々な手段を活用して行うこととするが、その情報を十分に活用できるよう平常時から避難行動要支援者には避難することについて理解を得るよう努める。

特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難することについての理解を得ておき、災害時に避難行動要支援者名簿を活用して迅速に避難ができる体制を整備するとともに、避難援助等関係者の安全対策を図る。

⑨ 避難援助等関係者の安全確保

避難援助等関係者については、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は避難援助等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難援助を行えるよう、避難援助等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

また、地域においても避難行動要支援者や避難援助等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難援助のルールを決めるなど、地域住民全体で避難援助等関係者が安全に避難援助できるよう検討し、必ずしも災害時に避難援助等関係者の援助が受けられるものではないことについて、一人ひとりの避難行動要支援者の理解を得られるよう推進する。

(2) 避難行動要支援者名簿の管理・更新

① 管理方法

避難行動要支援者名簿及び同意者名簿は、町担当課、社会福祉協議会及び地域の避難援助等関係者において、朝日町避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき厳重に管理する。

② 更新方法

町は、地域の避難援助等関係者及び関係各課が収集した情報を基に、避難行動要支援者同意者名簿の更新を適時行い、関係部局と共有するとともに、避難援助等関係者に提供する。

③ 情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難援助等関係者は、町より提供された避難行動要支援者同意者名簿に関する情報の適正な管理と注意を払いながら、平常時から避難行動要支援者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難援助の方法等について確認した上で、援助者(災害時に避難行動要支援者に対して直接避難援助を行う者)の確保や避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難援助が行えるよう努める。

(3) 個別避難計画作成の推進

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の作成のみに留まらず、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等関係者と連携して個別避難計画を作成を推進する。

第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保

- ■自主防災組織等地域が実施する対策!
- 1 地域住民を対象とした対策
 - (1) 地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、個人の避難計画等の策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

- ■要配慮者利用施設が実施する対策!
- 1 入所者等要配慮者の対策
 - (1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、 関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努める。

- ■住民が実施する対策!
- 1 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の援助対策など、地域の 避難対策に協力するよう努める。

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進(予防10)

関係機関 防災環境課 産業建設課 上下水道課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・防災上重要な公共施設については、耐震化はされているが、災害時に公共施設を維持するための設備や備蓄品の対策が遅れている。また、発災時の応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の整備が十分でない。



【この計画がめざす状態】

・防災上重要な公共施設における災害時 に必要となる設備や備蓄品が整い、公 共施設の機能を維持できるよう整備さ れている。また、応急仮設住宅の調査・ 調達・供給体制が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町	住民	(1) 建築物の耐震化等(2) 密集市街地にかかる地震防災対策(3) 応急仮設住宅供給体制の整備
その他の防災関係機関	住民	(1) 各機関の建築物の耐震化の促進

第3項 対策

■町が実施する対策

1 建築物等の耐震化

(1) 町の建築物

被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動に著しい影響を及ぼすことがないよう、町の防災上重要な施設について、設備や備蓄品の充実を図る。

また、広域的な大規模災害を想定し、建物、設備等の機能を維持し、耐久性や耐震性 を確保するための総合的な防災対策の推進を図る。

(2) 一般建築物

病院、社会福祉施設、学校等多人数が集合する建築物及び事業所施設のうち特に防災 上重要な建築物については、県と連携し必要な助言・指導を行う。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

(3) ブロック塀等対策

ブロック塀等については、正しい施工方法及び既存のものの補強の必要性について啓 発を行う。

2 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度 判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。

また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーターとして従事できる職員 を確保するよう努める。

3 密集市街地にかかる地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市 街地において建物の更新を図り、避難地、公園等の防災施設をその地域特性に応じて整 備に努める。

4 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給 体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制の整備に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 各機関の建築物の耐震化の促進

「<町が実施する対策>1(1)町の建築物」に準ずる。

第2節 公共施設等の防災対策の推進(予防11)

関係機関 防災環境課 産業建設課 上下水道課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・道路、河川にかかる公共施設等の耐震 化、代替性の確保、多重化等の整備が 十分でなく、地震・津波災害からの避 難、救助、消火、復旧等の対策に障害 が生じるおそれがある。



【この計画がめざす状態】

・町内のどの地域においても、地震・津 波災害からの避難、救助、消火、復旧 等の対策が的確かつ速やかに進められ るよう、道路、河川にかかる公共施設 の耐震化や多重化等の対策が進んでい る。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町	住民	(1) 道路の防災・減災対策
μ]	住氏	(2) 河川の防災・減災対策
この40のは※明板機関	A P	(1) 道路の防災・減災対策
その他の防災関係機関	住民	(2) 河川の防災・減災対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 道路の防災・減災対策

(1) 計画的な維持管理対策

大災害により発生が予想される道路の損壊として、沖積層地帯・埋立地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、ガス管・水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊、橋梁の落橋、落石などの道路等変状が想定される危険箇所について、路線の重要度や変状の状況等により優先度を考慮し、計画的な維持管理対策を実施する。

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 第3項 町が実施する対策 1 町における対策 (1) 緊急輸送ネットワークの確保」に基づき、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

2 河川の防災・減災対策

(1) 河川管理施設の地震・津波対策

員弁川、朝明川等の県管理河川の適正な管理、早期改修を働きかけるとともに、町管理の河川の管理・改修に努める。

(2) 水門等の点検整備

毎年出水期に先立ち、水門等の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

- ■その他の防災関係機関が実施する対策
- 1 道路の防災・減災対策(道路管理者)

「<町が実施する対策>1道路の防災・減災対策」に準ずる。

2 河川の防災・減災対策 (河川管理者)

地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、津波浸水予測区域内の堤防について、 脆弱箇所の補強を進めるとともに、河川改修にあわせた堤防の耐震対策を実施する。

第3節 危険物施設等の防災対策の推進(予防12)

関係機関 防災環境課

(常備消防委託先:四日市市消防本部)

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 危険物施設等の地震対策について、 "揺れ"対策については法令に基づく 耐震化等の取組が進められているが、 "津波"対策については法令が未整備 で、事業者によって課題認識や取組に ばらつきがある。



【この計画がめざす状態】

・ 危険物施設等について耐震性が確保 され、津波に対しても事業者において 被害予測をふまえた流出等の被害を最 小限にとどめるための具体的対策が講 じられている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町(消防機関)	危険物施設を管理 する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等

【自助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
危険物施設、高圧ガス施設、火薬類 施設、毒劇物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震化(2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施(3) 緩衝地帯の整備(4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第3項 対策

■町が実施する対策

<消防機関が実施する対策>

- 1 危険物施設
 - (1) 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し、次のとおり指導する。

① 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

② 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

③ 施設の耐震化の促進

施設の耐震化を促進する。

④ 防災訓練の実施等の促進

施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報 を地域に積極的に発信するよう指導する。 第2部 災害予防・減災対策 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

■危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

1 施設の耐震化・耐浪化の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化の促進に努める。

2 自主防災組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自主防災組織を充実させるとともに保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄をして、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

3 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

4 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特殊性や安全対策への取り組みを積極的に地域等に情報発信するよう努める。

第4節 地盤災害防止対策の推進(予防13)

関係機関

防災環境課 保険福祉課 産業建設課 教育課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 地震の揺れに伴って発生が予測される各種地盤災害について、宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、さらなる推進が求められている。



【この計画がめざす状態】

・ 地盤災害の対策に資する事業が着実 に進められ、発生した場合に特に大き な人的被害をもたらす可能性が高い地 盤災害への対策が適切に講じられてい る。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
	(1) 土砂災害対策
町	(2) 土砂災害関連情報の収集
	(3) 液状化対策
その他の防災関係機関	(1) 崩壊危険地域の災害防止

【共助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
自主防災組織	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
等地域	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者利用	要配慮者利用施設	(1) 按型の破器材架の推准
施設	の利用者	(1) 施設の避難対策の推進

【自助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
住民	(1) 防災への備え

第3項 対策

■町が実施する対策

1 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

- ① 避難所の設置
- ② 避難指示等の発令時期決定方法
- ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- ④ 避難誘導責任者
- ⑤ 避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知
- ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

- ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール
- ⑧ その他必要事項

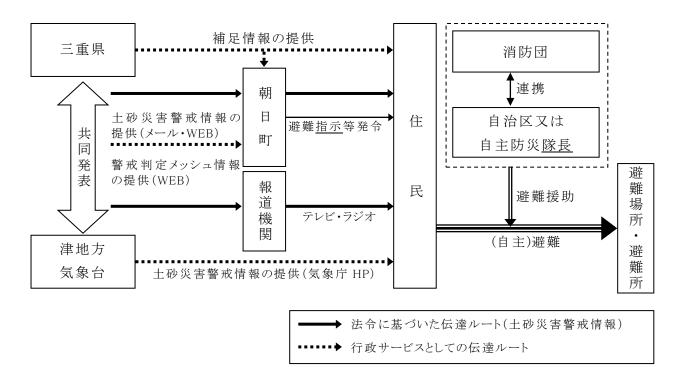
特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 土砂災害関連情報の収集

気象台や県から、土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるための発災時における連絡体制の整備に努める。

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長の避難指示発令や 住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる町を特定して警戒を呼びかける情報で、 都道府県と気象庁が共同で発表している。

土砂災害警戒情報の伝達系統については、次の系統により伝達する。



3 液状化対策

(1) 地盤データ等に基づく液状化危険度の把握

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であることから、県が実施する地盤の液状化危険度調査の詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

(2) 被害防止対策の実施

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害防止対策等を 適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(3) 小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

- ■その他の防災関係機関が実施する対策
- 1 崩壊危険地域の災害防止
 - (1) 国道防災事業(中部地方整備局)
 - 一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。
- ■自主防災組織等地域が実施する対策!
- 1 地域住民を対象とした対策
 - (1) 地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、土砂災害警戒区域内の地域や住民、特に要配慮者の避難 計画の策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

- ■要配慮者利用施設が実施する対策!
- 1 要配慮者利用施設の利用者を対象とした対策
 - (1) 施設の避難対策の推進

施設の所在地や施設を利用する要配慮者の特性に応じた避難確保計画の策定や避難訓練の実施、関係施設との災害時の連携体制の確立などの施設の避難対策を進める。

- ■宅地建物取引事業者が実施する対策!
- 1 宅地建物取引における措置

土砂災害警戒区域では、宅地建物取引事業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、 警戒区域である旨について重要事項説明を行う(義務)。

■住民が実施する対策!

1 防災への備え

土砂災害警戒区域に居住する住民は、土砂災害警戒情報の発表に注意し、高齢者等避難や避難指示が発令された場合や、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の想定を確認しておき、自宅に待避するか、最寄の避難場所等に早期避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

また、自宅にとどまる場合には、土砂災害については、山側とは反対側の2階の部屋に 待避し、最低限、身の安全を守る行動がとれるよう、万一の場合に備えた避難行動の検討 に努める。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備(予防14)

関係機関防災環境課
産業建設課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 大規模災害時の陸上輸送にかかる、 防災拠点及び輸送(物資)拠点等に繋 がる緊急輸送ネットワーク(道路)の 確保が進んでいない。



【この計画がめざす状態】

・ 南海トラフ地震の被害想定や広域的 な応援・受援計画、救援物資等の供給 計画等に基づき、陸上輸送にかかる緊 急輸送ネットワーク(道路)の見直し 及び整備が着実に進められている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体 対 象		対 策(活 動)項 目
町		(1) 緊急輸送ネットワークの確保(2) 陸上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送・運搬等を担う防災関係 機関等	県及び関係機関 等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第3項 対策

■町が実施する対策

- 1 町における対策
 - (1) 緊急輸送ネットワーク (道路)の確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送(物質)拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を進めて、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に周知する。

(2) 陸上輸送対策

① 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点・物質拠点や避難所の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

② 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、低地を通過する道路など、津波災害時に冠水のおそれがある箇所を あらかじめ把握し広く住民へ周知を図り、代替路の検討を行う。その上で、発災後の 速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制の確保を図る。

そのために、道路管理者は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに、資材を備蓄する道路啓開基地の整備を検討する。

発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ (一社) 三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にか かる協定の締結を図る等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備 を推進する。

3 航空輸送対策

(1) 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や住民等への周知 を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

< その他の協定締結事業者及び事業者団体の対策>

- 1 発災時の災害対策体制の整備
 - (1) 情報伝達体制の確立
 - ① 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
 - (2) 協定に基づく体制の確立
 - ① 協定における町と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。
 - ② 協定に基づき、災害時に町から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や 方法について整備を図る。
 - ③ 町が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保(予防15)

関係機関防災環境課
総務課
消防団

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 地震の規模や発生の時間帯によって は、必要な数の職員が確保できずに災 害対策本部の応急対策活動が遅れる 可能性がある。また、課によって災害 対応の度合いにバラつきがある。



【この計画がめざす状態】

必要な数の職員を早期に確保できない場合でも、災害対策本部機能を迅速に展開できる体制が整備されている。また、地震の規模によって課の業務を跨いだ全庁的な災害対応が行われている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対 策(活 動)項 目
		(1) 町災対本部機能等の整備・充実
What the second		(2) 職員参集体制の整備・充実
町		(3) 職員への防災教育・消防訓練の実施
		(4) 職員の防災対策の推進
	沙叶田	(1) 消防力の強化
	消防団	(2) 救助・救急機能の強化

第3項 対策

■町が実施する対策

<町災対本部を対象とした対策>

- 1 町災対本部機能等の整備・充実
 - (1) 町災対本部施設及び設備の整備

発災時、庁舎建物内に迅速に町災対本部を設置できるよう、自家発電設備等の整備に よる非常用電源、無線設備などを平常時から確認・点検しておく。

なお、町災対本部は、必要な情報機器等を整備し、その機能及び機動力を十分に発揮できるよう、十分な広さを確保するよう努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、 町災対本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが 予想されることから、計画的に必要量の備蓄に努める。

(3) 第2指令機能整備にかかる検討

発災時には、庁舎の災害対策本部機能の喪失の可能性があるため、代替できる施設等 指定しておく。

<災害対策機能を代替できる施設等の候補>

施設等	住所
朝日町教育文化施設	三重県三重郡朝日町柿 2278

(4) 災害対策本部移転の検討

平成23年度に三重県が公表した津波浸水予測図(防潮堤等の施設がないとした場合)によると、防災拠点となる役場庁舎は浸水予測区域内にあり、災害対策本部機能が十分に発揮できないことが予測できるために、庁舎移転を図る必要がある。

2 職員参集体制の整備・充実

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、職員へ一斉に通知できる防災アプリなどにより迅速な職員参集体制の整備を推進する。

(1) 津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について (津波対策)

勤務時間外に地震が発生し、津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

3 職員への防災教育・防災訓練の実施

職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアル等の内容について職員に周知徹底を図る。

- ① 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時 に適切な防災行動がとれる知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策

4 職員の防災対策の推進

職員は、「第2部 第1章 第1節 住民や地域の防災対策の促進」において住民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

5 業務継続体制の確保対策

災害発生時に、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても業務継続体制の確保を図るため、令和5年度に「朝日町業務継続計画」を改訂した。計画では、災害時であっても業務の継続が必要な非常時優先業務や、それに必要な人員、機材や業務システム及びそれが使用できない場合の代替手段等があらかじめ定められている。

また、組織や業務の改正等を適切に反映するために計画を定期的に見直すとともに、計画に基づく訓練や検証等を実施し、必要に応じて内容の改善を図るなど、実効性のある業務継続体制の確保に努める。

第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化

<消防団を対象とした対策>

1 消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の 基準」を充足するため、消防団の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防団員の充実・資質向上等

地域における消防防災の中核である消防団について、団員の確保を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

(2) 消防用設備の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設・設備等の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保(予防16)

関係機関

防災環境課 企画情報課 広報·町民課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 防災行政無線(同報系・移動系)の デジタル化整備はされている。情報伝達手段の拡充として防災アプリ(朝日 Sアラート)を導入。微増ではあるが、 アプリの登録者数も増加しており、情報伝達先も拡充されてる。しかし、スマートフォンを所持していない高齢 者等への情報伝達手段が十分ではない。



【この計画がめざす状態】

・ どの時間帯に地震が発生しても、町 災対本部等が必要な情報収集と伝達が できる体制が、町、県、防災関係機関 において整っている。また、高齢の方 など情報収集手段が少ない方への情報 伝達手段の対策が講じられている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対 策(活 動)項 目
町		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備
ш]		(2) 情報伝達手段の整備
	通信事業者、放送事業者等	(1) 通信設備の優先利用の手続き
		(1) 設備面の災害予防
通信事業者、放送事業者等	(2) 災害対策体制の整備	
远旧事术化 <i>、 </i>		(3) 防災広報活動
		(4) 広域応援体制の整備

第3項 対策

- ■町が実施する対策
- 1 町災対本部を対象とした対策
 - (1) 災害情報収集・伝達体制の整備

災害時において広域的かつ長期的な停電の発生も想定し、迅速かつ的確な災害情報の 収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

① 地震・津波災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者や帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

② 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式の標準化を進め、共通システムの構築を図るとともに最新のICT技術を導入するなどにより、各機関のシステム利用を推進する。

第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化

(2) 被害情報収集・伝達手段の整備

① 防災行政無線の整備等

防災行政無線(同報系・移動系)のデジタル化が完了し、情報伝達手段の拡充として防災アプリ(朝日Sアラート)を導入している。今後は、要支援者にも配慮した多様な手段の整備・確保に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の耐震・津波対策 に留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

② 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

③ 情報提供手段の検討

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する手段のあり方について検討する。

2 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用(基本法第57条)及び優先使用(同法第79条)について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■その他の防災関係機関が実施する対策 (通信事業者、放送事業者)

<固定通信事業者、移動通信事業者等の対策>

- 1 設備面の災害予防
 - (1) 通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講 じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び 災害時の配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等は朝日町職員初動マニュアルに基づき行う。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報 活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの 応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めて おく。

<放送事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の防災対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講 じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応 も含めて検討する。

3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報 活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保(予防17)

関係機関 子育て健康課

第1項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 町において医薬品等の備蓄が十分ではない。また、災害時の医療・救護を コーディネートする機能が十分でない。



【この計画がめざす状態】

・ 災害協定に基づき必要数を確保できる体制が整っている。また、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に 提供する体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
	災害時に医療・救護	(1) 医療・救護体制の整備
町	を担う機関	(2) 医療・救護機能の確保
	住民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対 象
	(1) 医療・救護体制の整備
災害時に医療・救護を担う機関	(2) 医薬品等の確保・供給体制の整備
	(3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対 象
住民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

- ■町が実施する対策
- 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策
 - (1) 医療・救護体制の整備
 - ① 救護所設置場所の指定

救護所の設置場所は、保健福祉センターとする。 また、その他候補地として民間医療機関の活用についても検討する。

② 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣については、(公社)四日市医師会、(一社)四日市歯科医師会、(一社)四日市薬剤師会と締結した協定に基づき提出された計画・マニュアルにより定める。

なお、四日市地域救急医療対策協議会に参加し、情報共有に努める。

③ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

④ 医薬品等の確保体制

救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

⑤ 災害医療コーディネーターの活用

災害時における適切な医療提供体制の確保に向け、県が整備する医療コーディネート機能(災害医療コーディネーター)の活用を検討する。

(2) 医療・救護機能の確保

町は、あらかじめ医療施設の利用について(公社)四日市医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

また、迅速的確な情報伝達体制を構築するため、災害医療情報の収集、伝達等に関するシステムに基づき、平時より情報伝達訓練を実施する。

2 住民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知 を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

「<町が実施する対策>1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (1) 医療・救護体制の整備」に準ずる。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

「<町が実施する対策>1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (1) 医療・救護体制の整備 ④ 医薬品等の確保体制」に準ずる。

3 医療・救護機能の確保

「<町が実施する対策>1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (2) 医療・救護機能の確保」に準ずる。

■住民が実施する対策!

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を数日分確保し、持ち出せるよう事前準備に 努める。

第4節 応援・受援体制の整備(予防18)

関係機関 防災環境課 総務課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 町内外の地方公共団体等からの応援 を受入るための活動拠点の確保や受 入体制の整備が十分でない。また、応 援体制についても十分な調整がなさ れていない。



【この計画がめざす状態】

・ 応援受入のための拠点が確保され、 発災直後からの応援受入ができる体制 が整っている。また、災害応援の必要 が生じた場合においても、即時に各関 係機関や応援協定団体が連携して応援 に向かえる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町		(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備
		(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築
		(3) 防災関係機関の受援体制の整備
		(4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■町が実施する対策!

- 1 町災対本部を対象とした対策
 - (1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。 なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の町村で川越町、遠方の市町村では山形県朝日町、富山県朝日町、長野県朝日村と締結した。

また、これら町村との相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関(自衛隊、警察及び消防機関等)との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容(救急,救助,応急医療,緊急輸送等) について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を図る。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備(予防19)

関係機関 防災環境課 保険福祉課 子育て健康課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 三重県備蓄・調達基本方針に沿い、 南海トラフ地震理論上最大時の想定 される避難所避難者数分を調達目標 としている。また、広域的な大規模災 害時を想定した物資の受入・供給に備 え、朝日町教育文化施設を物質拠点に 選定し、拠点活動マニュアルを作成。



【この計画がめざす状態】

・ 大規模災害に備えた物資の備蓄・調 達・受入・供給にかかる計画が整備さ れ、計画に沿った備蓄や関係機関との 事前調整が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

	実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
			(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築
町			(2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄
			(3) 県等関係機関との情報共有
	事業者及び		(1) 災害時用物資等の調達にかかる協力関係の構築
		事業者団体	
		等	
		₽ □	(1) 家庭における災害用備蓄の促進
		住民	(2) 地域における災害用備蓄の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
災害時用物資		(1) 災害時用物資等の供給体制の構築
等の供給に関		(2) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築
する協定を締	県・市町	
結した事業者	一	
及び事業者団		
体等		
地域	_	(1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保

【自助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
住民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第3項 対策

- ■町が実施する対策
- 1 町における対策
 - (1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。なお、物資 や資機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

- (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄
 - 避難所の場所等を勘案し、災害時用物資(食料等を含む)の備蓄を図る。
- (3) 県等関係機関との情報共有

避難所、町救援物資拠点、災害時用物資備蓄状況等について、平時より県等の関係機関と情報共有を図る。

2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築(各物資等調達協定締結部署)

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して 災害時の物資等調達体制を強化する。

① 食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努め、協力関係の構築に努める。

精米については、町内の卸売業務を行う米穀販売業者の手持ちの数量及び協力できる数量の報告を求め、保有数量の把握に努める。

② 生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努め協力関係の構築に努める。

3 住民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進

住民に対して各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間程度の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自 主防災組織等へ働きかける。

■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者等が実施する対策

1 災害時用物資等の供給体制の構築

町と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに、町の実施する防災訓練等への協力に努める。

2 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

町と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、 平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、町の実 施する防災訓練等への協力に努めるなど協力関係の構築に努める。

■地域が実施する対策

1 避難先等への災害用備蓄品等の確保

避難所や避難場所など、避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要

第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化

な物資等の備蓄に努める。

■住民が実施する対策

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後3日分以上、できれば1週間程度の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進(予防20)

関係機関 防災環境課 上下水道課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ ライフライン対策が各々の機関の個別の防災対策活動に頼った状態にとどまっており、公共、民間のライフライン関係機関の連携体制や情報共有が十分でない。



【この計画がめざす状態】

・ 他市町との広域的な連携やライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有がなされて、ライフライン防災対策に取り組んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町	施設利用者	(1) 上水道施設(町管理)を対象とした対策 (2) 下水道施設(町管理)を対象とした対策 (3) その他のライフラインを対象とした対策

【共助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
	(1) 設備面の災害予防対策
最与由光 学	(2) 災害対策体制の整備
電気事業者	(3) 災害時の広報体制の整備
	(4) 広域応援体制の整備
	(1) 設備面の災害予防対策
ガス事業者	(2) 災害対策体制の整備
	(3) 災害時の広報体制の整備
	(1) 設備面の災害予防
语 /	(2) 災害対策体制の整備
通信事業者	(3) 防災広報活動
	(4) 広域応援体制の整備
	(1) 平常時における防災・減災対策
鉄道事業者	(2) 災害対策体制の整備
	(3) 災害時の広報体制の整備
	(1) 平常時の防災・減災対策
その他交通機関	(2) 災害対策体制の整備
	(3) 災害時の広報体制の整備

【自助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
住民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 上水道施設(町管理)等を対象とした対策

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施する。

第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化

(1) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(2) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材の確保に努めるとともに、水道水を供給できる体制を確保するよう努める。

なお、町単独で活動等が困難な場合には、「三重県水道災害広域応援協定」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」等に基づき、活動を実施し、必要があれば要請等を行う。

(3) 津波浸水対策の実施 (津波対策)

県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

2 下水道施設(町管理)を対象とした対策

下水道事業業務継続計画(下水道 BCP)に基づき、被害軽減及び早期の機能回復を図る。

(1) 津波浸水対策の実施 (津波対策)

県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

3 その他のライフラインを対象とした対策

町は、ライフライン事業者と密接な連携を図り、災害時において広域的かつ長期的な停電の発生も想定し、情報連絡体制を平時から確立しておく。

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を 図る。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3) 長期停電への対策

町・県と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応 も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制や町及び関係機関との関係強化を平時から確立しておく。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、広域的かつ長期的な停電の発生も想定し、隣接する電気事業者等への応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう、あらかじめ広域応援体制の措置方法を定めておく。

<都市ガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<固定通信事業者の対策>

「第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 その他の防災関係機関が実施する対策 <固定通信事業者、移動通信事業者等の対策>」に準ずる。

<移動通信事業者の対策>

「第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第3項 その他の防災関係機関が実施する対策 <固定通信事業者、移動通信事業者等の対策>」に準ずる。

<鉄道事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給 方法をあらかじめ定めておく。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の旅客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 地震・津波情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震・津波時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその雨量 等により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡 体制を確立する。

<その他交通機関の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の乗客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 地震・津波情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- ② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ③ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等 を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震・津波時等の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその雨量により運転規制 等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内における乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3 災害時の広報体制の整備

その他交通機関は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を 行うための情報連絡体制を確立する。

■住民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

住民は、地震・津波によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、 その影響を最小限に抑えるための備蓄品を備えるなど事前対策を講じるよう努める。

第7節 防災訓練の実施(予防21)

関係機関 防災環境課 消防団

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 町主催の防災訓練を2年に1回開催 している。今後、地域主体の防災訓練 となるよう調整会議を開き、訓練内容 について協議を行う。



【この計画がめざす状態】

・ 町・県をはじめ、防災関係機関と地域住民、企業が連携し、様々な自然災害を想定した実践的な防災訓練を定期的に行っており、地域の防災力が高まっている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	消防団・自主防 災組織等	(1) 消防団・自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対 象
企業・事業	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施
所等	(2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施
織等	(2) 町・県等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対 策(活 動)項 目		
住民	(1) 地域等における防災訓練への参画		

第3項 対策

■町が実施する対策

1 多様な防災訓練の実施

町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する(年1回以上の実施に努める)。訓練を実施するにあたっては、避難行動要支援者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 県の防災訓練への協力・参画

町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

3 消防団、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

消防団・自主防災組織、企業等に対して、防災訓練の実施を呼び掛けるとともに、実施する防災訓練を積極的に支援する。

■企業·事業者等の対策!

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。 また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、町、県、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

■自主防災組織等の対策!

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等が主体となって、防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、 消防団等関係機関と連携し、地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の要配慮者に 配慮した訓練になるよう工夫する。また、訓練への避難行動要支援者や女性、事業所など、 多様な主体の参画に努める。

2 町・県等の防災訓練への協力・参画

町や県等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

【参考:防災訓練の様子】



炊き出し訓練の様子 (令和4年11月20日)



避難所開設訓練の様子 (令和4年11月20日)

■住民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

町、県、地域等が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備(予防22)

関係機関 防災環境課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 災害廃棄物処理計画に基づき、大規模な地震等による広域的な大規模災害を想定した、発災後の具体的な行動や国、県、近隣市町等と連携した体制が不十分である。



【この計画がめざす状態】

・ 南海トラフ地震等、広域的な大規模 災害時に発生する災害廃棄物を、当該 計画に従い、発災直後の初動体制、仮 置場候補地、具体的な処理方法、国、 県、近隣市町、民間事業者、関係団体 等との連携など、災害廃棄物等の処理 を円滑に実施する体系が構築されてい る。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
町	(1) 町災害廃棄物処理計画の適切な運用
μl	(2) 広域的な協力体制の整備

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町災害廃棄物処理計画の適切な運用

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、町地域 防災計画と整合を図りつつ、「町災害廃棄物処理計画」を適切に運用する。

なお、計画の運用にあたっては、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など災害廃棄物等の処理を円滑かつ迅速に実施するための具体的体系を構築する。

また、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、町は、広域的な協力体制の整備に努める。

(2) 応援体制の整備

町は、震災による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

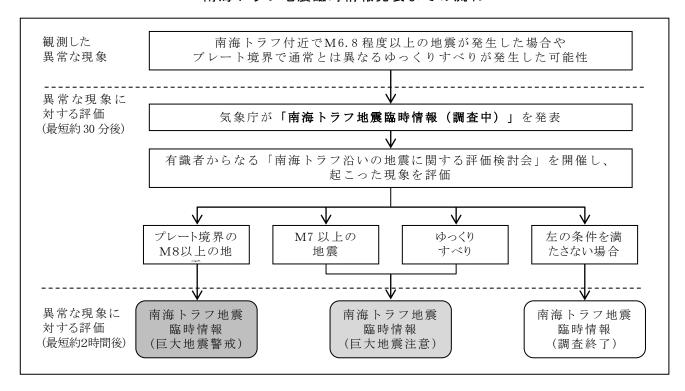
第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震 の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下の キーワードを付記した4つがあります。

	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検
	討会」を開催する場合
	・監視領域内(注1)でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生
	・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点
ナンニール声吹吐は	でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内の
南海トラフ地震臨時情	プレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可
報(調査中)	能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検
	討が必要と認められる変化を観測
	・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可
	能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検
	討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード(注
報(巨大地震警戒)	2) 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合(半割れケース)
	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震
去次150mm最贴时标	が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当の場合は除く)
南海トラフ地震臨時情	(一部割れケース)
報(巨大地震注意)	・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりす
	べりが発生したと評価した場合(ゆっくりすべりケース)
南海トラフ地震臨時情	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評
報(調査終了)	価した場合
W. L. H. 40 & 20 + 1	

- ※本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。
 - (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
 - (注 2) 地震による地下の岩盤がずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれ た量×岩石の硬さ)をも とにして計算したマグニチュード。

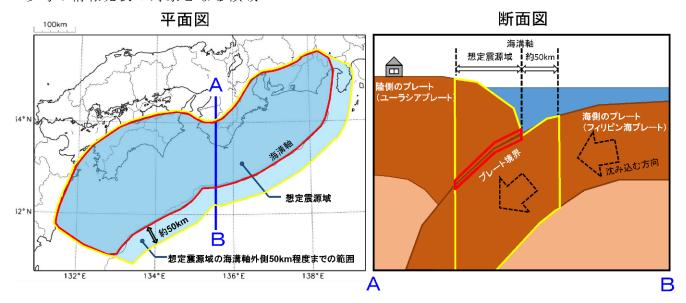
南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震 (半割れ)	M7以上の地震 (一部割れ)	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応	○今後の情報に注 意	
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震へ の備えを再確認す る等(必要に応じて 避難を自主的に実 施)	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震へ の備えを再確認す る等
1週間	難 ○地震発生後の避難で明らかに避難 が完了できない地域の住民は避難		
2週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを割く確認 する等(必要に応じて避難を自主的 に実施)	○大規模地震発生の 可能性がなくなった わけではないことに 留意しつつ、地震	
すべてが収 まったと評価 されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	の発生に注意しな がら通常の生活を 行う	
大規模地震発生まで			○大規模地震発生 の可能性がなないったわけではないことに留意しつつ、 地震の発生に注 意しながら通常の 生活を行う

参考:情報発表の対象となる領域



巨大地震警戒:

・想定震源域内のプレート境界(赤枠内)で、M8.0以上の地震が発生した場合

巨大地震注意:

- ・想定震源域内+想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲(黄枠内)で、M7.0以上の地震が発生した場合 ※「巨大地震警戒」に該当する地震は除く
- ※太平洋プレート(南海トラフ周辺では、フィリピン海プレートより深い場所にある)の沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ・想定震源域内のプレート境界(赤枠内)で、通常と異なるゆっくりすべりが発生した場合

(気象庁ホームページ)

第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)に対する対応(熟認)

関係機関 防災環境課 広報・町民課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 南海トラフ地震臨時情報が発表され た際の住民の動向が予測できず、対応 に混乱が予測される。



【この計画がめざす状態】

・ 南海トラフ地震臨時情報発表後に、 その種類に応じた初動体制の確立を図 り、情報の収集や伝達体制の整備をは じめとする、防災対応が進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町		情報収集・連絡体制の整備
	住民等	(1) 情報収集・連絡体制の整備

第3項 対策

■町が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表した場合に、町は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し以下のような関係のある事項を多様な伝達手段を用いて周知し、その他必要な措置を行うものとする。

なお、体制が長期化することも想定されるため、南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて町災対本部の設置をした場合、後発地震発生後の長期化にも対応できるよう、適宜交代で対応するものとする。

- ・日頃からの地震への備えを再確認すること
- ・調査中が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震 臨時情報(調査中)」により複数回発表することがあること
- ・ 津波のおそれがある地域にいるとき、地震による強い揺れ又は長時間ゆっくりとした 揺れを感じた場合、津波警報等の発表や避難情報の発令を待たず、自発的かつ速やか に避難行動をすることが必要であること など

■住民が実施する対策

1 家庭における対策

住民は、地震・津波によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、 その影響を最小限に抑えるための備蓄品を備えるなど、個々の状況に応じて防災対応を準 備・開始し事前対策を講じるよう努める。

- ①テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかみます。また、本町等から の情報に注意し、正確な情報を収集します。
- ②家族と避難場所や安否確認の方法について確認します。

- ③家具の転倒・落下・移動の防止措置を行います。
- ④火の使用は自粛します。
- ⑤灯油等危険物やプロパンガスの安全措置を行います。
- ⑥消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行います。
- ⑦飲料水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の準備を します。
- ⑧万一のときの脱出口を確保します。
- ⑨南海トラフ地震臨時情報(調査中)や南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の段階は、いつでも避難できるよう日頃からの地震への備えを再確認するとともに、必要に応じて避難を自主的に実施します。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表の際は、要配慮者のうち特に避難行動要支援者は事前避難を行います。

第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する 災害応急対策(予防24)

関係機関 関係各課 消防団

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 南海トラフ地震臨時情報が発表され た際の住民の動向が予測できず、対応 に混乱が予測される。



【この計画がめざす状態】

・ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間の警戒措置、当該措置後1週間の注意措置等をとれる体制が全庁的に整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
		(1) 地域住民等の避難行動等
		(2) 避難所の開設及び運営
III-r*		(3) 町域を越える広域避難の実施
町		(4) 道路交通に対する対策
		(5) 滞留旅客等に対する措置
	(6) 町が管理等を行う施設等に関する対策	
住民等 (1) 住民等への情報伝達		(1) 住民等への情報伝達

【共助】

実施主体	対 策(活 動)項 目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に応じた対策

第3項 対策

- ■町が実施する対策
- 1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の緊急の情報伝達等
 - (1) 住民等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、町は、県等からの情報 文を受信し、多様な手段を用いて住民等に伝達を行う。

2 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難所の開設及び運営

地域住民の自主避難に応じて、第3部第4章第1節「4避難所の開設及び運営」、及び町南海トラフ地震防災対策推進計画(以下「町推進計画」という。)「第3章第4節3避難所の開設及び運営」に準じた対策等を行う。

(3) 町域を越える広域避難の実施

川越町からの避難者受け入れを含め、町内の避難所の受入れ可能数を、事前避難者の数が超過するなど、町域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県と調整し、広域避難を実施する。

3 交通対策

(1) 道路交通に関する対策

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、警察及び道路管理者は、被害状況の情報収集に努めるとともに、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路確保について適切な措置を講じる。

(2) 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅 客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

4 町が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、施設、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおり。

- ① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を 入手するための機器の整備
- ⑧ 各施設における緊急点検、巡視

上記の①~⑦における実施体制 (⑧においては実施必要箇所を含む) は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

町災対本部が設置される庁舎については、(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を とるものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 町災対本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

町推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される施設の管理者は、(1)に掲げる措置のほか、避難所又は応急救護所開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築

第2部 災害予防・減災対策

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

<消防機関を対象とした対策>

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関(消防団を含む)が、混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために、町推進計画「第3章第8節町が自ら管理等を行う施設等に関する対策」に準じた次の事項を重点として、必要な対策を講ずるものとする。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ④ 津波到達予測時間等を考慮した退避ルールの確立・周知

■その他の防災関係機関が実施する対策

<ライフライン企業の対策>

必要なライフラインの供給体制を確保するものとする。その際、後発の地震に備えて、 必要がある場合は、実施する措置を定めておくものとする。(ライフライン企業)

<金融機関の実施する対策>

金融業務が行う業務を円滑に遂行するため、要員の配置計画等事前準備措置を行うものとする。

<交通に関する対策>

1 道路

(1) 道路管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。

2 鉄道

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、安全性に留意しつつ、 運行するために必要な対応を行うものとする。また、走行路線に津波の発生により危険 度が高いと予想される区間がある場合は、津波への対応に必要な体制をとるものとする。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、臨時情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供を行うものとする。
- (3) 列車等の乗客や駅に滞在する者に対して、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表を周知するための計画を定めることとする。

■住民が実施する対策

1 家庭における対策

南海トラフ地震臨時情報(調査中)や南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の段階での対応に準じるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表の際は、要配慮者のうち特に避難行動要支援者は事前避難を行います。

第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する 災害応急対策(予防25)

関係機関 防災環境課 広報・町民課

第 1 項 防災·減災重点目標

【現在の状態】

・ 南海トラフ地震臨時情報が発表され た際の住民の動向が予測できず、対応 に混乱が予測される。



【この計画がめざす状態】

・ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して一定期間の注意措置等をとれる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策(活 動)項 目
町		(1) 町民への周知等
		(2) 町が管理等を行う施設等に関する対策
ライフライン企業等の関係機関		(1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討

第3項 対策

■町が実施する対策

- 1 町民への周知等
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
 - (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 町が管理等を行う施設等に関する対策

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

くライフライン企業等の関係機関の対策>

1 日頃からの地震への備えの再確認等を検討

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

■住民が実施する対策

1 家庭における対策

南海トラフ地震臨時情報(調査中)に準じます。

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動態勢の整備(発質)

関係機関 全課

第1項 活動方針

- 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、災対本部の設置等、必要な体制をとる。
- 災対本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及 び災害応急対策を行う。
- 災対本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 活動体制

町内に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、町災対本部を設置し、各 防災関係機関及び町域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

(1) 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

- ① 配備基準 (参集基準)
- ② 組織体制
- ③ 組織内の事務分掌
- ④ 職員動員伝達系統

(2) 県との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

2 体制

(1) 準備体制の配備基準

町は、災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに災対本部を設置するため、準備体制をとる。

(2) 参集基準と配備要員

参集基準と配備要員は、配備体制による。

(3) 準備体制の内容

- ① 町は、県及び防災関係機関と協力し、準備体制を確保する。
- ② 町災対本部を設置していない段階における準備的対応を行う。
- ③ 災害等の収集と伝達に努める。

(4) 警戒体制への移行

地震発生に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町災対本部を設置し、準備体制は警戒体制に移行する。

(5) 非常体制への移行

地震発生に伴い、甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生したときは、非常体制に移行する。

■その他防災関係機関が実施する対策

1 活動体制の整備

町内に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、町、県及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

■配備基準及び災対本部の概要

1 配備体制

体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制
参集基準	1 2	1 にたと 地害れ 発 津れ れ地到間 関「津れ時 時戒 と 地害れ 発 津れ れ地到間 関「津れ時 時戒 以害町。震り合め内が発時度し伊注時が場にまあのる勢警可 海報が 下が長 度甚は の 河が ら発津相。地」河がが フ大さ下が長 度甚は の 河が ら発津相。地」河がが フ大さ下が長 度甚は の 河が ら発津相。地」河がが フ大さいたと 地害れ 発 なしでの 震後」表る 震震た地生必 強な想 震 くしでの 震後」表る 震震た 臨警時 ににと	1 2 1 2 1 3 1 1 2 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 1 2 1 3 1 3
災対本部 設置	_	災対本部設置	災対本部設置
配備要員	配備計画による	配備計画による	全職員
業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行する ための情報連絡活動等 を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、災害対策本応急対置し、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、総力をあげて災害応急対策活動にあたる。

^{※1} 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機 応変に判断し迅速に配備体制を整える。

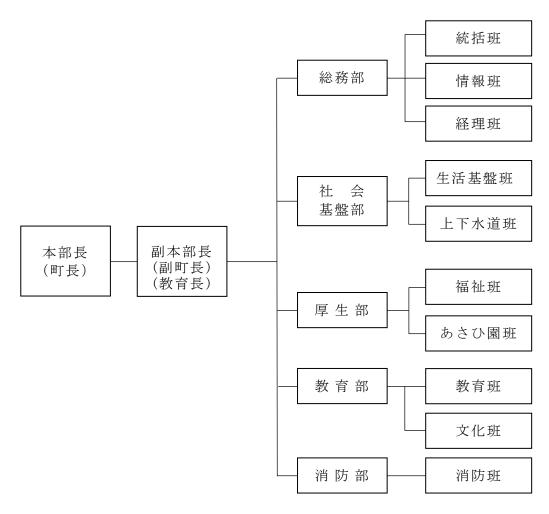
2 職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知

ったとき、次のとおり参集する。

準備体制・警戒体制	非常体制
各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部等と連絡をとり、又は自らの判断で参集する。	全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおだがあることを知った場合は、連絡の参集場に自ら参集する。交通途絶時の各がでは、平常時から各班においておくこととする。ただし、災害によりなけておくことと書を受けた場合は、必要な措置を講じた後に町災対本部に参加するものとする。

3 組織図



4 事務分掌

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課		所掌事務
総務部	統括班	防災環境	1	町災対本部の設置に関すること。
(防災環	(総務課	課	2	本部員会議の庶務に関すること。
境課長)	長)	総務課	3	県災対本部、防災関係機関との連絡に関すること。
		議会事務	4	気象予警報及び対策通報等の収集、伝達に関すること。
		局	5	職員の動員及び配備に関すること。
			6	避難指示等の発令に関すること。
			7	本部長からの命令及び伝達に関すること。

部名 (部長)	班名 (班長)	担当課	所 掌 事 務
(1)	(72.24)		8 国、県及び他市町村への応援要請に関すること。
			9 各部からの災害情報、被害報告等の総括に関すること。 10 基本法第 53 条の規定による被害状況等の報告に関する
			こと。
			11 緊急通行車両の確認申請に関すること。 12 災害関係文書の受理、配布及び発送に関すること。
			12 次音関係文音の支煙、配相及の先送に関すること。 13 災害視察者、見舞者の応接に関すること。
			14 災害復旧計画のとりまとめに関すること。
			15 災害対策費の予算措置に関すること。 16 被災者の救出要請に関すること。
			17 水防に関すること。
			18 災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 19 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること。
			20 議会災害対策本部との連携に関すること。
		企画情報	1 災害情報収集等に必要な回線確保等に関すること。
	(企画情報課長)	課	2 災害状況の記録、撮影に関すること。 3 他の班の応援協力に関すること。
		出納室	1 災害救助に要する経費の経理に関すること。
	(会計管 理者)	税務課	2 災害応急復旧に要する資金の調達に関すること。
	连有 /		3 災害義援金の受付及び出納に関すること。 4 町税の減免、徴収猶予等の措置に関すること。
			5 救助用物資の出納に関すること。
社 会 基	生活基	産業建設	6 他の班への応援協力に関すること。 1 公共土木施設の被害調査並びに災害防御及び応急復旧
盤部	盤班	課	に関すること。
(産業建設課長)	(庶務・町史編さ	庶務・町史	2 公営住宅の被害調査、応急復旧に関すること。 3 緊急輸送道路の確保に関すること。(中部版くしの歯作
成株文/	の実備されている。	M用 C 10 1末	3 茶心物と担路の確保に関すること。(中部版へしの困事 戦)
			4 障害物の除去に関すること。
			5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理の実施に 関すること。
			6 応急危険度判定・家屋被害認定調査に関すること。
			7 建設業者等からの諸資材の調達及び供給に関すること。 8 農業関係及び商工関係の被害調査のとりまとめ及び応
			急復旧に関すること。
			9 農作物の種苗、生産資材、飼料、肥料等の調達及び斡旋
			に関すること。 10 商工業者の災害復旧融資対策に関すること。
			11 公用車の管理、配車等に関すること。
			12 公有財産等の被害状況調査の総括に関すること。 13 死体の処理及び埋葬に関すること。
	上下水道	上下水道	
	班(して水	課	2 上下水道施設の被害調査及び断水地域の調査に関する
	(上下水 道課長)		こと。 3 断水地域の飲料水供給に関すること。
			4 水道事業修繕単価請負契約業者等への応援要請に関す
			ること。 5 上水道施設の災害防御及び災害復旧に関すること。
			6 他の班の応援協力に関すること。

部名	班名	担当課	所掌事務
(部長)	(班長)	/B BV 1→ 11	
厚生部		保険福祉	
(保険福	(広報・		2 避難所の開設等及び緊急炊出しに関すること。
祉課長		広報・町民	
)	長)	課	4 医療、助産及び防疫に関すること。
		子育て健康	5 救援物資の受付、配分及び輸送に関すること。
		課	6 国民健康保険等の被保険者証の再交付に関すること。
			7 災害弔慰金の支給等に関すること。
			8 被災者に対する生活福祉資金に関すること。
			9 被災母子等に関する母子及び寡婦福祉資金の貸付け等
			に関すること。
			10 国民健康保険料等の減免に関すること。
			11 ボランティアに関すること。
			12 年金等の被保険者証の再交付の手続きに関すること。
			13 住民への広報活動に関すること。
			14 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関す
	2. (4) ==	2: C at EE	ること。
	あさひ園	あさひ園	1 園児の安全確保に関すること。
	班		2 あさひ園の被害調査、応急復旧に関すること。
	(園長)		3 被災園児の保健管理に関すること。
			4 被災園児の園給食に関すること。
*/	#1 	*/ -> ==	5 他の班の応援協力に関すること。
教育部	教育班	教育課	1 児童生徒の安全確保に関すること。
	(生涯学		2 学校教育施設の被害調査、応急復旧に関すること。
長)	習課長)		3 応急教育の実施に関すること。
			4 被災町立学校の環境衛生指導に関すること。
			5 被災児童生徒への教科書、学校用品等の支給に関するこ
			と。
			6 被災児童生徒の保健管理に関すること。
			7 被災児童生徒の学校給食に関すること。
		11. VE 24. 717	8 他の班の応援協力に関すること。
		生涯学習	1 社会教育施設利用者の安全確保に関すること。
		課	2 社会教育施設の被害調査、応急復旧に関すること。
	-1-11	_L, // . Am	3 他の班の応援協力に関すること。
	文化班	文化課	1 文化財の災害予防及び被害調査に関すること。
	(文化課		2 教育文化施設利用者の安全確保に関すること。
	長)		3 教育文化施設の被害調査、応急復旧に関すること。
기사 다는 수명	701/ IT-L IT-	77-1// -IIII 1-1-	4 他の班の応援協力に関すること。
消防部	消防班	防災環境	1 消防に関すること。
(消防団	(副団	課	2 被災者の救出に関すること。
長)	長)		3 行方不明者及び死体の捜索に関すること。
			4 他の班の応援協力に関すること。

※所掌事務は、災害時職員初動マニュアルに規定の設置体制による各班の配備要員により変動するため、同マニュアルに基づくものとする。

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

5 災害対策職員の健康管理

(1) 連続勤務の制限

各部班の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康 を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

6 職員の安否確認と動員

職員の安否確認は、各所属で取りまとめをした後に総務課へ報告する。

災害対策活動を実施するにあたり、各部及び班の間で職員の応援動員が必要な場合は、 統括班に報告する。ただし、緊急を要する場合においては各部長間で要請ができるものと し、後に統括班へ報告する。

第2節 通信機能の確保(発災2)

関係機関 防災環境課 企画情報課

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な 手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。 このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係 機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早 急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確 保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 対策

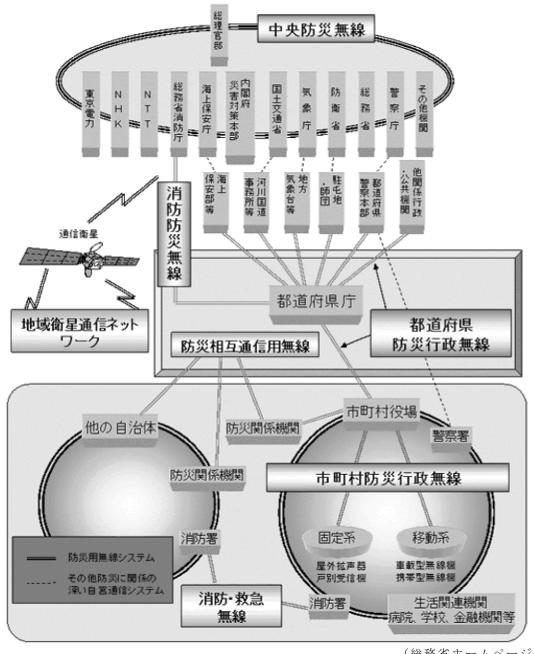
■計画関係者共通事項等

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、 移動体通信網 等	電話、FAX、携 帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶 等により使用でき ない可能性がある
三重県防災通 信ネットワー ク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県⇔ 町、消防、警察、拠点病院等察、拠点病院等察、拠点病院等察、拠点病院等の 療機関、国と通信等の影響を ・地上づらいことから風水が少い。 とからは地上施設がにない。 を を 、ないことがのにない。 を 、ないことがのにない。 を 、ないことがのにない。 ・有線等を 、するための ・ で、大容量データ ・ で、大容量が可能	・地上系無線、有線系 設備は地震に、衛星 系無線は風水害に 対し相対的に弱い
町防災行政無 線	地上系無線	・町→住民へ屋外スピーカー等に より情報伝達するための同報 系と消防車両等に配備する移 動系からなる	・地震に対し、相対的に弱い
小型 IP 無線機	地上系無線	・町防災行政無線とも連動できる IP 無線機、相互通信可能	・地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信 ネットワーク	衛星系無線	・衛星系無線設置町が国や全国自 治体と直接連絡可能	・風水害に対し、相対 的に弱い
三重県防災情報プラットフォーム	インターネッ ト回線	・県⇔町の間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ、jp」ホームページ、	・災害時には輻輳、途 絶等により使用で きない可能性あり

通信手段	種類	概要	課題
		県民に気象・地震・津波情報を 提供するメール配信サービス から構成される ・防災情報システムで集計した被 害情報等を、消防庁に報告、報 道機関に提供、三重県の防災情 報ポータルサイト「防災みえ. jp」により県民に情報提供を 行う	

<全国の無線系統イメージ図>



(総務省ホームページより)

■町が実施する対策!

町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

また、指定避難所等への通信手段として特設公衆電話を設置し、避難者の安否確認などを行う。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を住民 に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車や防 災アプリ、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、県に対する県及び地方部緊急派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者が実施する対策>

- 1 応急措置
 - (1) 各施設等に対する応急措置
 - ① 交換所

洪水・高潮等に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

- ② トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化
 - ア 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を 確認する。
 - イ 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合 を確認する。

③ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復 旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

(1) 緊急復旧(初動体制)

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急 の町内外通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ア災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- イテレビ・放送回線の救済
- り指定避難所等への特設公衆電話設置

② 復旧方法

- ア 移動無線機等の活用
- イ 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- り 中継送路のマイクロ方式による救済
- エ自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ア重要加入者及び重要専用線の救済
- イ公衆電話の復旧

② 復旧方法

- ア 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- イ 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

<移動通信事業者が実施する対策>【

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ① 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- ② 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況

- ③ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- ④ 住民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車 両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用 資機材等の仮設備による復旧工事等により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況 に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関			
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、			
	輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力			
	の供給の確保に直接関係ある機関			
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金			
	業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以			
	外の国又は地方公共団体			
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの			

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を 見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会(東海総合通信局)が実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線)や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、町、県は必要に応じて要請を行う。

第1章 災害対策本部機能の確保

< その他の防災関係機関が実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「<計画関係者共通事項等> 1 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信ルートを利用して通信する。

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 町災対本部への連絡員派遣

町災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を町災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下、もしくは停止した場合には、 必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな 応急復旧を行う。

第3節 自衛隊への災害派遣要請等(発災)

関係機関

防災環境課 庶務・町史編さん課

第1項 活動方針

○ 住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊の支援を必要とする場合、 県に対して迅速に派遣要請等を要求する。

第2項 対策

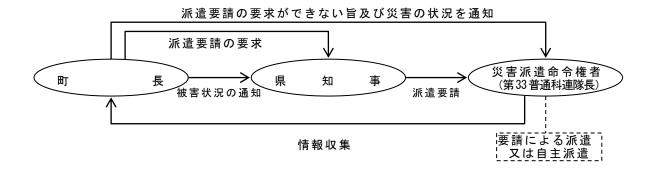
■町が実施する対策!

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、四日市地域防 災総合事務所長等を経由し、別紙1により、知事へ派遣要請を求める。ただし、事態が 急を要するときは、知事へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付するこ とができる。

なお、町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



≪災害派遣要請の基準: 3原則(公共性、緊急性、非代替性)≫

- ① 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮 する。

- ① 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の町が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事その他関係機関の 長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙2により、知事へ 撤収要請を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定)

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合においては、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

≪自主派遣の判断基準≫

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の 災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動(防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動)

- ① 被害状況の把握(車両、航空機による偵察)
- ② 避難の援助 (誘導、輸送)
- ③ 遭難者等の捜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路及び水路の啓開 (障害物除去等)
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯及び給水の支援
- ⑩ 救助物資の無償貸与又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限(基本法第63条~第65条、第76条及 び第94条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長等に通知しなければならない。

- ① 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- ② 避難の措置・立入
- ③ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ④ 他人の土地等の一時使用等
- ⑤ 現場の被災工作物等の除去等
- ⑥ 住民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害発生時等、県と連携して災害応急対策活動等にあたる場合は、町災対本部又は県に 連絡員(リエゾン)を派遣し、町災対本部との調整・連絡にあたらせる。

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(別紙1) 災害派遣要請書(知事あて)

年 月 日

知 事 あ て

朝日町長

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。) 派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(別紙	2)	撤口	又要請	書(知	事あっ	て)							
											年	月	Ħ
知	<u> </u>	事を	、て										
									朝日岡	丁長			包
					自行	衛隊の 抗	散収要請 ً	要求に	ついて				
この	こと	とにつ	いいて、	自衛	隊法第	第83条の	規定によ	. り、§	災害派遣	貴を受け	けましたが	、所期	男の目的
を終了	しる	ました	から、	下記	のとお	り撤収	要請を要	求しる	ます。				
							記						
	1	撤収	要請問		н	n-l-							
			年	月	日	時	分						
	2	派遣	要請問	日時									
			年	月	日	時	分						
	3	撤収	!作業場	易所									
		撤収	作業内	勺容									

第 4 節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用(発災4)

関係機関

防災環境課 企画情報課 広報·町民課 消防団

第1項 活動方針

- 住民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。
- 特に津波の発生に関する情報について、気象庁(津地方気象台)と連携して速やかに 情報を収集し、即時に住民に情報提供する。
- 災害関連情報の提供等にあたっては、要配慮者に配慮し、県と連携して住民や地域の 協力を積極的に求める。
- 被害情報等の収集・伝達にあたっては、職員を現地派遣するなどして、確実な情報収 集を図る。
- 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

第2項 対策

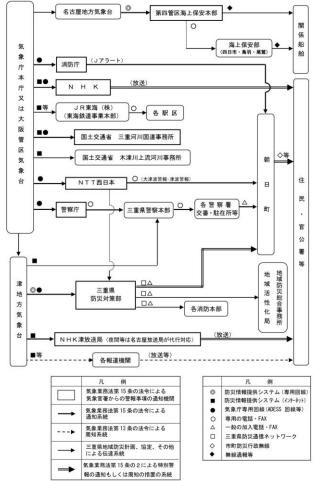
■計画関係者共通事項等

1 地震津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。

津波警報等伝達系統図

0



(主な伝達系統)

気象庁から 受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
三重県	・県防災通信ネットワーク・一般電話等	町	·町防災行政無 線	住民 官公署等
警察庁	・専用電話 ・専用FAX	警察本部→警 察署	・一般電話 ・FAX	町
NHK 各報道機関	・テレビ、ラジオ 等放送	住民 官公署等		
NTT西日本	・一般電話 ・FAX	町		

【警報等の連絡にあたっての留意事項】

- ① 警報等連絡発受にあたっては、確実を期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。
- ② 警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相手方の氏名を 確かめ、その時刻等を記入しておく。
- ③ 警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

■町が実施する対策

1 津波警報発表時等の緊急の措置

(1) 避難指示の伝達

津波警報の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合、 町長は津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる住民に避難指示を発令するとと もに、多様な伝達手段を用いて町の津波避難計画に沿った避難行動を促す。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発表された場合は、住民等に対し、直ちに周知するための措置を講じなければならない。

(2) 要配慮者への情報伝達

避難行動要支援者避難行動支援プラン等に基づき情報伝達を行う。

2 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に 避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の 避難状況、安否不明者等の情報の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

町内に災害が発生した場合は、防災情報システム、防災行政無線を通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

(3) 県緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等連携して活動を行う。

第1章 災害対策本部機能の確保

3 住民への広報・広聴

(1) 住民への情報提供

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど、的確な情報の提供に努める。

【広報内容】

- ① 災害の発生状況
- ② 災害による被害の状況
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報
- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害危険性に関する情報
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑩ 医療機関及び救護所等の状況
- ③ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑤ 防疫・衛生に関する情報
- ⑩ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- ⑪ ボランティア及び支援に関する情報
- ® 住宅に関する情報

上記の広報にあたっては、文字放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、避難情報に関しては、防災アプリやLアラート(災害時情報共有システム)を 活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として 知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知 事に報告する。

(2) 住民対応窓口の設置

必要に応じ、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<気象庁(津地方気象台)の実施する対策>

- 1 津波に関する警報等、地震及び津波に関する情報の発表
 - (1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、県及び関係機関に伝達する。

2 緊急地震速報(警報)の発表(気象庁)

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報(警報)を発表する。

<電気事業者が実施する対策>

1 停電状況の把握および情報の配信

電気事業者は、管内の停電状況や復旧の見込みを速やかに把握し、町災対本部や町への情報共有を行うとともに、ホームページ・SNS(Twitter、Facebook)、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに町民への情報周知に努める。

< 移動通信事業者の実施する対策>

1 緊急速報メール(エリアメール)による情報の配信

各移動通信事業者は、緊急地震速報や特別警報、町が発信する避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メール(エリアメール)を配信し、情報の周知に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 津波からの自衛措置

(1) 住民の協力による津波情報の伝達

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域の住民は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発表状況の確認に努め、津波の危険を認知した場合、また、停電時等、場合によっては津波の危険を確認できない場合であっても、周辺の住民に"声かけ"をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難する。

なお、あらかじめ自らの居住地域の津波到達予想時間や規模を把握しておき、津波の 到達までにできる限り高く、海岸線から遠い避難場所へ避難することに努める。

(2) 避難行動要支援者への支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、避難行動要支援者避難援助プランに沿った支援に努める。

2 津波に関する現場情報の報告

津波の発生を予見させるような異常な現象を発見したものは、速やかに避難行動をとり 身の安全を確保するとともに、町や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

3 被害状況等の収集、連絡

地震や津波による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに町や消防防災関係機関 に通報する。

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察 署に通報するよう努める。

第5節 応援・受援体制の整備(発災5)

関係機関 防災環境課 総務課

第1項 活動方針

≪応援体制≫

○ 朝日町が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。

《受援体制》

○ 県に対する要請、及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れ を迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。

第2項 対策

■町が実施する対策!

≪応援体制≫

1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

町は、三重県市町災害時応援協定、災害時における広域避難等相互応援に関する協定書、 川越町との災害時における相互応援等に関する協定、全国朝日災害時相互応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の3第4項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県災対本部に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する際は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣するよう努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣するよう努める。

連絡要員は、町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握するよう努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源(人・物)の確保に努める。

応援が不可能な場合は、直ちに県災対本部又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、気象状況、危険箇所、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、町の応援活動を継続的に行う必要

がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、町の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5 被災地への応援

災害に対する応援(協定及び基本法第74条の3第4項や総務省「応急対策職員派遣制度」 等)についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

≪受援体制≫

1 各協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定、災害時における広域避難等相互応援に関する協定書、川越町との災害時における相互応援等に関する協定、全国朝日災害時相互応援協定ほか各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受入

町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。 また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の状況について的確に把握し、保有する資源(人・物)と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。 また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

第 6 節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等(発災6)

関係機関 防災環境課 総務課

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、 職員の派遣を要請し、又は派遣のあっせんを求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、 災害対策要員を確保する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本 法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。

2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費 弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

第7節 災害救助法の適用(発災7)

関係機関

防災環境課 税務課 産業建設課 保険福祉課 子育て健康課 教育課

第1項 活動方針

- 災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。
- 災害発生後、速やかな情報収集等により、災害救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。

第2項 対策

- ■町が実施する対策
- 1 災害救助法の適用手続
 - (1) 被害状況等の報告・適用要請

町長は、災害が【参考】「市町別適用基準」に該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

2 救助の実施

町長は、知事が行うべき救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合に おいて、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁:救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担:①の費用が100万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- ③ 町負担:災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する

標準税収入見込み額に占める災害救助費の割	合 国庫負担
標準税収入見込み額の2/100以下の部分	50/100
標準税収入見込み額の2/100を超え、4/100以下	の部分 80/100
標準税収入見込み額の4/100以下の部分	90/100

【参考】 < 市 町 別 適 用 基 準> 施行令第1条第1項による。

市町名	人口	世帯数	第 1 号	第 2 号
朝日町	11, 099	4, 336	40	20

※人口、世帯数は令和5年3月31日現在の値

※救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表 令和5年度災害救助基準

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の 置	災害により現に被害を 受け、又は受けるおそれの ある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護番所」 高齢者等を設置した場合、当該地域出の おける通常の実費を支加 おける通常の実費をを加算 き、上記を超える額を加算 できる。	災害発生の日から7日以内	1 費組持金器計算のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
応住供祭の与	住家が全壊、全焼又は 流失し、居住する住家が ない者であって、自らの資 力では住宅を得ることがで きない者	建設型応急住宅 1 規模 応急 実 地域の実情、定語まえて、実情、地域の実情、世帯構定にでいる。 と 本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供及と関連に伴うの関係を対してきる費用は、当地域における実費。	災害発生の 日から 20 日以 内着工	1 費用は設置にかかる 原書 開大事事務 表 原 表
炊 そよ の 食 の 糸 給	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若 しくは災害により現に炊 事のできない者	1人1日当たり 1,320 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総 経費を延給食日数で除 した金額が限度額以内 であればよい(1食は 1/3 日)

救助の種類	対	象		費用の限度額	į	其	用 間	備	考
飲料水の供 給	現に飲料水を できない者 (飲料水及び炒 の水であること。	マ事のた	実費	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別 途計上	
被具生品 又は 発 日本	全半壊(焼) 上浸水等により 必要活必被需品で しくは毀損等に ることができず、 常生活を営むさ な者)、生活 夏具、そ を喪失、 より使用 直ちに	上 (10 宇発 若 する す 2 下	1 夏季(4月~9月)冬季 (10月~3月)の季別は災 害発生の日をもって決定 する。 2 下記金額の範囲内			{害の発生 から 10 日	1 備蓄物資の価格は年 度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
	区分		1人世帯	2人世帯	3 人世	帯	4人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増す ごとに加算
	全 壊 半 壊	夏	19,200	24,600	36,	500	43,600	55,200	8,000
	流出	冬	31,800	41,100	57,	200	66,900	84,300	11,600
	半 壊 半 焼	夏	6,300	8,400	12,	600	15,400	19,400	2,700
医 療	床上浸水	冬	10,100	· ·	Í	800	22,300	28,100	3,700
	医療の途を失 (応急的処置)	つに有	治療の 2 病 健 内 3 施	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損 等の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の額以 内 3 施術者 協定料金の額以内			後 害 発 生 の 46 14 日以	思有等の別途計上	移送費は、
助 産	災害発生の は以後7日以内 した者であって? 助産の途を失 産のみならず、 流産を含み現る。 する状態にある。	Rに分べ 災害のた のた者(死産及 こ助産を 者)	だん 使用 上め 費 出 2 助び 行郷 の額		等の実 合は、慣 80以内	から) べんした日 7日以内	別途計上	移送費は、
被災者の救助	 現に生命、身 な状態にある者 生死不明な 者 	音 伏態にあ	実費	亥地域における		から	系発生の日 3日以内	かにならな	
住家の被大る緊 の修理	準半壊以上(相 害を受けた者(打 10%以上)		・ブル 嚢など 材費	・建設業者・団体等の施工			₹の発生の △ら10 目以		
被災した 役を理	1 住宅が半壊 らの資力により をすることができ 2 大規模な補何 ければ居住す 難である程度に 壊(焼)した者	応 急 を を を る こ と が こ と が	日理 日常 の部分 の部分 706 5困 3半	区、炊事場及び 生活に必要最 分1世帯当たり5,000円以内		日か内	後害発生の → ら1ヵ月以 → の		
学用品の 給 与	住宅の全壊 半壊(焼)又は により学用品を	床上浸	水	科書及び教科 材で教育委員		から	手発生の日 科書)		は評価額 時の場合は 青に応じて支

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	毀損等により使用すること ができず、就学上支障の ある小学校児童、中学校 生徒、義務教育学校生徒 及び高等学校等生徒。	出又はその承認を受けて 使用している教材、又は正 規の授業で使用している 教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額以 内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	1ヵ月以内 (文房具及び通 学用品) 15 日以内	給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の 日から 10 日以 内	災害発生の日以前に 死亡した者であっても対 象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の 日から 10 日以 内	1 輸送費、人件費は、 別途計上 2 災害発生後3日を経 過したものは一応死亡 した者と推定している。
死体の理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,500円以内 ○一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 ○検案 ・救護班以外は 慣行料金	災害発生の 日から 10 日以 内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費当該地域における通常の実が地域における通常の実を加算できる。
障害物の 除 去	居室、炊事場、玄関等 に障害物が運びこまれて いるため生活に支障をきた している場合で自力では 除去することのできない者	1世帯当り 138,700円以内	災害発生の 日から 10 日以 内	
輸及賃等雇上 費び員費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配 分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4 条第1号から第4号までに 規定する者 1 時間外勤務手当	災害救助法等第7条第1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府 県知事の総括する都道所 県の常勤の職員で当該業 務に従事した者に相当する ものの給与を考慮して定め る。 救助事務費に支出できる	救助の実施が認められる期間以内 数助の実施	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うの に必要な 費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃	製助事務質に文田できる 費用は、法第21条に定める 国庫負担を行う年度(以下 「国庫負担対象年度」とい	が認められる期間及び災害救助費	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	料費、食糧費、印刷製 本費、光熱水費、修繕 料) 5 使用料及び賃借費 6 通信運搬費 7 委託費	う。)記1か2年年 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		

[※]この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保(発災8)

関係機関

防災環境課 庶務・町史編さん課 産業建設課 消防団

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震発生後は、町内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。
- 津波災害が想定される場合の避難路確保のための交通規制等を的確に行う。

第2項 対策

- ■町が実施する対策!
- 1 道路被害情報の収集
 - (1) 道路情報等の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

(2) 国や県、民間事業者等からの道路情報等の収集

町内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、町管理道路の情報以外に、国や県が管理する道路情報その他道路情報を提供している民間事業者から多様な手段を用いて情報収集を行う。

2 道路パトロールと緊急時の措置

地震発生に伴い、道路等へ津波が押し寄せるなどが想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、パトロール員等の安全確保を優先することを前提とした上で、町が管理する道路の道路パトロールと緊急時の措置については、次により行う。

(1) 道路パトロールの実施

道路パトロールについては道路管理者が実施する。

- (2) 道路パトロール時における緊急時の措置
 - ① 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

② 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生(発生のおそれのある場合を含む。)に遭遇したときは、直ちに産業建設部長にその状況を報告し、指示を受け、通行規制等を 実施する。

③ 住民への周知

前記の災害が付近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報 するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

3 緊急輸送道路等の確保

被災者及び救助・救急要員等の輸送あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートの確保を図る。

(1) 道路啓開の実施

緊急輸送道路等が障害物等により安全に通行できない場合は、「中部版くしの歯作戦」、「三重県広域受援計画」に基づく道路啓開方針決定により、建設業協会等関係機関及び町内建設業者と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

(2) 災害時における車両の移動等

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは以下の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

(基本法第76条の6第1項)

道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第三項第三号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(3) 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事 を行うとともに、迂回路を確保する。

(緊急輸送道路の指定等については、「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」 に記載)

4 交通規制の実施

(1) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、 三重県地域防災計画に定める「路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのでき る措置を行う。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに四日市北警察署長に通知しなければならない。

(参考)

三重県地域防災計画 第4部第2章第1節<県が実施する対策>5(3)路上放置車両等 の移動等

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

(基本法第76条の3第1項)

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<町が実施する対策>4(1)路上放置車両等に対する措置」で、警察官のとることのできる措置を行う。

ただし、自衛官のとった措置については、直ちに四日市北警察署長に通知しなければならない。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、町、県、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

<中部地方整備局の対策>

1 状況の把握

道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張 所等においては、速やかに巡視を実施する。

また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努める。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとと もに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道 路情報提供システム等により周知する。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。

また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、 被災施設の早期復旧に努める。

4 排水作業の実施

津波等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

<中日本高速道路株式会社の対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災対本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災対本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被害情報の収集

管理区域にかかる高速道路の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等により施設の 被害状況を把握する。

(3) 通行規制の実施

通行車両の安全確保又は緊急輸送機能の確保等のため、必要に応じ適切な通行規制を 行う。

(4) 利用者等に対する広報

通行規制を実施した場合は、道路情報板及びインターネット等により利用者等に対して広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

2 応急復旧対策の実施

被害箇所において速やかに通行可能となるよう復旧作業を実施する。

緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通 行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策!

<自動車運転者がとるべき行動>

1 大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は次の行動を講じるととも に、原則として徒歩で避難する。

- ① 急ハンドル、急ブレーキを避けるなどできるだけ安全な方法により道路の左側に停止 する。
- ② 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- ④ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを 止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- ⑤ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。)内の一般車両の運転者は、次の行動をとらなければならない。

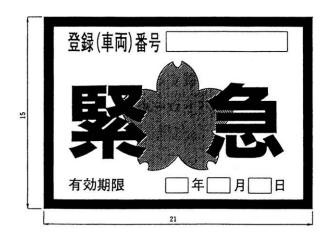
- ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - 7 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所 イ区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
- ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。
- ③ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

(参考)

標示1 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限 する場合の対象、区間等及び期間を定める表示



2 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



第2節 水防活動(発災))

関係機関

防災環境課 産業建設課 消防団

第1項 活動方針

○ 地震後の河川、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急 措置を講ずる。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 必要な箇所の門扉開閉操作

水門等の管理者(操作責任者)は、津波警報等の発表を確認次第、水位の変動を監視し、 必要に応じて門扉開閉を行う。

但し、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をする ことを優先する。

2 監視、警戒体制

(1) 巡視、非常警戒

地震発生に伴い、津波が河川を遡上することなどが想定されることから、水防活動の 実施にあたっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意 し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提としたうえで、次の対策を実施する。

① 巡視

水防管理者は、水防作業職員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、 区域内の河川堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したと きは、当該河川等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

また、監視・観測機器の設置にも努める。

② 非常警戒

水防管理者は、地震動又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の施設管理者に連絡をして水防作業を開始する。

(2) 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発表・伝達については、地域の要配慮者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

(3) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に要配慮者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

3 応急復旧

ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、消防団の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策!

<国が実施する対策>

1 水防活動の実施

洪水・高潮等によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要する と認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専 門的知識及び技術を要する水防活動を実施する。

<県が実施する対策>

1 水防活動の実施

洪水・高潮等により、相当な損害が予想される区域における水防管理団体が行う水防が 十分に行われるように、河川の水位や雨量等の防災情報の提供や、水防警報及び水位情報 等の通知並びに水防資機材の提供を行う。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全(発質10)

関係機関 防災環境課 上下水道課

第1項 活動方針

- 水道、電気施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 対策

■町が実施する対策

<上水道(町管理)>

- 1 応急復旧に向けた準備
 - (1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理する水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設 等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設するなど早期復旧に努める。

(3) 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、同報無線、広報車、 防災アプリ等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

「第2部 第5章 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 町が実施する対策 1 上水道施設(町管理)等を対象とした対策 (2) 応急給水・復旧のための体制整備」に準ずる。

<下水道(町管理)>

1 被害情報の収集

発災後、町が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

2 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、町は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、同報無線、広報車、防 災アプリ等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

■その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者の実施する対策>

- 1 災害対策活動の実施
 - (1) 災対本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災対本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告
- (2) 情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより 地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新 聞掲載等による広報活動を行う。

2 復旧方針

- ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- ② 発変電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- ③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

3 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援 を要請し、電力供給を行う。

4 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力 を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<都市ガス事業者の実施する対策>

- 1 災害対策活動の実施
 - (1) 災対本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災対本部等を設置し、次の事項を実施する。

第3部 発災後対策

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

地震発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備 及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

(4) ガス供給停止の判断

- ① 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは即時 にガス供給を停止(第1次緊急停止)する。
 - 7 複数の地震計のSI値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合 イ製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動に より供給継続が困難な場合
- ② 地震が発生した場合、地震計のSI値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、以下に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止(第2次緊急停止)する。
 - 7 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
 - イガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超え る恐れのある場合

(5) 緊急連絡体制

地震発生の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障をきたした場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2 復旧対策活動の実施

(1) 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じるなどの応急復旧 工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

(2) 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

くLPガス販売事業者の実施する対策>

1 緊急対策

- ① 協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- ② ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- ③ LPガス使用需要家よりガス漏えい等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- ④ その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- ⑤ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

2 中期対策

- ① 危険箇所からの容器の引き上げ
- ② 緊急性の高い病院等へのLPガスの供給
- ③ 避難所への生活の用に供するLPガスの供給
- ④ 一般家庭へ安全総点検後、早期 L P ガスの供給

3 「災害時における L P ガスの供給に関する協定書」に基づく L P ガスの供給

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、町からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

4 利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

< 固定通信事業者の実施する対策>

「第3部 第1章 第2節 通信機能の確保 第2項 その他の防災関係機関が実施する対策 <固定通信事業者が実施する対策 >」に準ずる。

<移動通信事業者の実施する対策>

「第3部 第1章 第2節 通信機能の確保 第2項 その他の防災関係機関が実施する対策 <移動通信事業者が実施する対策 >」に準ずる。

<鉄道事業者の実施する対策>

1 地震時の運転基準及び運転規制区

地震発生時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに 安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災対本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災対本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、旅客等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

第3部 発災後対策

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通線区
- ⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じる。
- ③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗 務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数 及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は、県、 関係市町、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ① 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
- ② 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急 に本復旧計画をたて実施する。

(6) 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通しなどについて、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<その他交通機関が実施する対策>

1 地震・津波時の運転規制

地震・津波時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するととも に安全確認を行う。

2 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

3 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、乗客等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安をやわらげ、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に 案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害の範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通区間
- ⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ③ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、町、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

その他交通機関は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネット等により 周知を図る。

第4節 公共施設等の復旧・保全(発質11)

関係機関

防災環境課 産業建設課 上下水道課 保険福祉課 庶務・町史編さん課 教育課 生涯学習課 文化課

第1項 活動方針

- 住民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況 を把握することで、二次災害を防止する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 対策

- ■町が実施する対策!
- 1 公共土木施設にかかる応急復旧活動
 - (1) 町道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動
 - ① 被害情報の収集

「第3部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 第2項 町が実施する対策 1 道路被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに、住民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

② 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、町内建設業者及び 建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第3部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能 の確保」に基づき、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、住民生活に欠くことのできない重要な生活道路等について、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

④ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策 を施した上で、ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

- (2) 河川にかかる機能回復・復旧活動
 - ① 被害情報の収集

「第3部 第2章 第2節 水防活動 第2項 町が実施する対策 2 監視・警戒体制」に準じ、被害情報の収集を図る。

② 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、三重県水防計画や 建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 施設の復旧活動

河川の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、 障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

④ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保 対策を施した上で、ホームページ等を通じて危険個所を住民等施設利用者に周知する。

(3) 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる機能回復・復旧活動

① 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、建設業者との応援 協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

② 施設の復旧活動

地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

③ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険 箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、 町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

④ 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

(4) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、 復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

第5節 ヘリコプターの活用(発災12)

関係機関

防災環境課

第1項 活動方針

○ 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、町内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、県に対しヘリコプターの応援要請を行い、上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 県防災ヘリコプターの応援要請

町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と 認められる場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対しヘリコプター の応援要請を行う。

2 受入体制の構築

町はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

3 その他のヘリコプターの活用

町は災害時にドクターヘリなど必要な場合、別の定めにより応援要請を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<指定地方行政機関及び自衛隊の実施する対策>

1 被害情報の収集

南海トラフ地震等による甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自 に情報収集を開始するとともに、県災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

2 要請に基づく活動

県災対本部から要請があった場合には、県災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第1節 救助・救急及び消防活動(発災13)

関係機関

防災環境課 保険福祉課 子育て健康課 消防団

第1項 活動方針

- 発災後、72 時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、警察 及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、警察及び消防機関のみでは対応が困難な 状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする住民、事業者が、 可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。
- 活動にあたっては、防災ヘリコプター等を有効に活用する。

第2項 対策

- ■町が実施する対策
- 1 救助・救急活動の実施及び調整!
 - (1) 救助・救急活動の実施

町は、消防機関及び消防団等の保有するすべての機能を発揮し、救助・救急活動を実施する。

(2) 協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互 応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、 要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

他市町からの要請又は県からの指示があった場合は、防災関係機関との連携を図る。 なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めると ころにより応援出動する。

(4) 救助・救急活動の調整

町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合で、県や他の市町へ応援要請を行った ときは、緊密な連携を図るとともに、町内における自衛隊、警察及び消防機関等救助機 関の活動調整にあたる。 第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動

2 活動拠点等の確保!

自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・ 空地等を確保する。

3 重機・資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

4 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

自衛隊は、県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。 また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、 警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動(発質4)

関係機関

保険福祉課 子育て健康課

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、民間病院をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を 速やかに整える。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者支援を踏まえた、医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2 医療・救護活動

(1) 救護所の設置

町長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、(公社)四日市医師会等へ医師や 医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

(2) 医療救護班の派遣による実施

① 医療救護班の派遣要請

町は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、(公社)四日市医師会等に対 し医療救護班の派遣を要請する。

② その他

町長は、町内において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県に医療 救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派 遣要請等を行い実施する。

(3) 医療機関による実施

町長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第3部 第2章 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」により応急的に措置する。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

3 医療施設の応急復旧

(1) 地域に連携した病院施設復旧計画

「第2部 第5章 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 町が実施する対策 1 上水道施設(町管理)を対象とした対策 (2) 応急給水・復旧のための体制整備」に準ずる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<医療機関が実施する対策>

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の 方法による。

- ① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、 必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- ② 患者の急増等に対応するため、医療機関相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。
- ③ 医療救護班の編成協力機関は、知事又は町長からの派遣要請を待つことなく、災害 発生直後において、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- ④ 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、 常時、派遣できる体制を整えておく。

2 患者搬送及び収容

「<町が実施する対策>2 (4) 患者搬送及び収容」に準ずる。

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1 医療及び助産の実施方法

① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。

なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。

② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

<赤十字奉仕団の対策>

赤十字奉仕団は、日本赤十字社三重県支部からの協力要請により、ボランティアを派遣する。

< (一社) 三重県歯科医師会の対策>

1 口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な場所で被 災者の口腔ケア活動を行う。

< (一社)四日市歯科医師会の対策>

歯科医療救護班は、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定、転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導を行う。

< (一社)四日市薬剤師会の対策>

薬剤師は、救護所における傷病者に対する調剤及び服薬指導、救護所及び医薬品の集積 場所における医薬品の仕分け及び管理、避難所における公衆衛生の管理を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 避難及び被災者支援等の活動

第 1 節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営(発災15)

関係機関 全課

第1項 活動方針

- 津波警報等に基づく避難の指示等が町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各班が連携 して町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 避難指示等

地震災害時において、津波警報等が発表されるなど、津波が発生する可能性が生じた場合、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、町長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

また、町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

避難指示等を発令する際には、対象者がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきかなどを具体的に伝える必要があることから、町は、予めマニュアル等に災害種別に応じた伝達文を定めておく。

① 町長の指示(災害種別の限定なし)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、 町長は立退きを指示する。

この場合、町長は、速やかにその旨を知事に報告する。(基本法第60条)

(2) 避難指示の内容

避難指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

(3) 避難指示等にかかる町長不在時の対応

町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発令にかかる判断に遅れが 生じることがないよう適切に対応する。

(4) 避難指示等の解除

町長は、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難の指示等の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、 連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2) 住民等に対する周知

① 住民への伝達方法等

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ア同報無線による周知
- イ 通信事業者の提供する緊急速報メールサービス
- ウ 防災アプリ
- ェ広報車による周知
- オ 県防災ヘリコプターによる周知 避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプタ ーの要請をすることができる。
- カ放送等による周知
 - 避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への 放送を要請することができる。
- キ 障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避 難情報の提供

② 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

避難に関する発令	サイレン音
高齢者等避難	上り4音チャイム→音声放送→下り4音チャイム 2回
避難指示	サイレン音(7秒)→休止(4秒)→サイレン音(7秒) 2回
緊急安全確保	サイレン音 (3秒)→休止 (2秒)→サイレン音 (3秒)→ 休止 (2秒)→サイレン音 (3秒) 2回

③ 津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示等の伝達等にあたっては、防災対応にあたる者の安全 が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行動する。

(3) 帰宅困難者への対応

町にある民間企業の労働者の安全を図るため、災害発生時に、町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するとともに、民間従業員が一斉徒歩帰宅しないよう、また、従業員や観光客等の一時的な収容について、企業に呼びかける。

第4章 避難及び被災者支援等の活動

3 避難場所への避難誘導

津波による浸水が想定される地域における避難場所への避難誘導においては、各地域の 津波避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を誘導する。

4 避難の実施

(1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び個別避難計 画等を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉協議会を含め、民生委 員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両等によって行う。

(3) 避難者の大規模移送

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、町は 県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を 実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

- ① あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアル等に沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。
- ② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
- ③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次 災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急 危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、避難所運営マニュアルに沿って行うが、住民の 主体的な運営を可能とするための配慮及びボランティア団体等外部支援者の活用等にも 配慮し、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主 防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に 対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年 齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用 する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康 に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健 康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- ⑤ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。
- ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- ⑦ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- ® ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を 基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑨ ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布やエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。
- ⑩ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有

第4章 避難及び被災者支援等の活動

スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 自衛官の指示(自衛隊)

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる(自衛隊法第 94 条)。

2 避難指示等の住民への広報 (報道機関)

町長からの要請に基づき県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民に避難 指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策!

- 1 津波からの自衛措置
 - (1) 住民の協力による避難行動の促進

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域の住民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が発生し、津波の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に"声かけ"をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合は、自家用車等で避難を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

また、避難行動要支援者の個別の避難計画策定に努める。

2 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものと し、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、 その運営に協力する。

(3) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 避難行動要支援者 要配慮者対策 (発災16)

関係機関

防災環境課 保険福祉課 子育て健康課 消防団

第1項 活動方針

- 地域住民等は、町が作成する避難行動要支援者名簿並びに個別避難計画等に基づき、 避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 町及び県は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関 等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 対策

- ■町が実施する対策
- 1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

支援者並びに避難援助等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿並びに個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑 化、障がい者用仮設トイレの設置等、生活環境の確保を図る。

3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアル等を活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避 難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

4 避難行動要支援者の保健・福祉対策等

避難行動要支援者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、避難行動要支援者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の 被災・避難状況の確認に努める。

また、国際交流関係団体等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。

第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動

■地域・住民が実施する共助・自助の対策!

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治区、自主防災組織等は、町、防災関係機関、福祉サービス事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画等を活用して、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、避難所運営マニュアル等に沿って、避難行動要支援者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努める。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保(発質17)

関係機関	
教育課	
あさひ園	

第1項 活動方針

○ 地震発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万 全を期する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 学校・園における児童生徒等の安全確保

学校・園の教職員は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内・園内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ指定された避難場所等へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

2 登下校時の児童生徒等の安全確保

学校・園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、 直ちに校内・園内の児童生徒等を掌握し、学校・園からの避難が必要と判断される場合は、 あらかじめ指定された避難場所等へ誘導する。

学校・園の教職員は、児童生徒等の安否の確認に努め、町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

3 夜間・休日等における対応

学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、地震発生 を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、町災対本部に対し安否情報を報告する。

4 学校・園の被害状況の把握、情報提供

町災対本部は、小中学校及びあさひ園の人的被害及び施設の被害状況を各学校等からの報告により収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、町ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

■地域・住民が実施する対策!

地域住民や自治区等自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第4節 ボランティア活動の支援(発災18)

関係機関

防災環境課 保険福祉課

第1項 活動方針

- みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体(災害ボランティア団体及び多様な専門性をもつ様々な NPO・ボランティア団体、企業等)等が連携して、速やかに町内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な NPO・ボランティア団体、 企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。
- 災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に基づくボランティア支援活動を 展開する。
- 感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」(ボランティアの活動拠点)を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティア の受入と活動先の調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつ様々な NPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつ様々な NPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが 効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や情報共有する場を設置し、連携のとれ た支援活動が展開できるよう必要な支援を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援(町社会福祉協議会、三重県社会福祉協議 会、災害支援団体等)
 - (1) 町社会福祉協議会
 - ① 町社会福祉協議会に対策本部(現地災害ボランティアセンター含む。)を設置し、必要応じて職員を町災対本部へ派遣する。
 - ② 災害ボランティアセンターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等 を行う。

(2) 三重県社会福祉協議会

- ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を町社会福祉協議会へ派遣する。
- ② 必要に応じて、町社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、現地災害ボランティア支援センターに職員を派遣し、被害状況などの情報共有を行い活動に参画する。
- ③ 必要に応じて、被災市町の市町社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。
- ④ 全国社会福祉協議会や県内外の社会福祉協議会、支援団体と連携し、町社会福祉協議会が設置する現地災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。

(3) 災害支援団体等

- ① みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。
- ② みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策!

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治区や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

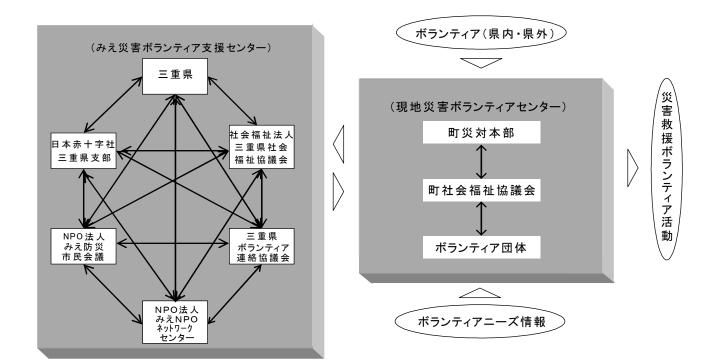
3 ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

< 「災害ボランティア支援センター」の概念図>





朝日町保健福祉センター (災害ボランティアセンター) (指定福祉避難所) (医療救護所)

第5節 防疫・保健衛生活動(発災19)

関係機関

防災環境課 保険福祉課 子育て健康課

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防 対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 対策

■町が実施する対策

- 1 実施体制
 - (1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は町が行う。

(2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に 従い適切に実施する。

- (4) 保健活動
 - ① 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。 要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

- ② 栄養・食生活支援
 - ア関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
 - (ア) 要配慮者(高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等)に対する栄養相談・ 指導を行う。
 - (イ) 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
 - (ウ) 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。
 - イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣 市町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い 主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 第3部 発災後対策

第4章 避難及び被災者支援等の活動

■地域・住民が実施する共助・自助の対策【!

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保 管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に 自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、町などによるペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第6節 災害警備活動(発災20)

関係機関

防災環境課 庶務・町史編さん課 消防団

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報 収集に努める
- 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 対策

■町が実施する対策

四日市北警察署との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的と した活動を推進する。

第7節 行方不明者の捜索・遺体の取扱い(発災21)

関係機関

防災環境課 庶務・町史編さん課 消防団

第1項 活動方針

- 大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、 これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を関係機関の協力を 得て的確に実施する。
- 町は県及び関係機関と協力して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 捜索活動

(1) 実施者及び方法

町災対本部は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を消防機関、警察、自衛隊など関係機関の協力を得て実施する。

(2) 行方不明者の把握

町災対本部において、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、死亡者 名簿と避難者名簿の確認や聞き取りを行い、また、警察と相互に情報を共有しなが ら行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努める。

(3) 応援の要請

町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流 失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、隣接市町又は遺体漂着が 予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求めた人数又は舟艇器具等
- ④ その他必要な事項

2 遺体安置所の開設・運営

(1) 施設の指定

遺体安置所の機能は災害で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視・検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有している。

このため、町は四日市北警察署と調整を図り、遺体安置所となる公共建物等をあらかじめ指定しておく。

(2) 遺体安置所の開設・運営

町災対本部は、多数の遺体が発生することが想定される場合、四日市北警察署と協議の上、指定遺体安置所を早期に開設し、運営を行う。

また、町災対本部は、平時から指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、「遺体安置所設営マニュアル」を作成しておく。

(3) 遺体安置所に関する情報の収集

町外からの問い合わせや早期の身元判明につながるよう、町災対本部は、遺体安置所から情報収集を行い、管理し、住民や遺体安置所への情報提供を実施する。

3 遺体の収容、処理

(1) 関係機関との連携

① 四日市北警察署との連携

検視を担当する四日市北警察署とあらかじめ協議し実施体制等を確立するとと もに、平常時から定期的に訓練を実施するよう努める。

② 葬祭業者との連携

遺体の取扱いは、災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書に基づき実施する。

遺体安置場所では、身元確認の長期化に備え、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保するなど遺体を十分に保存できる環境を早期に確立するとともに、遺族が身元確認しやすい環境を整えるため、三重県葬祭業協同組合の葬祭業者と平常時から連携するとともに、マニュアル等の整備に努める。

ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

(2) 遺体の処理

① 遺体の発見と通報

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見した場合、又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに四日市北警察署にその旨を通報する。

この時、遺体を搬送する必要がある場合は、発見した場所、状況、発見者などを確実に記録しておくものとし、搬送にあたっては三重県葬祭業協同組合の葬祭業者や関係機関等の協力を得て所持品とともに速やかに実施する。

② 遺体の搬送

遺体は、町災対本部が設置する遺体安置所へ搬送する。

③ 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視等及び医師による検案を行い、その後遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、四日市北警察署及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、納棺する。

なお、遺体の処置については、専門的な知識が必要であることから、葬祭業者等との協定を通じた平常時からの連携に努め、必要な協力を得られる体制の確保に努めるものとする。納棺用品等の調達については、災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書に基づき、三重県葬祭業協同組合の葬祭業者に要請する。

ただし、町災対本部において実施できないときは、他の市町対策本部医療班の 出動応援を求める等の方法により実施する。

第4章 避難及び被災者支援等の活動

④ 身元確認と遺体の引き渡し

町災対本部は、警察、自治区等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡しする。

また、遺体の検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の 氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により 応急的な埋火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、町災対本部でできないときは、「<町が実施する対策>1

(3) 応援の要請」と災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2) 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、町、警察等救助機関と連携して遭難者等の捜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保(発災22)

関係機関 防災環境課 産業建設課

第1項 活動方針

○ 南海トラフ沿いを震源域とする大規模な地震が発生した場合、町内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 対策

- ■町が実施する対策
- 1 町が所有する車両の確保

各課が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、総務部統括班に車両 の確保を要請する。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

町は、交通規制等道路情報を収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案した うえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

なお、広域かつ大規模な地震が発生し、物流システムが寸断された場合、避難者へ支援 物資輸送が混乱するため、避難所のニーズや配送状況把握のための情報共有システムの整 備、支援物資等輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を事前に把握するなど、より円 滑な避難所への支援物資供給を実現するための調査・検討を行う。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送手段の応援要請

町は、緊急輸送が必要となった場合は、基本法第68条の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<各協定締結団体の対策>

1 各協定に基づく輸送手段の確保

各協定締結団体内及び町災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。 また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき県から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊 急輸送を行う。

第2節 救援物資等の供給(発災23)

関係機関

防災環境課 保険福祉課 子育て健康課

第1項 活動方針

- 住民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等(以下「物資等」という)の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- 町は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市町からの要請に基づき、物資等の提供又 は調達の代行を行う。これに先立ち、町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、町が 備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行 う。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 町物資拠点の開設・運営

町は救援物資の受入、仕分け・搬出等の作業に必要となる物資拠点を、発災後直ちに被害状況を確認したうえで早期に開設し、救援物資の受入体制を整える。

また、救援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、町の物資拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行うとともに、協定締結団体等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築することとする。

(2) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者、車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難所外避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- 地震発生~12時間以内 住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- 地震発生 12 時間後~ 協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- 地震発生 24 時間後~ 協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- 地震発生 72 時間後~ 住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯 (炊き出し)
- ※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器 具等を提供する。

(3) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、 農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(4) 応急給食の実施

町が設置する物資拠点で食料を受入、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(5) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。また、食物アレルギーを有する者に対する、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用 した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調 達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

○ 避難者発生~24時間以内

医薬品(風邪薬、胃腸薬等一般的なもの)、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、おむつ(乳幼児用、成人用)、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ等。また、感染症蔓延等の状況下においては、必要に応じて感染防止資機材(マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等)

○ 避難者発生24時間後~

日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ等)、衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)、炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)、食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)、光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)、その他(ビニールシート等)など

(2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

町で設置する物資拠点で生活必需品等を受入、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

4 物資等の供給

町は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた町は、三重県市町災害 時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<生活必需物資等の調達に関する協定等締結団体の対策>

以下の団体については、町及び県との協定に基づき、生活必需物資等の供給を行う。

1 生活必需物資等の調達に関する協定締結団体

- 株式会社一号舘
- ・スーパーサンシ株式会社
- ・マックスバリュ中部株式会社
- ・株式会社ぎゅーとら
- ・株式会社オークワ
- ・株式会社ヤマナカ
- ・イオンリテール株式会社東海カンパニー
- 株式会社ジュンテンドー
- ・ユニー株式会社
- · 三重県生活協同組合連合会
- ・NPO法人コメリ災害対策センター
- ・三重県パン協同組合
- ・株式会社ローソン
- ・株式会社ファミリーマート
- ・株式会社セブンイレブン・ジャパン
- ・株式会社ケーヨー
- ・株式会社総合サービス
- 日本チェーンドラッグストア協会
- ・中日本ダンボール工業組合
- ・三重県朝明 LP ガス協議会
- ·一般社団法人 日本非常食推進機構
- 東海紙器株式会社
- ・」パックス株式会社

2 災害時における飲料調達に関する協定締結団体

- ・サントリーフーズ株式会社
- 大塚食品株式会社名古屋支店
- ・コカ・コーラ セントラルジャパン株式会社
- ・株式会社テイスター

3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体

• 三重県漬物協同組合

<農林水産省農産局長の対策>

農林水産省**農産局長**は、町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。 (「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照)

<中部経済産業局の対策>

中部経済産業局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

<自衛隊の対策>

県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

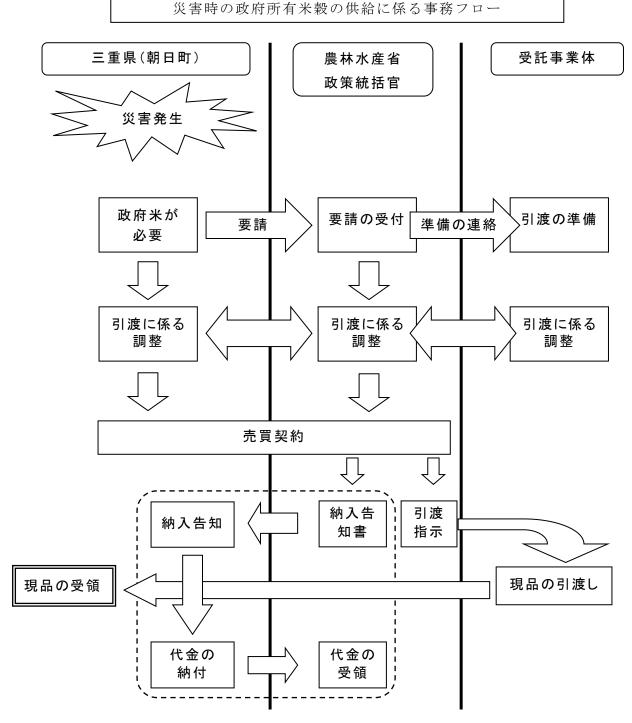
< (一社)三重県LPガス協会の対策>

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間又はそれ以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。 食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食 に携わるよう努める。



※ 代金の納付期限は、30 日以内又は、3ヵ月以内で<u>農産局長</u>と知事(町長)が 協議して決定

第3節 給水活動(発災24)

関係機関

防災環境課 上下水道課

第1項 活動方針

- 県(水道応援班)が行う応急給水活動の総合調整に協力して、町が給水タンク等による 応急給水活動を実施する。
- 町内の水道事業者、県、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう 努める。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 飲料水の確保

住民に対して一人当たり1日30を目安に3日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池等の貯留水を確保する。

2 応急給水活動の調整

「第2部 第5章 第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 第3項 町が実施する対策 1 上水道施設(町管理)等を対象とした対策 (2) 応急給水・復旧のための体制整備」に準ずる。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な 資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない 住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防 災アプリ、防災無線等を活用した広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

他市町からの応援を受けた場合には、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請するなどして、確保を図る。

第3部 発災後対策

第5章 救援物資等の供給

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、町と連携して給水活動を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策!

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治区や地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活用水の確保

地震発生後一人当たり1日30を目安に3日分以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

第6章 特定災害対策

第1節 危険物施設等の保全(発災25)

関係機関防災環境課

第1項 活動方針

○ 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第2項 対策

■町が実施する対策

- 1 危険物施設
 - (1) 災害発生防止の緊急措置

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めると きは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯 蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をするこ とができる。 (消防法第 12 条の 3)

2 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、町長は次の措置をとる。

- ① 消防団への出動命令及び消防機関、警察官、海上保安官への出動要請
- ② 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ③ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限
- (2) 災害応急対策
 - ① 住民の安全の確保

消防機関は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

② 火気等の制限

消防機関は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

③ 避難の指示及び場所

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自 主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住 民の安全を確保する。

3 毒劇物施設

(1) 災害応急対策

県は、警察本部、町、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。 また、関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

- ① 住民に対する広報
- ② 汚染区域の拡大防止措置
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- ⑤ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

4 放射性物質施設(町役場、所轄消防本部又は消防署)

(1) 災害応急対策

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた警察や消防等は、国や県の関係機関と相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- ① 住民に対する広報
- ② 汚染区域の拡大防止措置
- ③ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- ④ 避難指示
- ⑤ 被ばく者の救出及び救護
- ⑥ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡
- ⑦ 輸送中の事故にあっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

5 原子力災害対策重点区域での原子力災害

静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画においては、袋井市において原子力災害が発生 した場合の広域避難先として本町が記載されている。

このことから、袋井市において原子力災害が発生した場合、、以下の措置を講ずる。

- ① 避難経由所を経由して本町に避難者受け入れるにあたり、避難所(朝日町体育館) 開設等の避難所運営の初動対応(3日間程度を目安)を行うとともに、できる限り速 やかに袋井市に引き継ぐ
- ② 避難者受け入れの際、食料や資機材については、原則、袋井市で準備することとなるが、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、本町が協力提供する(袋井市が費用負担)
- ③ 地域への共助に配慮し、袋井市からの広域避難者受け入れの可能性についてあらか じめ地域住民等に周知
- ④ 地域住民のコミュニティに配慮し、避難者受け入れの際には地域住民等に周知

■その他の防災関係機関が実施する対策

<関係事業者の実施する対策>

1 危険物施設

危険物保安監督者、危険物取扱者等は、県、町、消防機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講じる。

- ① 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応 急点検と出火等の防止
- ② 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- ③ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- ④ 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による従業員、周辺地域住民等 に対する人命安全措置の強化

2 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- ① 地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏えい等の異常の有無について確認 を行う。
- ② 漏えい等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修 理等の措置を講じる。
- ③ 地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、町、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に通報する。
- ④ 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、 関係者であることを識別できる服装等を着用する。

3 火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を 講じるとともに、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に届け出る。

4 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止 に必要な措置を講じるとともに、保健所、警察又は消防機関に届け出る(毒物及び劇物取 締法第16条の2)。

5 放射性物質施設(放射性物質の使用者、販売者等)

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある 場合、次の応急対策を実施する。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を 委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関 に通報する。

- ① 保健所
- 2 警察
- ③ 消防機関
- ④ 町役場

(2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を

第3部 発災後対策 第6章 特定災害対策

委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

<中部近畿産業保安監督部が実施する対策>

(1) 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

- ① 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- ② 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導
- ③ 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

第7章 復旧に向けた対策 第1節 廃棄物対策活動(発災26)

関係機関

防災環境課 産業建設課

第1項 活動方針

○ 大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等(倒壊家屋等のがれき、避難所のし 尿等)が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・ 復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 障害物の除去

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に 解体処理を行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴い発生するし尿に対応するため、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。(し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。)

また、人員、器材が不足する場合には、県が協定を締結した「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等の斡旋・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、 必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた場合で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分 配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定して円滑かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるとともに、人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別の実施により可能な限り再生 利用と減量化を図り、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、町の指示する分別方法や排出 場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保(発災27)

関係機関 防災環境課 産業建設課

第1項 活動方針

- 県と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を 要する者に優先的に提供する。
- 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 対策

- ■町が実施する対策
- 1 住宅関連情報の収集
 - (1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に 関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅(建設・借上げ)の必要量などを把握し、 必要な情報を災対本部に報告する。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災建築物 応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者 等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、 被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者等だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより、所有者や使用者だけでなく、 付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保と斡旋

町営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、 斡旋する。

これら住宅への入居は要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が 行う。

町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

その場合、町は、全国木造建設事業協会、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居 にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設 住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置 するよう努める。

第3節 文教等対策(発災28)

関係機関 教育課 文化課

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、 教育の低下をきたさないように努める。

- ① 町立学校施設の危険度判定を行う。
- ② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- ④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メール、ホームページ等で実施時期等の周知を図る。また、避難先がわからず、連絡もすることができない児童生徒等及び保護者等に対しては、少しでも情報が伝わるように、県や近隣市町に応急教育実施の情報を共有し周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県及び他市町教育委員会に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請し、県及び町対策本部へ報告する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置 等の調整を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。 また、町は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

町災対本部は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

4 学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び

第3部 発災後対策

第7章 復旧に向けた対策

避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、学校及び町営施設等の一時使 用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

5 学用品の調達及び確保

(1) 給付の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給付の方法

学用品の給付は、町長(救助法が適用された場合は知事の委任による町長)が行う。

6 文化財・歴史的文化的資料等の保護

(1) 被害報告

文化財・歴史的文化的資料等が被害を受けたときは、教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあってはその長。以下「教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに県被災者支援部隊〈教育対策班〉に報告する。調査実施ができない状態の場合は、県被災者支援部隊〈教育対策班〉に連絡の上、協議を行う。

(2) 応急対応

文化財・歴史的文化的資料等が被害を受けたときは、県の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指導・助言を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲 で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、町 教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 災害義援金等の受入・配分(発災29)

関係機関 防災環境課 総務課 出納室 税務課

保険福祉課

第1項 活動方針

○ 被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 対策

■町が実施する対策

1 実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分は、町災害義援金募集推進委員会、町災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、朝日町社会福祉協議会、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

2 災害義援金品の募集

町内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品については、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その 内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 災害義援金品の保管

災害義援金及び見舞金については、町災対本部において一括してとりまとめ保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金品の配分

被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をい う。

なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

第3部 発災後対策 第7章 復旧に向けた対策

■その他の防災関係機関が実施する対策

< 三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体>

1 実施機関の設置

「<町が実施する対策>1 実施機関の設置」に準ずる。

2 災害義援金品の募集

「<町が実施する対策>2 災害義援金品の募集」に準ずる。

3 災害義援金品の保管

「<町が実施する対策>3 災害義援金品の保管」に準ずる。

4 災害義援金品の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、可能な限り無料奉仕とし、輸送その他 に要する経費は実施機関において負担する。

■地域・住民が実施する対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定(復興!)

関係機関

防災環境課 総務課 産業建設課

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 対策

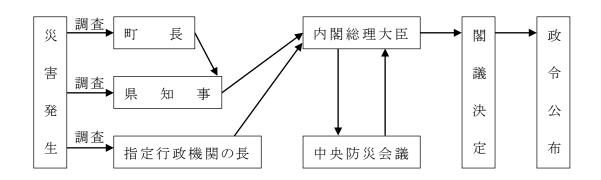
■町と県が連携して実施する対策

1 激甚災害の指定

基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生し、被害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という)に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、町及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - 7 公共土木施設災害復旧事業
 - 4 公立学校施設災害復旧事業
 - ウ公営住宅災害復旧事業
 - 工 児童福祉施設災害復旧事業
 - 才 老人福祉施設災害復旧事業

- 力障害者支援施設等災害復旧事業
- * 堆積土砂排除事業

② 農林水産業に関する特別の助成

- 7 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- り 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

③ 中小企業に関する特別の助成

- ア中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- イ罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ウ公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対す る特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

① 県

- 7 県は町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
- イ 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定 を受けられるよう措置する。

② 町

ア 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に 報告する。

4 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部が国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

4 災害対策基金

県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てなければならない。

5 起債の特例

① 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のた

めの減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって 生ずる財政収入の不足を補う場合

- ② 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- ③ 上記①・②の場合において、基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第 5 条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

6 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるための特別の措置を講ずることができる。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援(復興2)

関係機関

防災環境課 総務報室 税務福祉課 保険石健康課 子育て健康課

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備 する。
- 町と県が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被 災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

- ■町と県が連携して実施する対策
- 1 被災者情報の収集と対応
 - (1) 被災者台帳整備に向けた検討

町は、県と協力し、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の整備を行う。また、災害対策分野での利用効果が見込まれている社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)についても被災者台帳の整備に併せて利用する。

(2) 家屋被害認定調査

町は、災害発生後、二次災害等のおそれがなくなり次第、速やかに家屋被害認定調査 等を実施する。

また、家屋被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」に基づき行う。

町は、県と三重県土地家屋調査士会及び(公社)三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との「災害発生時における応援協力に関する協定」に基づく支援活動等を要請し、家屋被害認定調査にあたる。

(3) 罹災証明書の交付

町は、家屋被害認定調査等の結果を基に罹災台帳を作成し、申請のあった被災者に罹 災証明書を発行する。

① 罹災台帳の作成

被害状況の調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明次第、速やかに罹災台帳を作成する。

② 罹災証明書の発行

救助法を適用する災害が発生した場合、町長は、罹災証明書を被災世帯全部に速やかに交付する。なお、交付等を支援するシステムなどの活用も検討し、迅速に行う。 罹災証明は、基本法第2条第1号に規定する災害による被害について、証明を行う。 なお、被災時の混乱等により、罹災証明書を交付できない場合は、仮罹災証明書を 交付する措置をとり、後日速やかに本証書に切り替えを行う。

- ※7 証明書の交付は、被災者にとっては応急救助のみならず、以後種々の問題につき必要になるものであるから、慎重を期すこと。
 - イ 発行に当たっては、罹災台帳と割印をするなど発行の事実を判然とさせ重複発行を 避けるようにすること。

(家屋被害の例)

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流失、床上浸水、床下浸水 等

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

- (1) 生活資金等の貸付
 - ① 災害援護資金
 - ア 実施主体: 町
 - イ対象災害:県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
 - り 受給者:上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
 - ェ貸付限度額:350万円
 - ② 母子父子寡婦福祉資金
 - ア 実施主体: 町
 - イ 受給者:配偶者のない女子であって、現に児童(20才未満の者)を扶養している者 及び配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並 びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
 - り貸付限度額:貸付資金の種類に応じて貸付
 - ェ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)
 - a 事業開始資金 b 住宅資金 c 生活資金 d 就職支度資金 e 修学資金 f 修業資金 g 医療介護資金 h 結婚資金
 - ③ 生活福祉資金
 - 7 実施主体: 県社会福祉協議会
 - イ 受給者:①の災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
 - り貸付限度額:貸付資金の種類に応じて貸付
 - ェ貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ·生活支援資金 ·住宅入居費 ·一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ·療養費 ·介護等費 ·福祉費 ·福祉費 (住宅) ·福祉用具購入費
 - c 教育支援資金
 - ·教育支援費 ·就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - · 不動產担保型生活資金
- (2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給
 - ① 対象となる自然災害

地震、津波等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は 次のとおり。

- 7 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した 市町の区域にかかる自然災害
- イ10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- り 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ェ 県内にア又はイの市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- オア~ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- カ 県内にアもしくはイの市町を含む場合、又はウに該当する都道府県が2以上ある場合 に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。 人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯)の区域にかかる自然災害

② 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。また、e中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。

《複数世帯の場合》 (単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地 に被害が生じ、やむを得 ず解体した世帯、長期避 難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100
	建設・購入	l	100	100
中規模半壊した世帯	補修		50	50
	賃借(公営住宅以外)		25	25

《単数世帯の場合》 (単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地 に被害が生じ、やむを得 ず解体した世帯、長期避 難世帯	建設・購入	75	150	225
	1111 152	75	75	150
	賃借(公営住宅以外)	75	37. 5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37. 5	150	187.5
	補修	37. 5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37. 5	37. 5	75
	建設・購入	_	75	75
中規模半壊した世帯	補修	_	37.5	37. 5
	賃借(公営住宅以外)	_	18.75	18.75

(3) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携

① 自力再建支援

住宅に関する情報提供は復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び 市町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、 早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害 発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び 住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

② 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では 住宅を得ることができない被災者に対しては、町及び県は、将来の住宅需要も勘案し たうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町 及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公 営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

③ 住宅金融支援機構との連携

町及び県は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、 災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるととも に、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資 が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

① 町税の徴収猶予及び減免等の措置

町においては、被災者の住民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

3 起債の特例

- ① 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- ② 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- ③ 上記①・②の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

4 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる 場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるための特別の措 置を講ずることができる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

- 1 租税の徴収猶予及び減免等の対策 (国税庁)
 - (1) 国税の徴収猶予及び減免等
 - ① 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることころによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認める時は、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

② 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、 震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の 軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品に ついて納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を 除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策 (東海財務局津財務事務所、日本銀行名古屋支店)

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講じることを要請する。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じる。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示 あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便 を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講じる。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業 についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分 配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻を行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講じる。

④ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等

を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、 その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講じることを要請する。

① 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を 講じる。

② 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間 の延長を行う等適宜の措置を講じる。

③ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講じることを要請する。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。
- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。
- ④ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。
- ⑤ その他、顧客への対応について十分配意する。

3 雇用対策(三重労働局)

- (1) 被災者に対する職業斡旋等
 - ① 通勤地域における適職求人の開拓

ア職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

② 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

イ 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

③ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取り扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、災害救助法に基づき、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取り扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、 通常葉書等を無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用 に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お 年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等をすることにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定(復興3)

関係機関 関係課

第1項 活動方針

- 本町が特定大規模災害となる地震・津波による甚大な被害を受けた場合、速やかに「町 震災復興本部(仮称)」を設置する。
- 発災後、「町震災復興本部(仮称)」において速やかに復興法に基づく復興方針を策定し、 町の復興対策を支援できるよう、復興方針の事前検討及び復興指針(仮称)の策定を行 う。

第2項 対策

1 復興体制の構築

(1) 町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、町の総合的な復興対策を指揮する「町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等について、「三重県復興指針」を参考として、事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】

- ① 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- ② 災害廃棄物の処理に関する計画(災害廃棄物処理実効計画)

朝日町地域防災計画

一地震・津波対策編一

令和6年7月修正

朝日町防災会議

(防災環境課)

〒510-8522 三重郡朝日町大字小向 893 番地

電話 059-377-5610

FAX 059-377-5661

E-Mail bousai@town.asahi.mie.jp